

# 第三次宮崎市環境基本計画

太陽と豊かな自然の恵みを未来につなぐ都市「みやざき」

平成 30 年度～令和 6 年度  
(2018 年度～2024 年度)

【 一部改訂計画 】

令和 5 年 3 月  
宮崎市



# 目 次

## 第1部 計画の基本的事項

|                    |   |
|--------------------|---|
| 第1章 計画見直しの基本的な考え方  | 1 |
| 第1節 計画の見直し         | 1 |
| 第2節 計画の期間と対象範囲     | 1 |
| 第2章 環境問題に対する行政の取組  | 2 |
| 第3章 環境基本計画の位置付けと役割 | 5 |

## 第2部 環境の現状

|                |    |
|----------------|----|
| 第1章 環境の現状      | 6  |
| 第1節 自然的特性      | 6  |
| 第2節 地球環境       | 6  |
| 第2章 環境意識の現状    | 8  |
| 第1節 市民アンケート調査  | 8  |
| 第2節 事業者アンケート調査 | 16 |
| 第3章 主な環境課題     | 22 |

## 第3部 目指す環境像と長期的目標

|                  |    |
|------------------|----|
| 第1章 長期的目標と取組体系   | 23 |
| 第1節 長期的目標        | 23 |
| 第2節 取組体系         | 24 |
| 第2章 評価指標の設定      | 26 |
| 第1節 評価指標の位置付け    | 26 |
| 第2節 評価指標の種類と評価時期 | 26 |

## 第4部 目標別の施策展開

|                     |    |
|---------------------|----|
| 第1章 長期的目標Ⅰ 脱炭素社会の構築 | 29 |
| 第2章 長期的目標Ⅱ 循環型社会の形成 | 44 |
| 第3章 長期的目標Ⅲ 自然環境の保全  | 49 |
| 第4章 長期的目標Ⅳ 生活環境の保全  | 54 |
| 第5章 長期的目標Ⅴ 環境教育の推進  | 60 |

## 第5部 計画の総合的推進

|                |    |
|----------------|----|
| 第1章 計画の推進体制    | 66 |
| 第1節 計画推進の主体と役割 | 66 |
| 第2節 推進体制       | 66 |
| 第2章 計画の進行管理    | 68 |

## 資料編

|                     |    |
|---------------------|----|
| 1 計画策定（一部改訂）の経緯     | 69 |
| 2 計画策定（一部改訂）の体制     | 70 |
| 3 個別施策（一覧）          | 72 |
| 4 評価指標（一覧）          | 75 |
| 5 市民・事業者の環境配慮事項（一覧） | 79 |
| 6 用語解説              | 84 |

(本文中で「\*」印のある語句について掲載)

---

## はじめに

---

### 計画見直しの趣旨

宮崎市環境基本計画（以下「基本計画」という。）は、宮崎市（以下「本市」という。）が定める環境の保全に関する基本的な計画であり、行政だけではなく、市民や事業者が取り組む目標や方向性を定めたものです。

第三次宮崎市環境基本計画（以下「第三次計画」という。）は、市民・事業者・行政が連携を図り、よりよい環境づくりを一層推進するため、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間として、平成30年3月に策定しました。

第三次計画の策定後、本市を取り巻く社会経済情勢や生活・行動様式は大きく変化し、環境問題については、より一層複雑化・多様化が進んでおり、市民・事業者・行政の各主体が協働し、総合的かつ計画的に環境施策を展開、計画していく必要があります。

このような中、第三次計画は中間年度である令和4年度に一部見直しを行うこととしており、計画期間の変更、温室効果ガスの削減目標の変更、最終目標の設定など、見直しが必要な箇所の改訂を行います。



# 第1部 計画の基本的事項

## 第1章 計画見直しの基本的な考え方

### 第1節 計画の見直し

本市では、環境基本計画に沿って、これまで様々な施策を実施してきました。

この間、市民・事業者の環境意識や生活・行動様式の変化、環境問題の多様化など、私たちを取り巻く環境も大きく変化してきています。

また、基本計画の上位計画である宮崎市総合計画（第五次宮崎市総合計画）の計画期間が10年間から7年間に変更されました。

このような状況に対応するため、現行計画の中間年度にあたる令和4年度に見直しを行い、「計画の期間」や「温室効果ガス※の削減目標」、「最終年度の目標値」について見直しを行いました。

また、市民等の意向を計画に盛り込むため、市民や事業者に対してアンケート調査を実施し、宮崎市の環境施策に対し、様々な意見や要望等をいただきました。

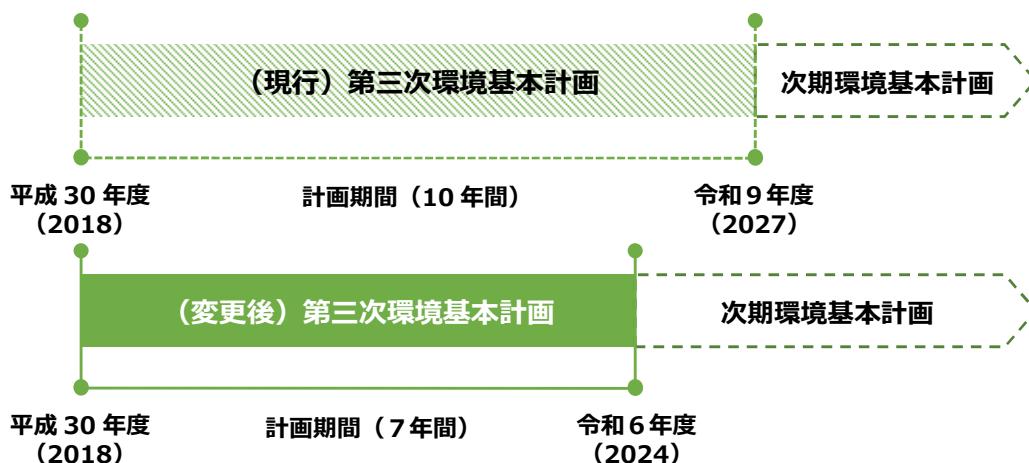
今回の一改訂計画は、様々な環境の変化などを考慮し策定したもので、今後も本市の環境行政を積極的に推進するための基本となるものです。

### 第2節 計画の期間と対象範囲

#### 1 計画の期間

現行計画は、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間としています。

今回の一部改訂計画では、基本計画の上位計画である第五次宮崎市総合計画の計画期間に合わせ、計画期間を平成30年度から令和6年度までの7年間を計画期間とします。



#### 2 計画の対象範囲

今回の一部改訂計画において対象とする環境は、以下のとおりとします。

| 環境の範囲  | 対象とする環境                          |
|--------|----------------------------------|
| 脱炭素社会※ | 温室効果ガス、再生可能エネルギー※、省エネルギー、交通など    |
| 循環型社会※ | 廃棄物の減量、リサイクル、水資源の保全など            |
| 自然環境   | 森林・農地、生物多様性※、自然とのふれあいなど          |
| 生活環境   | 公園・緑地、景観、歴史・文化、大気・水環境、自然災害への備えなど |
| 環境教育※  | 環境教育、環境情報、環境保全活動など               |

## 第2章 環境問題に対する行政の取組

### 1 国の取組

平成5年11月に環境基本法が制定され、同法第15条に「環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（環境基本計画）を定めなければならない」と規定されました。

平成6年12月には、第一次環境基本計画が閣議決定され、その後、平成12年、平成18年、平成24年に計画が閣議決定され、平成30年4月に第五次計画が閣議決定されています。

第五次計画は、SDGs※、パリ協定※採択後に初めて策定された環境基本計画で、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏※」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。

国は、令和2年10月に、2050年までに温室効果ガス※の排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会※の実現を目指すことを宣言しました。

令和3年4月には、地球温暖化対策推進本部※において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比で46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

令和3年5月には、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立し、パリ協定や2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念が定立されるとともに、地域の再生可能エネルギー※を活用した脱炭素化を促進するための計画等が創設されました。

令和3年6月には、地域脱炭素ロードマップ※が決定され、全国で自家消費型太陽光発電や、省エネ住宅、ゼロカーボン・ドライブ※などの重点対策を実施する方針が示されました。

令和3年10月には、地球温暖化対策計画※が閣議決定され、2050年カーボンニュートラル宣言、2030年度46%削減目標等の実現に向けて、対策・施策が示されました。

### 2 県の取組

宮崎県では、平成8年4月に施行した「宮崎県環境基本条例」に基づき、平成9年3月に「宮崎県環境基本計画」を策定して以来、令和3年3月までに三次にわたる計画に基づき、複雑化・多様化する環境問題に適切に対処するための施策を計画的に推進してきました。

それまでの取組により、温室効果ガス排出量に一定の改善が図られたほか、再生可能エネルギー導入量が大幅に増加するなど、着実な成果を上げることができました。

このような中、平成28年の計画改定以後、国際情勢における「持続可能な開発目標」（SDGs）としての17のゴールの提示や、温室効果ガス削減等に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」の発効、我が国における令和2年10月のカーボンニュートラル宣言など、本県の環境を取り巻く情勢が大きく変化してきたことから、令和3年3月に「第四次宮崎県環境基本計画」を策

定しました。

第四次宮崎県環境基本計画では、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来に伴う、担い手の減少による里地里山の維持管理の困難化や、野生鳥獣等による農林作物被害などといった地域の存続に関わる課題に取り組むことに加え、脱炭素社会※や循環型社会※、自然共生社会の実現に向けた取組を進め、本県の恵まれた環境と自然豊かな郷土を将来の世代も享受できる持続可能な社会※の構築を目指すこととしています。

また、国のカーボンニュートラル宣言以降、脱炭素化に向けた動きが大きく加速しており、このような動きに対応するため、令和5年3月に第四次宮崎県環境基本計画の一部を改定し、2030年度の温室効果ガス※削減目標を2013年度比で26%削減から50%削減に引き上げるとともに、2030年度の再生可能エネルギー※の導入目標を見直すなど、2050年ゼロカーボン社会づくりに向けた更なる施策の展開を図ることとしています。

### 3 市の取組

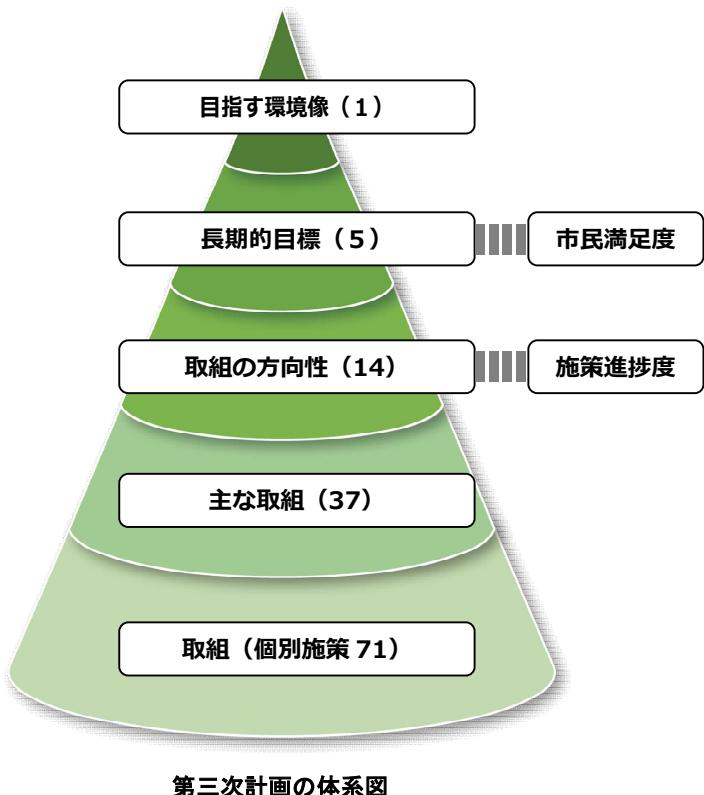
宮崎市では、平成9年4月に施行した「宮崎市環境基本条例」に基づき、平成10年3月に「宮崎市環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、社会経済情勢や市民意識の変化、本計画の進捗状況、平成18年1月に合併した旧佐土原町、旧田野町、旧高岡町、平成22年3月に合併した旧清武町の環境特性にも考慮し、平成20年3月に「第二次宮崎市環境基本計画」、平成30年3月に「第三次宮崎市環境基本計画」を策定しました。

第三次計画では、「太陽と豊かな自然の恵みを未来につなぐ都市「みやざき」」を「目指す環境像」として、5つの「長期的目標」、14の「取組の方向性」、37の「主な取組」、市民・事業者・行政の「取組」（環境配慮事項と個別施策）という取組体系に基づき、各種施策に取り組んできました。

市民・事業者・行政それぞれの取組による相乗的な効果を確認するため、「市民満足度」と「施策進捗度」の2種類の評価指標を設定しており、市民満足度は長期的目標の達成状況を評価するための指標で、施策進捗度は施策の進捗状況を評価するための指標です。

現行計画では、両指標とも令和2年（2020年）度、令和4年（2022年）度、令和7年（2025年）度、令和9年（2027年）度の目標値を設定していましたが、一部改訂計画では、計画期間を平成30年度から令和6年度までの7年間に変更するのに合わせて、令和2年（2020年）度、令和4年（2022年）度、令和6年（2024年）度の目標値を設定しています。



第三次計画の体系図

また、施策進捗度については、各年度の実績値を集約し、各年度の目標値と比較することで達成状況を評価してきました。

そのような中、本市は、気候変動問題※の原因の一つとして挙げられる地球温暖化対策として、令和3年8月30日の市議会9月定例会において、2050年までに二酸化炭素※排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティみやざき」を目指すことを宣言しました。

私たちのかけがえのない故郷を未来の子どもたちによりよい姿でつないでいくため、市民や事業者など多様な主体※と連携し、脱炭素社会実現のための取組を推進しています。

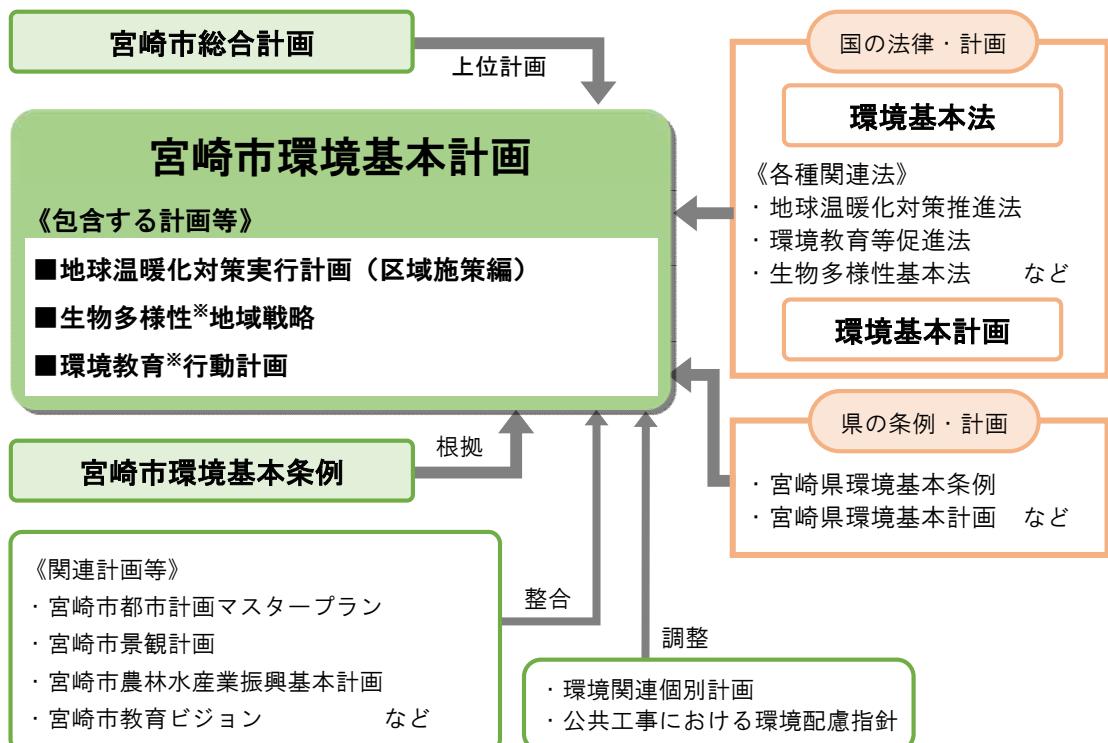
### ■第三次計画の取組体系

|              |   |
|--------------|---|
| 目指す環境像       | 環境基本条例に定める基本理念に基づく、目標とする環境面での将来像（環境像）です。                    |
| 長期的目標        | 「目指す環境像」を実現するための5つの「長期的目標」です。                               |
| 取組の方向性       | 「長期的目標」を達成するための14の「取組の方向性」です。                               |
| 主な取組         | 「取組の方向性」を具体化した市民・事業者・行政の37の「主な取組」です。                        |
| 取組<br>(個別施策) | 市民・事業者・行政の「取組」です。<br>市民・事業者の取組は「環境配慮事項」で、行政の取組は71の「個別施策」です。 |

### 第3章 環境基本計画の位置付けと役割

#### 1 計画の位置づけ

第三次計画は、環境基本条例第8条に基づく法定計画であり、第五次宮崎市総合計画（以下「第五次総合計画」という。）の基本構想を環境面から実現するためのマスタープランとして位置付けられます。



#### 2 計画の役割

##### 1) 環境基本条例の目的や基本理念等を実現するための計画

基本計画は、環境基本条例に掲げた目的や基本理念等を実現するための法定計画であり、本市の環境づくりの最も基本となる計画です。

そのため、目指す環境像や長期的目標といった計画の骨格となる部分については、市民及び事業者等で構成する策定会議で検討するなど、市民協働で策定しました。



##### 2) 市民・事業者・行政の共通目標としての計画

持続可能な社会※を形成するためには、市の施策や事業だけではなく、市民や事業者が主体的に環境保全に取り組むことが必要不可欠です。

市民・事業者・行政の各主体の協働により、共通の目標や方向性に基づく取組を進めることで、目指す環境像の実現を図ります。





## 第2部 環境の現状

### 第1章 環境の現状

#### 第1節 自然的特性

##### 1 気候

本市の平均気温は約 17°C、降水量は 2,000mm を超えており、年によっては 3,000mm を超えることもあります。平均気温の高さ、降水量の多さ、日照時間の長さにおいて、いずれも全国の県庁所在地では上位となっており、降水量が多い地域でありながら、日照時間も長いのが特徴といえます。

本市の気候

|                       | 快晴日数<br>(平年値) | 気温<br>(平年値)        | 降水量<br>(平年値)           | 日照時間<br>(平年値)          |
|-----------------------|---------------|--------------------|------------------------|------------------------|
| 1971 年～2000 年の<br>平均値 | 54.3 日        | 17.2°C<br>(全国 3 位) | 2,457.0 mm<br>(全国 3 位) | 2,108 時間<br>(全国 3 位)   |
| 1981 年～2010 年の<br>平均値 | 52.7 日        | 17.4°C<br>(全国 3 位) | 2,508.5 mm<br>(全国 2 位) | 2,116 時間<br>(全国 3 位)   |
| 1991 年～2020 年の<br>平均値 | 52.0 日        | 17.7°C<br>(全国 3 位) | 2,625.5 mm<br>(全国 2 位) | 2,121.7 時間<br>(全国 6 位) |

資料：気象庁資料より作成

#### 第2節 地球環境

##### 1 温室効果ガスの排出状況

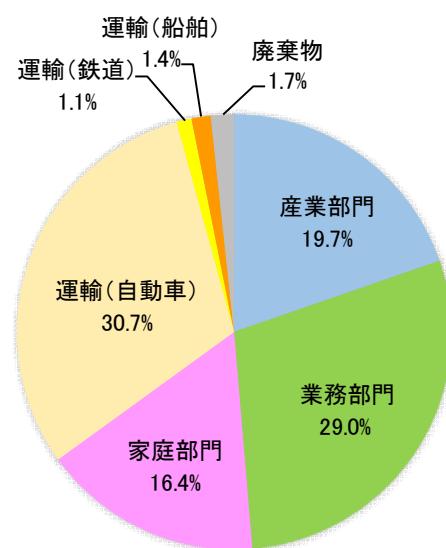
本市の令和元（2019）年度の温室効果ガス<sup>\*</sup>総排出量は、約 2,571 千 t-CO<sub>2</sub>（二酸化炭素<sup>\*</sup>換算）で、そのうち約 86%がエネルギー起源の二酸化炭素となっています。

二酸化炭素排出量の部門別内訳は、運輸（自動車）部門が約 31%、業務部門（オフィスや店舗など）が約 29%、家庭部門が約 16%となっており、これら三部門の二酸化炭素排出量が、全体の約 76%を占めています。

温室効果ガスの排出量内訳（令和元年度）

| 部門等                                     |            | 排出量<br>(千 t - CO <sub>2</sub> ) |
|---|------------|---------------------------------|
| 二酸化炭素<br>エネルギー<br>起源                    | 産業         | 441.4                           |
|   | 業務         | 649.2                           |
|   | 家庭         | 366.4                           |
|   | 運輸（自動車）    | 688.1                           |
|   | 運輸（鉄道）     | 25.0                            |
|   | 運輸（船舶）     | 32.2                            |
|   | 廃棄物（二酸化炭素） | 38.5                            |
|   | 二酸化炭素排出量計  | 2,240.7                         |
| メタン                                     |            | 90.2                            |
| 一酸化二窒素                                  |            | 64.1                            |
| 代替フロン <sup>※</sup> 等 4 ガス <sup>注)</sup> |            | 175.5                           |
| 温室効果ガス排出量合計                             |            | 2,570.6                         |

注) HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub> の 4 種類のガス



## 2 再生可能エネルギー

本市の年間日照時間の平年値（1991 年から 2020 年までの平均値）は、全国の県庁所在都市の中で第 6 位であり、他の都市と比べて太陽光や太陽熱を利用するための自然的条件に恵まれています。

本市の施設では、平成 16 年度に本庁舎屋上、令和元年度までに小中学校 8 校、平成 25 年度に生目の杜遊古館に太陽光発電設備を設置するなど、再生可能エネルギー※の導入に積極的に取り組んでいます。

また、平成 25 年度に太陽光発電システム設置事業者への市有施設の屋根貸し事業を行っており、再生可能エネルギーの利用促進と温室効果ガス※の発生抑制、市有施設の有効活用を図っています。

年間日照時間の平年値

| 全国順位 | 日照時間（年間） |         |
|------|----------|---------|
|      | 気象官署     | 時間      |
| 1 位  | 甲府       | 2,225.8 |
| 2 位  | 高知       | 2,159.7 |
| 3 位  | 前橋       | 2,153.7 |
| 4 位  | 静岡       | 2,151.5 |
| 5 位  | 名古屋      | 2,141.0 |
| 6 位  | 宮崎       | 2,121.7 |

注) 気象庁資料より作成  
(1991 年から 2020 年までの 30 年間の平均値)

## 第2章 環境意識の現状

### 第1節 市民アンケート調査

第三次計画の長期的目標の達成状況を評価し、今後の計画推進の参考とするために、本計画の当初策定時と同様に、市民 2,500 人を無作為抽出のうえアンケート調査を行い、34.4%の回答を得ました。（令和 3 年 4 月～5 月実施。）

市民アンケート調査の結果は以下のとおりです。

なお、前回調査は平成 30 年 5 月～6 月に実施しています。

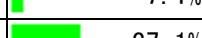
#### 1 日常生活における環境配慮行動

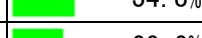
日常生活のなかで、環境に対し気を付けていることとして、「ごみの減量・水資源の保全」に関する分野の取組等が前回同様に最も高く、60.1%でした。

個別の取組をみると、取組率 8割以上の項目は、「7 買い物の際にエコバッグを使用し、レジ袋をもらわないようにしている」(89.8%)、「8 ごみと資源物を適正に分別し、ごみ減量と再資源化に取り組んでいる」(85.8%)、「11 廃食用油や調理くずを直接排水口に流さないようにしている」(80.7%) でした。

**自身や家族が日常生活の中で、環境に対し取り組んでいること**

| 項目  | 省エネルギー活動について  | 取組率   |
|---|---|-------|
| 1 クールビズやウォームビズにより冷暖房の設定温度を控えめにしている        |  | 61.1% |
| 2 太陽光パネルを設置するなど再生可能エネルギー※を利用している          |  | 15.6% |
| 3 ハイブリッド自動車や電気自動車を利用している                  |  | 23.4% |
| 4 移動には、バスや電車などの公共交通機関を積極的に利用している          |  | 13.5% |
| 5 不要なアイドリングや急発進・急停車をしないなどエコドライブ運転をしている    |  | 58.2% |
| 6 食品ロス※をできるだけ出さない、地産地消など環境負荷の少ない賢い選択をしている |  | 65.0% |
| 【上記取組の平均】                                 |  | 39.5% |

| 項目                                 | ごみの減量・水資源の保全について  | 取組率   |
|------------------------------------|---|-------|
| 7 買い物の際にエコバッグを使用し、レジ袋をもらわないようにしている |  | 89.8% |
| 8 ごみと資源物を適正に分別し、ごみ減量と再資源化に取り組んでいる  |  | 85.8% |
| 9 生ごみ処理機などを活用し、生ごみを堆肥化している         |  | 7.1%  |
| 10 節水に心がけ、お風呂の残り湯や雨水を活用している        |  | 37.1% |
| 11 廃食用油や調理くずを直接排水口に流さないようにしている     |  | 80.7% |
| 【上記取組の平均】                          |  | 60.1% |

| 項目                               | 自然環境の保全について   | 取組率   |
|----------------------------------|---|-------|
| 12 森林や緑地等の保全に関する活動に参加している        |  | 3.7%  |
| 13 身近な地域の自然や生き物を大切にしている          |  | 46.1% |
| 14 ウォーキングやキャンプなど自然とのふれあいを大切にしている |  | 34.8% |
| 【上記取組の平均】                        |  | 28.2% |

| 項目 | 生活環境の保全について                     | 取組率   |
|----|---------------------------------|-------|
| 15 | 花壇作りや植樹などの緑化活動をおこなっている          | 34.3% |
| 16 | 文化財や歴史に関する施設等を大切にし、継承活動をおこなっている | 3.3%  |
| 17 | 自然災害に対する備えとして、防災訓練に参加している       | 22.1% |
|    | 【上記取組の平均】                       | 19.9% |

| 項目 | 環境教育*について                     | 取組率   |
|----|-------------------------------|-------|
| 18 | 環境に関するイベントや学習会などに参加している       | 3.1%  |
| 19 | 地域や自宅周辺の清掃活動をおこなっている          | 42.1% |
| 20 | 環境家計簿を活用し省エネルギー・省資源行動に取り組んでいる | 5.0%  |
|    | 【上記取組の平均】                     | 16.7% |

## まとめ(全体)

| 項目 | 日常生活における環境配慮行動の順位（回答数順）                 | 取組率   |
|----|---|-------|
| 7  | 買い物の際にエコバッグを使用し、レジ袋をもらわないようにしている        | 89.8% |
| 8  | ごみと資源物を適正に分別し、ごみ減量と再資源化に取り組んでいる         | 85.8% |
| 11 | 廃食用油や調理くずを直接排水口に流さないようにしている             | 80.7% |
| 6  | 食品ロス*をできるだけ出さない、地産地消など環境負荷の少ない賢い選択をしている | 65.0% |
| 1  | クールビズやウォームビズにより冷暖房の設定温度を控えめにしている        | 61.1% |
| 5  | 不要なアイドリングや急発進・急停車をしないなどエコドライブ運転をしている    | 58.2% |
| 13 | 身近な地域の自然や生き物を大切にしている                    | 46.1% |
| 19 | 地域や自宅周辺の清掃活動をおこなっている                    | 42.1% |
| 10 | 節水に心がけ、お風呂の残り湯や雨水を活用している                | 37.1% |
| 14 | ウォーキングやキャンプなど自然とのふれあいを大切にしている           | 34.8% |
| 15 | 花壇作りや植樹などの緑化活動をおこなっている                  | 34.3% |
| 3  | ハイブリッド自動車や電気自動車を利用している                  | 23.4% |
| 17 | 自然災害に対する備えとして、防災訓練に参加している               | 22.1% |
| 2  | 太陽光パネルを設置するなど再生可能エネルギー*を利用する            | 15.6% |
| 4  | 移動には、バスや電車などの公共交通機関を積極的に利用している          | 13.5% |
| 9  | 生ごみ処理機などを活用し、生ごみを堆肥化している                | 7.1%  |
| 20 | 環境家計簿*を活用し省エネルギー・省資源行動に取り組んでいる          | 5.0%  |
| 12 | 森林や緑地等の保全に関する活動に参加している                  | 3.7%  |
| 16 | 文化財や歴史に関する施設等を大切にし、継承活動をおこなっている         | 3.3%  |
| 18 | 環境に関するイベントや学習会などに参加している                 | 3.1%  |

## 2 身近な地域の環境への満足度と重要度

「身近な地域の環境」に対する満足度については、「9 緑の保全と緑化の推進」、「11 美しい街並みの創造」に対する満足度が 50%を超えていました。

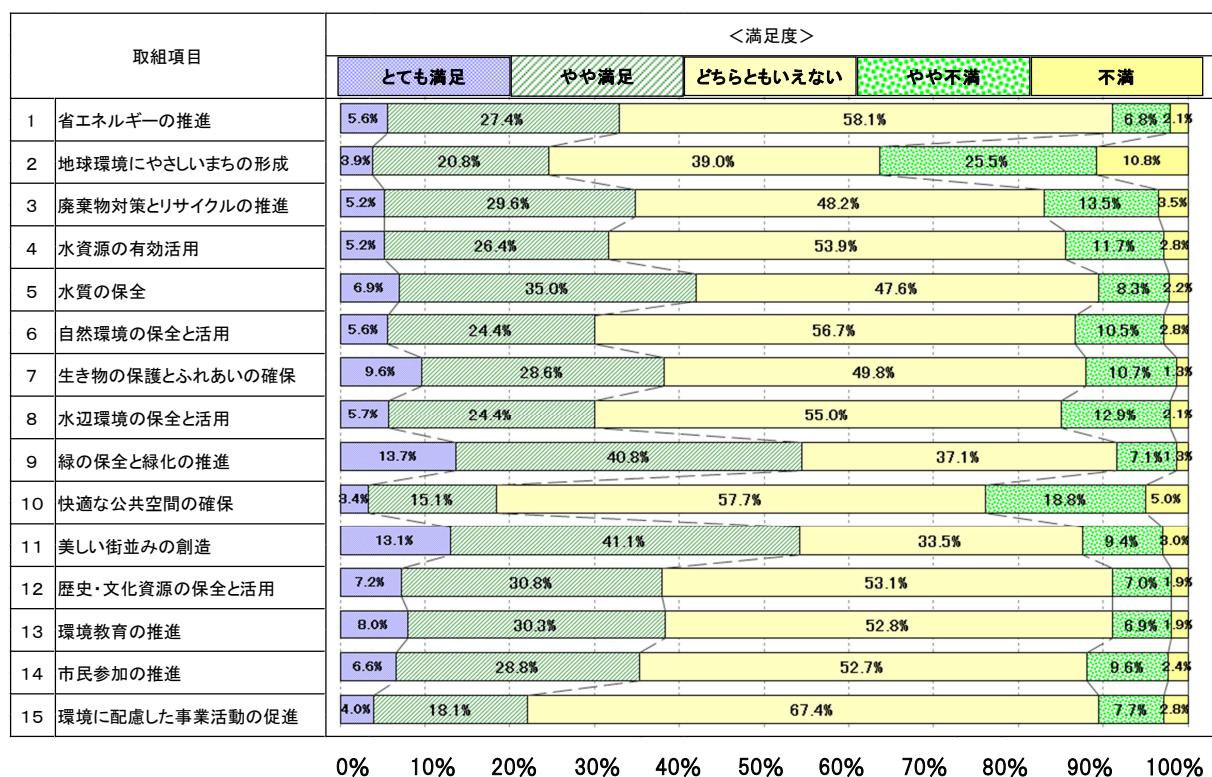
なお、前回調査時には、満足度が 50%を超える項目はありませんでした。

また、前回調査時の満足度の割合と比較すると、「11 美しい街並みの創造」、「14 市民参加の推進」、「13 環境教育※の推進」、「7 生き物の保護とふれあいの確保」に対する満足度の割合は 10%以上高くなっています。

一方で、「10 快適な公共空間の確保」、「8 水辺環境の保全と活用」、「3 廃棄物対策とリサイクルの推進」に対する満足度の割合は、前回調査時と比較して 10%以上低くなっています。

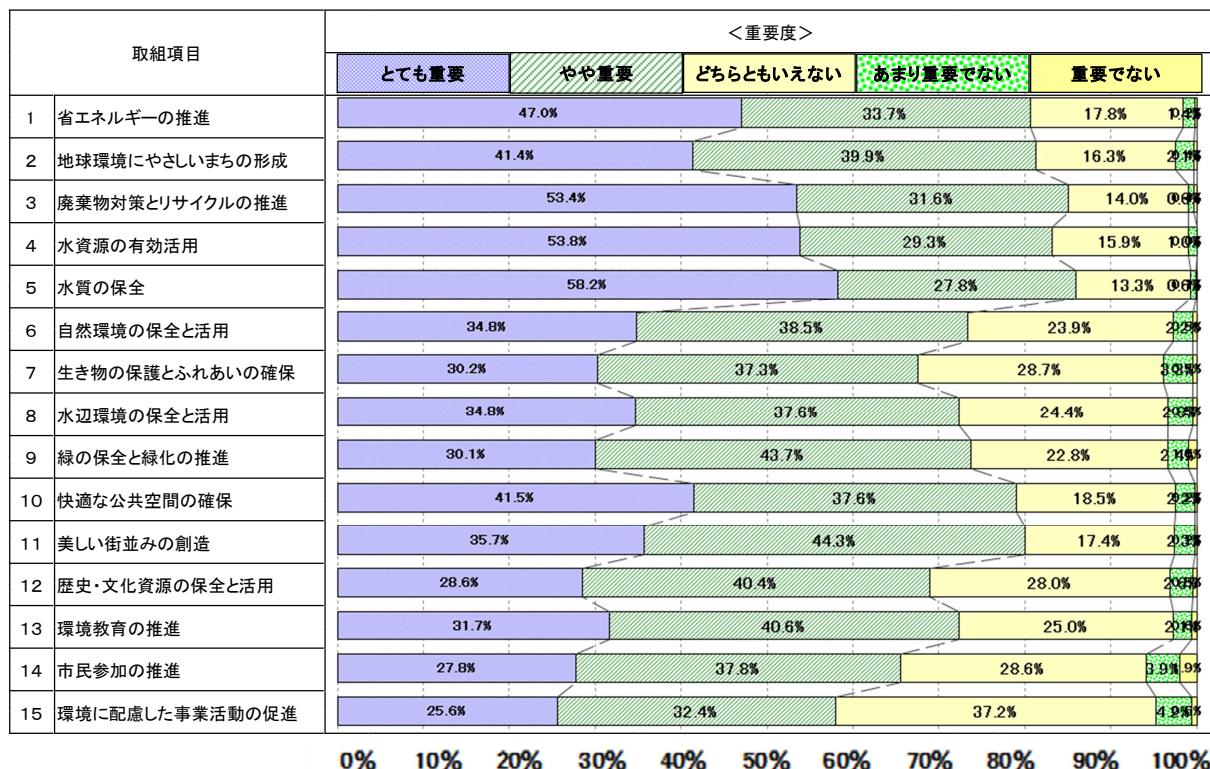
不満足度については、「2 地球環境にやさしいまちの形成」、「10 快適な公共空間の確保」に対して不満足と考える割合が高くなっています。

「身近な地域の環境」に関する満足度



「身近な地域の環境」に対する重要度については、「5 水質の保全」、「3 廃棄物対策とリサイクルの推進」、「4 水資源の有効活用」に対する重要度が上位になっています。

### 「身近な地域の環境」に関する重要度



### 3 宮崎市の環境をよりよくしていくための取組に対する満足度と重要度の関係

各取組の満足度指数<sup>1</sup>、重要度指数<sup>2</sup>を用いて特性の把握を行いました。

満足度指数が平均値より低く、重要度指数が平均値より高い項目（図中、A領域の項目）が、今後重点的に進めていくべき項目と考えられます。

これに該当する項目は、「2 地球環境にやさしいまちの形成」、「3 廃棄物対策とリサイクルの推進」、「4 水資源の有効活用」、「10 快適な公共空間の確保」の4つです。

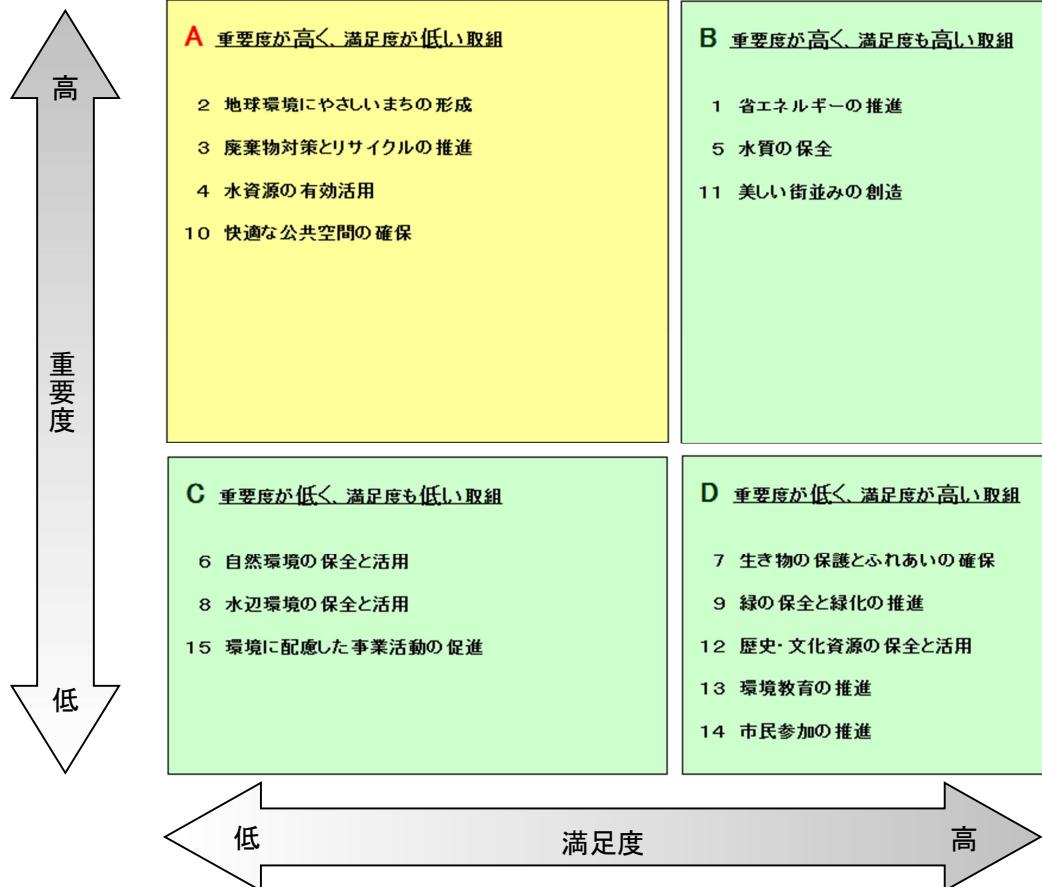
なお、満足度指数が平均値より高く、重要度指数も平均値より高い項目（図中、B領域の項目）は、「1 省エネルギーの推進」、「5 水質の保全」、「11 美しい街並みの創造」の3つです。

「2 地球環境にやさしいまちの形成」と「4 水資源の有効活用」については、前回調査時もA領域の項目で、「3 廃棄物対策とリサイクルの推進」と「10 快適な公共空間の確保」については、前回調査時はB領域の項目でした。

<sup>1</sup> 満足度指数：アンケート回答者の評価を得点化（「とても満足」 = 5点 「やや満足」 = 4点 「どちらともいえない」 = 3点 「やや不満」 = 2点 「不満」 = 1点）し、加重平均して算出した値

<sup>2</sup> 重要度指数：アンケート回答者の評価を得点化（「とても重要」 = 5点 「やや重要」 = 4点 「どちらともいえない」 = 3点 「あまり重要でない」 = 2点 「重要でない」 = 1点）し、加重平均して算出した値

**<重点エリア>**  
 今後、重点的に進めていくべき取組  
 (重要度が平均値以上、満足度が平均値以下)



| 項目                | 満足度指数  |        | 重要度指数  |        |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|
|                   | H30    | R2     | H30    | R2     |
| 1 省エネルギーの推進       | 3.17   | 3.28   | 4.27   | 4.26   |
| 2 地球環境にやさしいまちの形成  | 3.08   | 2.81   | 4.38   | 4.20   |
| 3 廃棄物対策とリサイクルの推進  | ② 3.43 | 3.20   | ② 4.47 | ② 4.37 |
| 4 水資源の有効活用        | 3.22   | 3.20   | 4.32   | ③ 4.36 |
| 5 水質の保全           | 3.32   | 3.36   | ① 4.58 | ① 4.43 |
| 6 自然環境の保全と活用      | 3.21   | 3.20   | ③ 4.41 | 4.05   |
| 7 生き物の保護とふれあいの確保  | 3.19   | 3.34   | 4.14   | 3.94   |
| 8 水辺環境の保全と活用      | ③ 3.32 | 3.19   | 4.34   | 4.03   |
| 9 緑の保全と緑化の推進      | ① 3.43 | ① 3.58 | 4.36   | 4.00   |
| 10 快適な公共空間の確保     | 3.27   | 2.93   | 4.39   | 4.18   |
| 11 美しい街並みの創造      | 3.27   | ② 3.52 | 4.17   | 4.13   |
| 12 歴史・文化資源の保全と活用  | 3.32   | 3.34   | 3.93   | 3.94   |
| 13 環境教育の推進        | 3.20   | ③ 3.36 | 4.21   | 4.01   |
| 14 市民参加の推進        | 3.14   | 3.28   | 3.89   | 3.86   |
| 15 環境に配慮した事業活動の促進 | 3.13   | 3.13   | 4.21   | 3.78   |
| 平均                | 3.25   | 3.25   | 4.27   | 4.10   |

塗つぶし：平均値以上の項目、太字：上位3項目  
 ○内は順位

**参考** 市民アンケートにおける取組項目（1～15）ごとの具体的な内容

- 1 再生可能エネルギー※の利用促進、学校給食の地場産物の使用（地産地消）など
- 2 公共交通機関の利用促進、自転車通行空間の整備、電線地中化の推進など
- 3 5R※の推進、廃棄物の適正な処理の推進、不法投棄防止対策の推進など
- 4 河川や地下水などの水質測定、水道管の耐震化、植林や間伐など適切な森林施業の推進など
- 5 河川浄化対策として浄化槽※法定検査推進、生活排水処理の向上 など
- 6 海岸松林の保全活動、市民農園の運用、遊休農地の解消、緑地の保全や郷土の名木指定 など
- 7 野生動植物の重要生息地保護、宮崎市フェニックス自然動物園の活用 など
- 8 多自然川づくり※の推進、ホタルが生息する地区の支援 など
- 9 フラワー・ポット作りなど花と緑のまちづくり、公園・緑地の確保 など
- 10 大気汚染物質等の測定、ヒートアイランド※対策、熱中症予防対策休息所設置など
- 11 美しい農村景観の保全、日南海岸沿道の除草や花木の植栽 など
- 12 史跡公園の活用、天然記念物※や史跡などの文化財の保護管理 など
- 13 大淀川学習館の活用、環境学習パートナー※派遣、小中学校における環境教育※の推進 など
- 14 市民一斉清掃など市民参加による環境保全活動の推進、環境に関する市民活動の推進 など
- 15 環境保全型農業※の支援、みやざきエコアクション認証制度 など

※下線は、今後、重点的に進めていくべき取組

#### 4 今後宮崎市が重点的に進めていくべき施策（取組分野別）

取組分野別で、今後重点的に進めていくべきと考えられている施策は以下のとおりです。

##### ①低炭素社会の構築

今後、宮崎市が重点的に進めていくべき施策として、「1 太陽光などの再生可能エネルギー導入の促進」(52.3%) が最も重視されています。

##### ②循環型社会※の形成

今後、宮崎市が重点的に進めていくべき施策として、「2 適正なリサイクルの推進」(61.4%) や「1 廃棄物（ごみ）の発生抑制」(50.1%) が重視されています。

| 【低炭素社会の構築】                   |  | 回答割合  |
|------------------------------|--|-------|
| 1 太陽光などの再生可能エネルギー導入の促進       |  | 52.3% |
| 4 環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの推進 |  | 41.0% |
| 5 自転車利用環境の向上                 |  | 39.9% |
| 3 通勤・通学等での公共交通機関の利用促進        |  | 39.6% |
| 6 環境にやさしいコンパクトシティの推進         |  | 32.9% |
| 2 電気自動車等のエコカーの推進             |  | 31.7% |
| 7 庁舎等公共施設のZEB(ネットゼロエネルギー・ビル) |  | 18.4% |
| 8 その他                        |  | 2.2%  |

| 【循環型社会の形成】                         |  | 回答割合  |
|------------------------------------|--|-------|
| 2 適正なリサイクルの推進                      |  | 61.4% |
| 1 廃棄物（ごみ）の発生抑制                     |  | 50.1% |
| 4 水資源の保全（節水、地下水の水質保全など）            |  | 41.9% |
| 3 事業活動にともなう廃棄物の適正な処理の推進            |  | 31.1% |
| 6 河川浄化対策の推進                        |  | 29.1% |
| 7 水質悪化を防止するための啓発                   |  | 28.1% |
| 5 水源涵養（すいげんかんよう）機能など多面的機能を有する森林の保全 |  | 28.1% |
| 8 その他                              |  | 0.6%  |

### ③自然環境の保全

今後、宮崎市が重点的に進めていくべき施策として、「5 防災・減災に活用できる自然生態系の保全」(65.1%) や「3 公園・緑地等の整備」(57.5%) が重視されています。

| 【自然環境の保全】 |                              |
|-----------|------------------------------|
| 5         | 防災・減災に活用できる自然生態系の保全          |
| 3         | 公園・緑地等の整備                    |
| 4         | 多自然川づくり工法による護岸整備など           |
| 1         | 多様な動植物の保全                    |
| 2         | 森林や公園等の維持管理活動をおこなうボランティアへの支援 |
| 6         | 自然とふれあう活動の促進                 |
| 7         | その他                          |

### ④生活環境の保全

今後、宮崎市が重点的に進めていくべき施策として、「5 気候変動（気温の上昇、大雨の頻度増加など）による影響等への適応」(60.2%) や「6 自然災害から命を守るためにの取組（防災訓練や自主防災組織の支援など）」(59.0%) が重視されています。

| 【生活環境の保全】 |                                    | 回答割合  |
|-----------|------------------------------------|-------|
| 5         | 気候変動（気温の上昇、大雨の頻度増加など）による影響等への適応    | 60.2% |
| 6         | 自然災害から命を守るためにの取組（防災訓練や自主防災組織の支援など） | 59.0% |
| 1         | 緑化の推進                              | 42.0% |
| 2         | 建物や緑、道路等の調和がとれた街並みの形成              | 40.6% |
| 4         | 公害防止対策の推進                          | 37.6% |
| 3         | 歴史や文化資源の保存と継承の推進                   | 21.9% |
| 7         | 公用車EV（電気自動車）の導入及び非常時等の活用           | 10.1% |
| 8         | その他                                | 0.6%  |

### ⑤環境教育※の推進

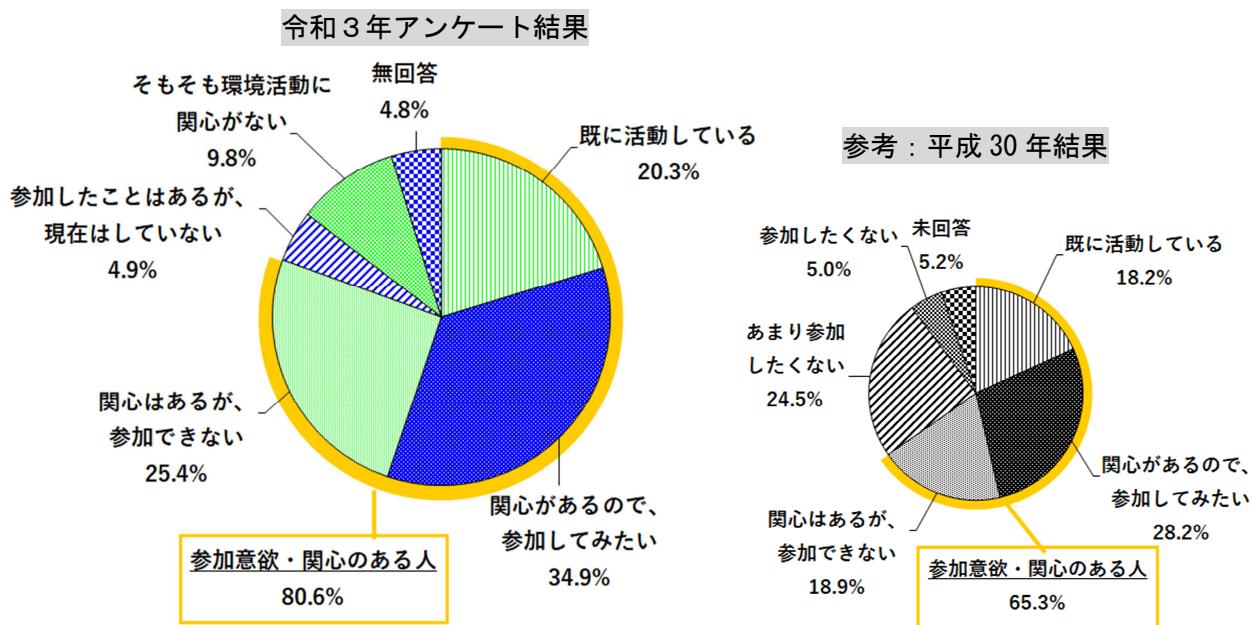
今後、宮崎市が重点的に進めていくべき施策として、「2 小中学校における環境学習の推進」(61.8%) や「4 環境に関する情報の提供」(47.6%) が重視されています。

| 【環境教育の推進】 |                         | 回答割合  |
|-----------|-------------------------|-------|
| 2         | 小中学校における環境学習の推進         | 61.8% |
| 4         | 環境に関する情報の提供             | 47.6% |
| 7         | 環境に配慮した事業活動への支援         | 36.6% |
| 3         | 環境教育を推進する人材の育成          | 36.3% |
| 5         | 市民協働で環境活動を推進するためのしくみづくり | 25.5% |
| 6         | 環境問題に取り組む市民活動団体への支援     | 24.3% |
| 1         | 環境学習機会と場の創出             | 23.7% |
| 8         | その他                     | 0.5%  |

## 5 環境活動への関心

環境活動への参加について、「既に活動している」、「関心があるので、参加してみたい」、「関心はあるが、参加できない」と答えた環境活動に参加意欲や関心がある人は、合計で 80.6% でした。

前回調査時と比較すると、この割合は 15.3 ポイント増加しています。



既に活動している環境活動として、最も多かった内容は「15 買い物時のエコバッグ利用」(91.4%) で、前回の結果と比較すると、この割合は 27.3 ポイント増加しています。

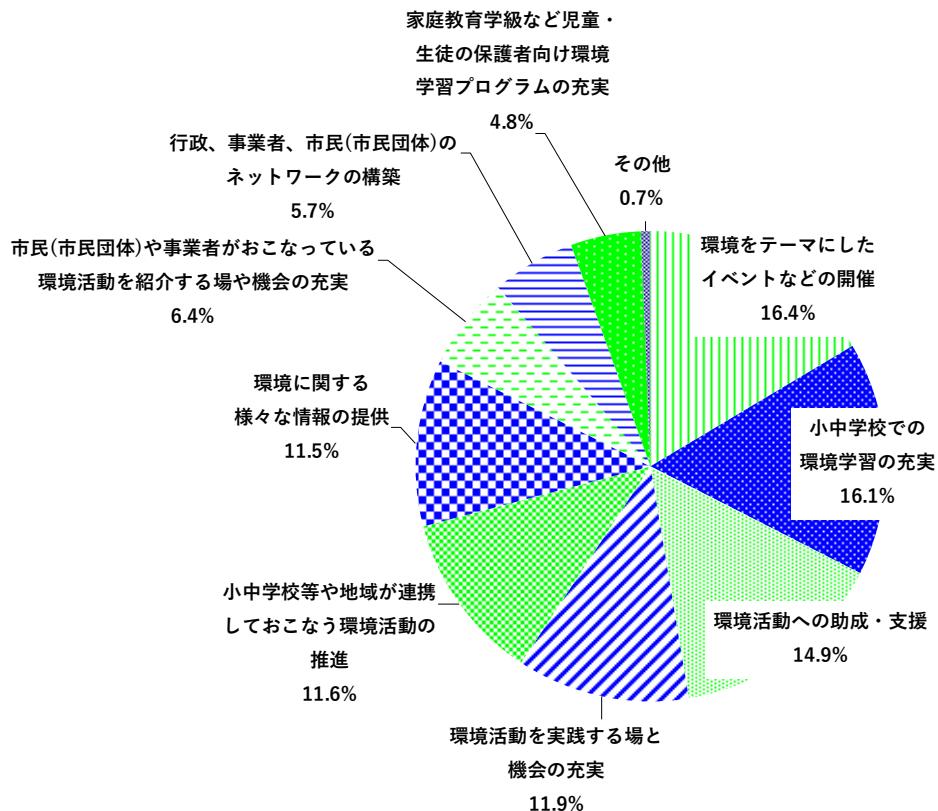
また、「5 地域の清掃活動」も 60.3% で上位に入ります。

| 項目 | 環境活動の内容                    | 割合    |
|----|----------------------------|-------|
| 15 | 買い物時のエコバッグ利用               | 49.3% |
| 4  | 花壇作りや植樹などの緑化運動             | 35.6% |
| 5  | 地域の清掃活動                    | 32.4% |
| 14 | フリマアプリやリサイクルショップなどの活用      | 26.6% |
| 12 | 生ごみの堆肥化（コンポスト、電動生ゴミ処理機の利用） | 22.3% |
| 7  | 海岸清掃や海岸保全活動                | 20.7% |
| 2  | 自然観察会への参加                  | 19.1% |
| 3  | 自然林や野生生物等の自然保護活動           | 18.9% |
| 1  | 環境に関する講演会・講習会の受講           | 15.4% |
| 16 | 太陽光パネルの設置など再生可能エネルギー※の利用   | 15.3% |
| 13 | EV（電気自動車）の導入               | 14.3% |
| 9  | 緑の募金※など環境保全のための寄付          | 14.2% |
| 10 | 台風後などの海岸漂着物の緊急撤去活動         | 11.3% |
| 6  | 森林保全に関する活動                 | 10.6% |
| 8  | 河川環境保全活動                   | 9.5%  |
| 11 | 地域まちづくり団体の環境活動             | 7.9%  |
| 17 | その他                        | 1.0%  |

## 6 環境活動をより活発にするために必要な取組

環境活動をより活発にするための取組として、「環境をテーマにしたイベントなどの開催」が最も多く、16.4%でした。

次いで「小中学校での環境学習の充実」が多く、16.1%でした。



### 第2節 事業者アンケート調査

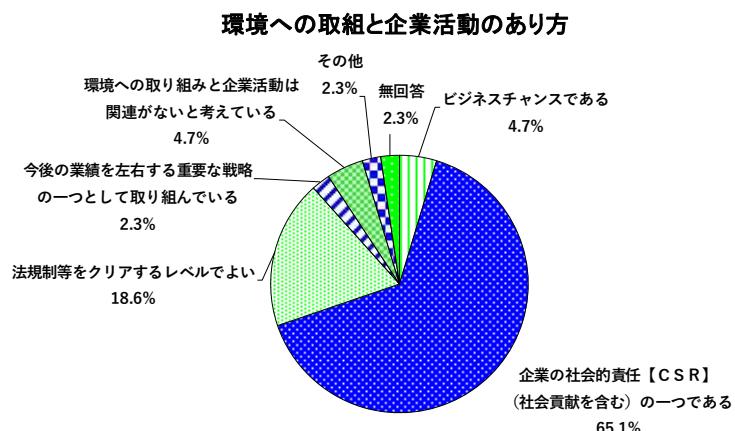
現行計画の見直しを実施するため、本計画の当初策定時と同様に、事業者100社を無作為抽出のうえアンケート調査を行い、43.0%の回答を得ました。(令和4年6月実施。)

事業者アンケート調査の結果は以下のとおりです。

なお、前回調査は平成28年5月～6月に実施しています。

## 1 環境への取組と企業活動のあり方

事業者の環境への取組と企業活動のあり方については、調査対象事業所の6割を超える事業所が「企業の社会的責任【CSR】(社会貢献を含む)の一つである」と考えています。



## 2 環境に関する活動の取組

### 1) 環境に関する経営内容

3割を超える事業所が「社員への環境教育※の実施」に取り組んでおり、「環境に関する経営方針の制定と公表」も3割近い事業所が取り組んでいます。

### 2) 省エネルギー活動・新エネルギーの活用

8割を超える事業所が「照明や水道の節約」、「冷暖房のこまめな調節」、「梱包の簡素化」に取り組んでいる一方、「マイカー通勤の自粛」に取り組んでいる事業所は2割程度にとどまります。

### 3) ごみ処理・リサイクル活動

約9割の事業所が「産業廃棄物※の適正処理」、「事業所内の資源ごみの分別収集」、「再生紙の使用」に取り組んでいる一方、「自社製品の回収・リサイクル」に取り組んでいる事業所は5割となっています。

### 4) 環境保全活動等

約8割の事業所が「敷地内の建物の緑化」や「事業所周辺の環境に対する苦情等の対応」に取り組んでいる一方、「環境に関する基金・団体の設置または支援」、「環境に関する講座等の開催」、「環境に関するキャンペーンの実施」に取り組んでいる事業所は1割未満となっています。

### 5) 環境に配慮した事業活動

7割を超える事業所が「公害防止対策（大気、水質、騒音、振動、悪臭等）」に取り組んでおり、「薬品・化学物質の使用抑制」、「環境に配慮した製品の研究や開発及び販売」、「再利用することを考慮した製品の製造・販売」も約6割の事業所が取り組んでいます。

## 3 環境活動に取り組むために重要なこと

事業者が環境活動を進めるうえでの問題について、「問題がある」と回答した割合は34.9%でした。

具体的な問題点として多かった「ノウハウが不足している」や、「環境活動に関する情報が不足している」、「人材が不足している」等が課題となっています。

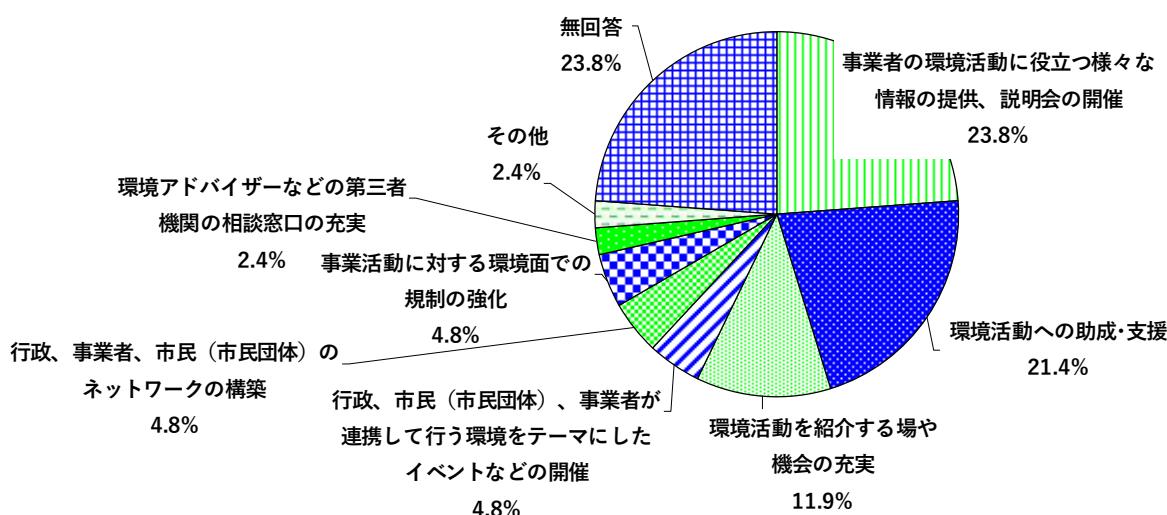
また、今後、事業者の環境活動をより活発にするために特に望まれる取組としては、「事業者の環境活動に役立つ様々な情報の提供、説明会の開催」や「環境活動への助成・支援」が多く挙げられています。

一方、事業所としてできることとして、最も多かったのは「地域と連携した環境活動への協力」で約4割の事業所が回答しました。

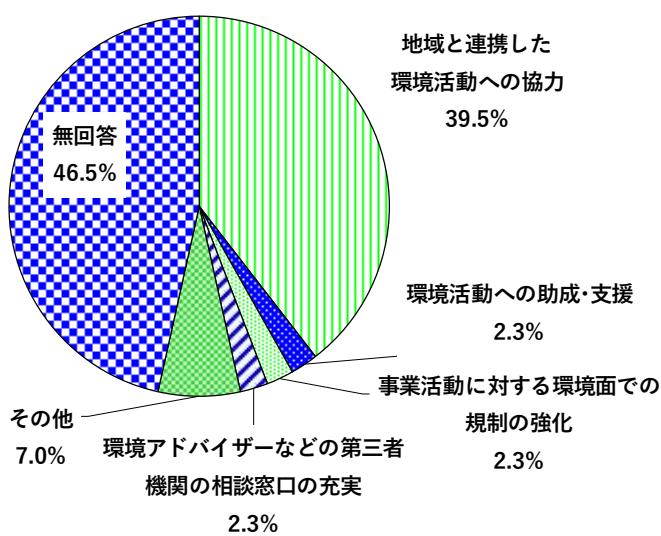
## 環境活動を進めるうえでの問題点

|   | 環境活動を進めるうえでの問題点                  | 回答割合  |
|---|----------------------------------|-------|
| 3 | ノウハウが不足している                      | 73.3% |
| 5 | 環境活動に関する情報が不足している                | 60.0% |
| 2 | 人材が不足している                        | 53.3% |
| 1 | 資金が不足している                        | 46.7% |
| 4 | 手間や時間がかかる                        | 40.0% |
| 7 | 事業所内に市民や行政などと協力して対策を推進するための組織がない | 20.0% |
| 6 | 取引先や消費者の協力が得られない                 | 6.7%  |
| 8 | その他                              | 20.0% |

## 環境活動をより活発にするために特に望まれる取組(行政に望むこと)



## 環境活動をより活発にするために特に望まれる取組(事業所としてできること)



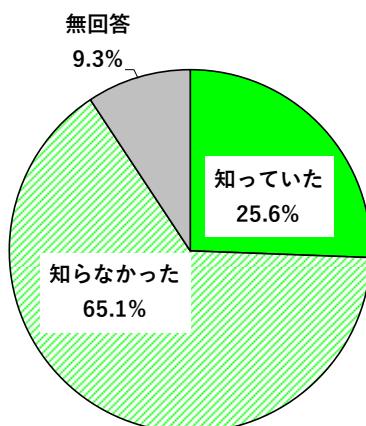
## 4 脱炭素社会（カーボンニュートラル）と企業活動

### 1) 「2050年ゼロカーボンシティみやざき」の認知度と脱炭素社会実現に関する取組状況

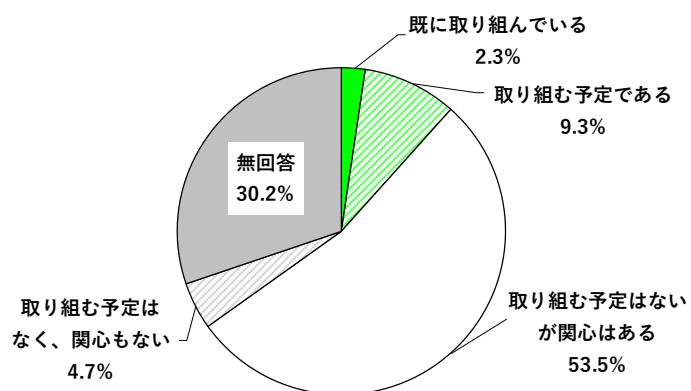
脱炭素社会※実現に向けた、2050年までに二酸化炭素※（CO<sub>2</sub>）の排出量実質ゼロを目指す宣言「2050年ゼロカーボンシティみやざき」に関して、その認知度は低く、「知っていた」と答えた事業所が25.6%だったのに対し、「知らなかった」と答えた事業所は65.1%でした。

また、脱炭素社会（カーボンニュートラル）実現に関して、現在の取組状況と今後の予定に關して、「既に取り組んでいる」と答えた事業所は2.3%でしたが、半数以上の事業所が「取り組む予定である」、もしくは「取り組む予定はないが関心はある」と答えています。

「2050年ゼロカーボンシティみやざき」の認知度



脱炭素社会（カーボンニュートラル）実現に関する現在の取組状況と今後の予定

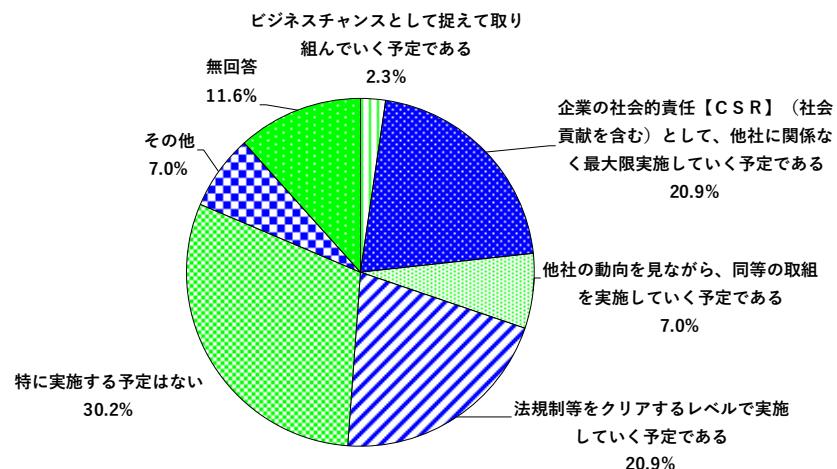


### 2) 脱炭素社会実現についての考え方

脱炭素社会（カーボンニュートラル）実現について、「企業の社会的責任【CSR】（社会貢献を含む）として、他社に關係なく最大限実施していく予定である」と答えた事業所と、「法規制等をクリアするレベルで実施していく予定である」と答えた事業所がそれぞれ約2割でした。

一方で、「特に実施する予定はない」と答えた事業所が最も多く、約3割でした。

### 脱炭素社会\*(カーボンニュートラル)実現についての事業所の考え方



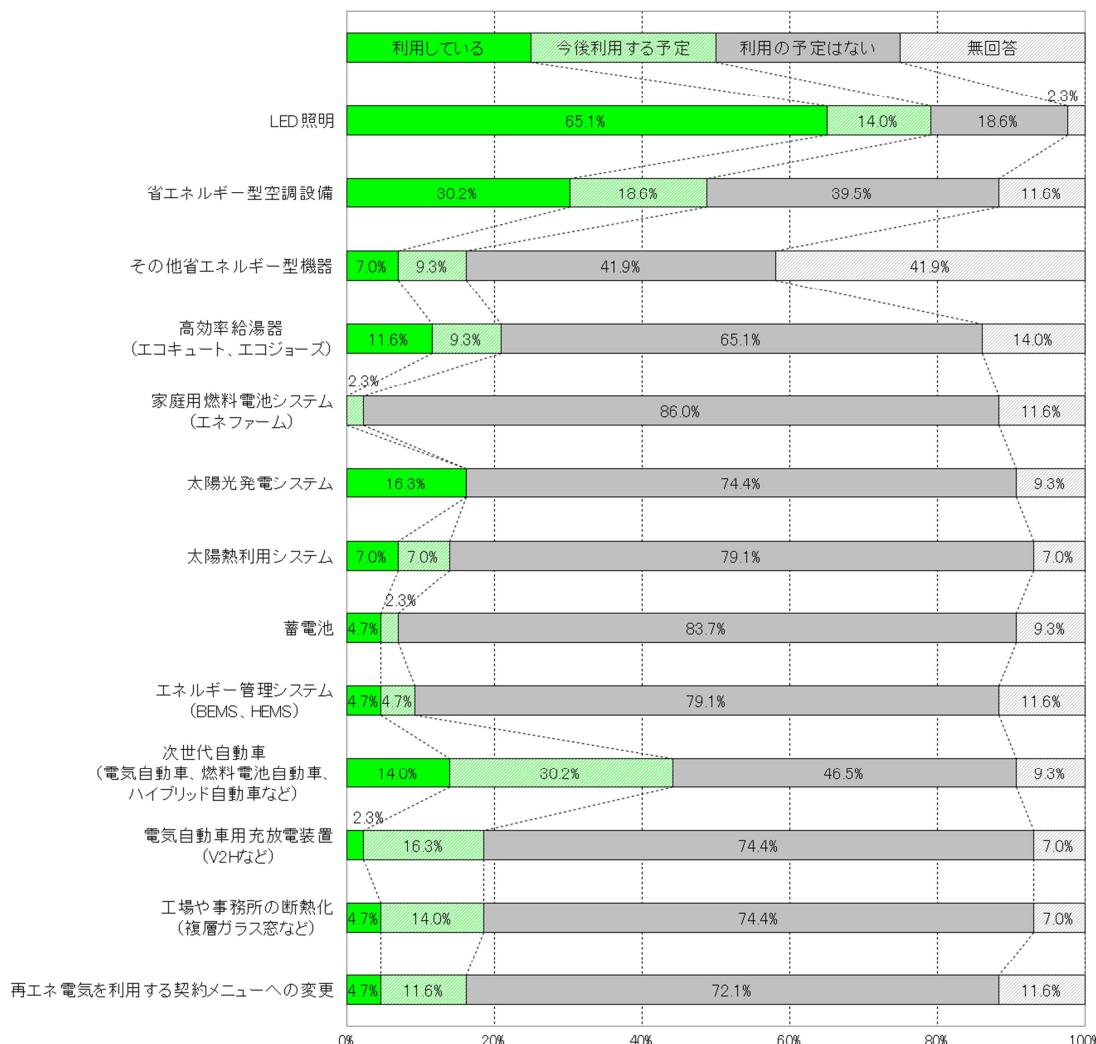
### 3) 省エネルギー、再生可能エネルギー機器の利用

事業者が現在利用している省エネや再エネ機器について、最も多いのは「LED※照明」で6割以上の事業所が利用していました。

次いで利用が多かったのは、「省エネルギー型空調設備」で約3割でした。

また、「今後利用する予定である」と最も多くの事業所が回答したのは、電気自動車などの次世代自動車※で約3割でした。

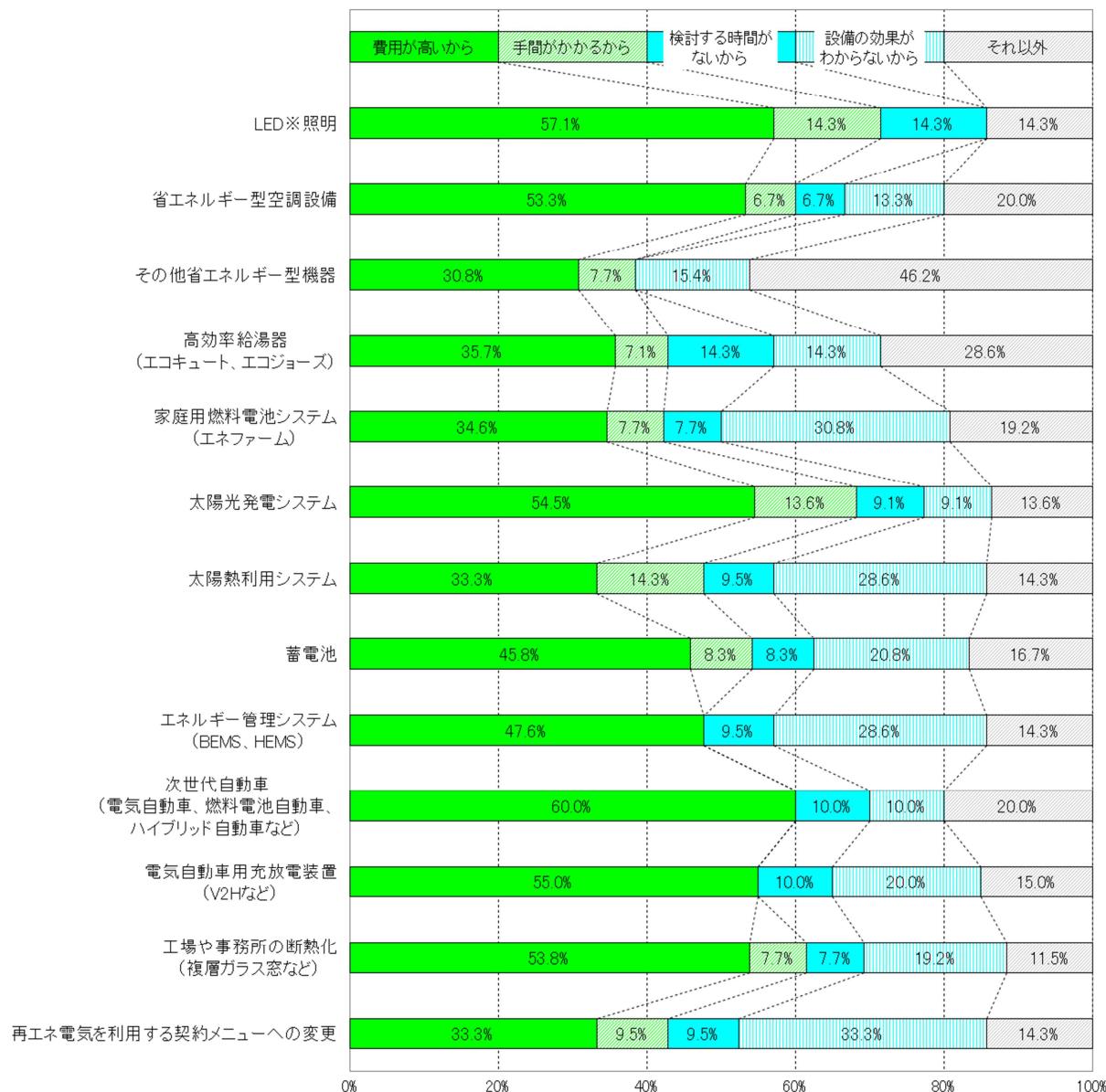
### 省エネルギー、再生可能エネルギー※機器の利用状況



「利用の予定はない」と回答したもののうち、その理由として最も多かった回答は「費用が高いから」でした。

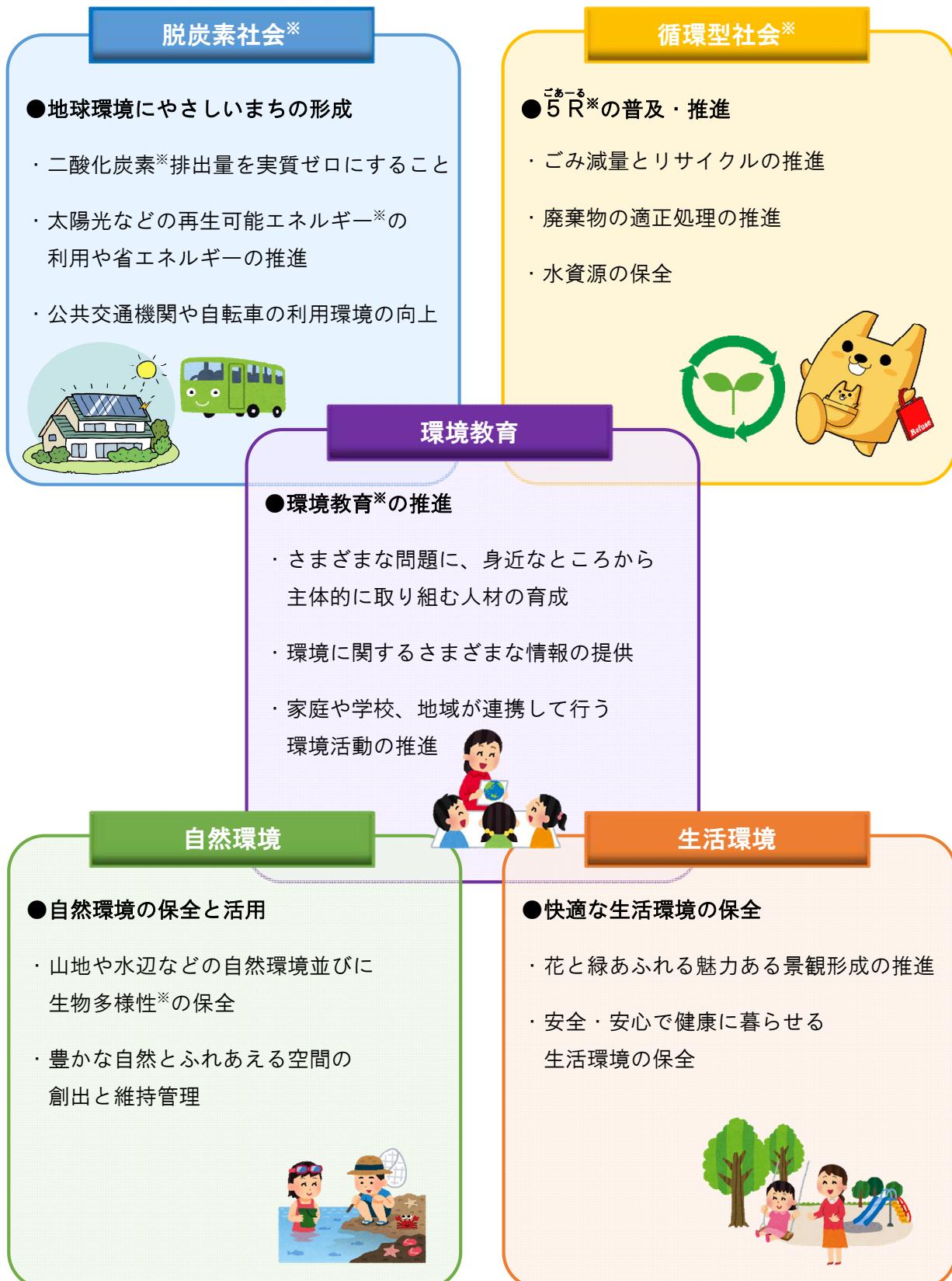
また、「設備の効果がわからないから」という理由も多く見られました。

#### 「利用の予定はない」場合の理由



### 第3章 主な環境課題

環境の現状から抽出される主な環境課題は、次の5つの分野に整理できます。





# 第3部 目指す環境像と長期的目標

## 第1章 長期的目標と取組体系

### 第1節 長期的目標

「目指す環境像」を実現するために、5つの「長期的目標」を設定します。

I

#### 脱炭素社会<sup>※</sup>の構築

～再生可能エネルギー<sup>※</sup>の利用や省エネルギーを推進する地球環境にやさしい都市～

●考え方

再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの推進、環境への負担が少ないグリーン購入<sup>※</sup>など、市民や事業者の環境に配慮した日常行動や事業活動を推進します。

II

#### 循環型社会の形成

～ごみの減量やリサイクルを推進し、限りある資源を大切にする都市～

●考え方

廃棄物の発生抑制・減量化の推進や廃棄物の適正な処理の推進など、循環型社会<sup>※</sup>の形成や安全・安心の観点からの取組を推進します。

III

#### 自然環境の保全

～自然と人が共生し、豊かな恵みを未来につなぐ都市～

●考え方

多様な生き物の生育環境や自然とのふれあいの場を保全・創出する取組を進めるとともに、地域の自然環境や生態系の維持に向けた取組を推進します。

IV

#### 生活環境の保全

～花と緑に囲まれ、健康で快適に暮らせる都市～

●考え方

市民の良好な生活環境を保つため、魅力ある景観形成や公害・汚染の未然防止の取組を推進します。

V

#### 環境教育の推進

～豊かな自然を守り育み、未来につなぐ人材を共に育成する都市～

●考え方

恵み豊かな環境を将来世代に継承するため、自然や歴史などの地域資源を活用しながら、環境保全のために行動する人づくりに不可欠である環境教育<sup>※</sup>を推進します。

## 第2節 取組体系

### 目指す 環境像

太陽と豊かな自然の恵みを未来につなぐ都市「みやざき」  
まち

### 長期的目標

I

#### 脱炭素社会※の構築

～再生可能エネルギー※の利用や省エネルギーを推進する地球環境にやさしい都市～



II

#### 循環型社会※の形成

～ごみの減量やリサイクルを推進し、限りある資源を大切にする都市～



III

#### 自然環境の保全

～自然と人が共生し、豊かな恵みを未来につなぐ都市～



IV

#### 生活環境の保全

～花と緑に囲まれ、健康で快適に暮らせる都市～



V

#### 環境教育※の推進

～豊かな自然を守り育み、未来につなぐ人材を共に育成する都市～





## 第2章 評価指標の設定

### 第1節 評価指標の位置付け

第三次計画では、市民・事業者・行政それぞれの取組による相乗的な効果を確認するために評価指標を設定し、達成状況を点検・評価していきます。

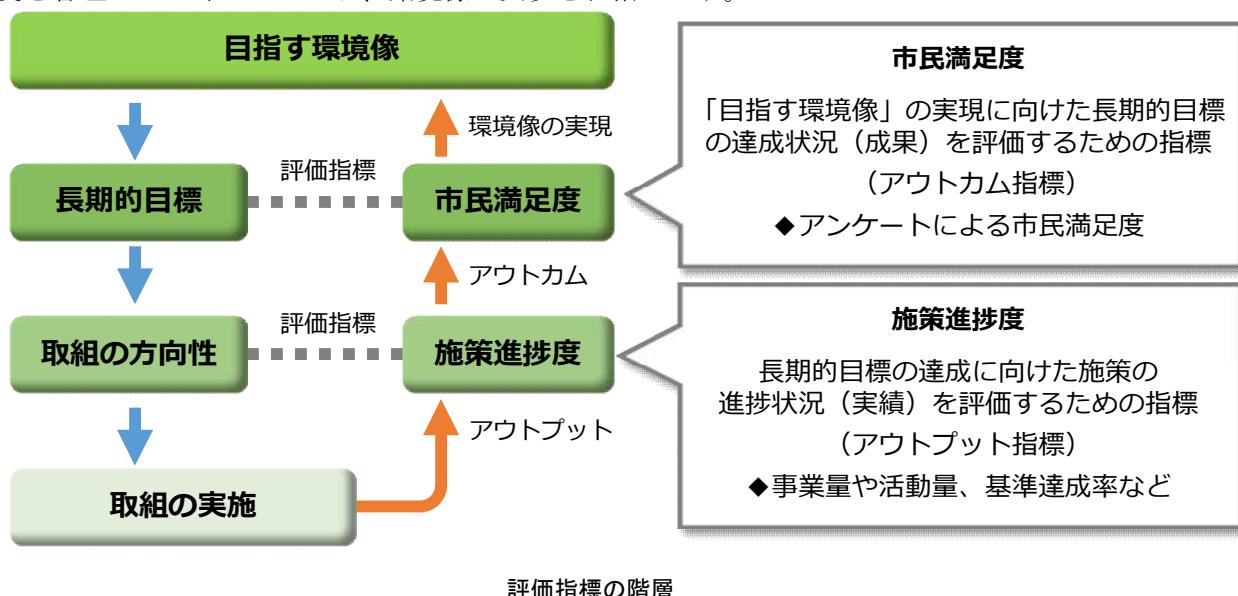
### 第2節 評価指標の種類と評価時期

#### 1 評価指標の種類と管理

評価指標は、以下に示す「市民満足度」と「施策進捗度」の2種類を設定します。

市民満足度は長期的目標の達成状況を評価するための指標であり、施策進捗度は施策の進捗状況を評価するための指標です。

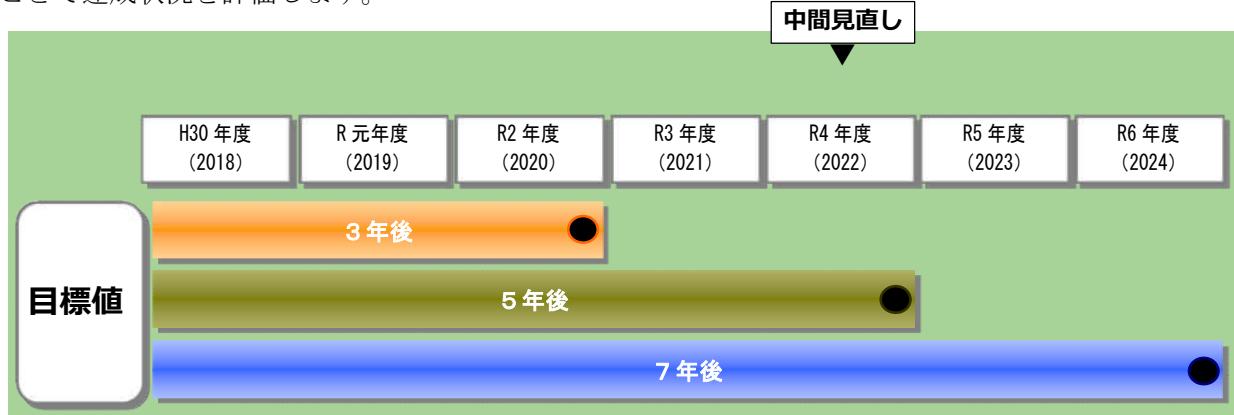
したがって、施策進捗度を管理していくことにより、長期的目標の達成を目指します。市民満足度を管理していくことにより、環境像の実現を目指します。



#### 2 評価時期

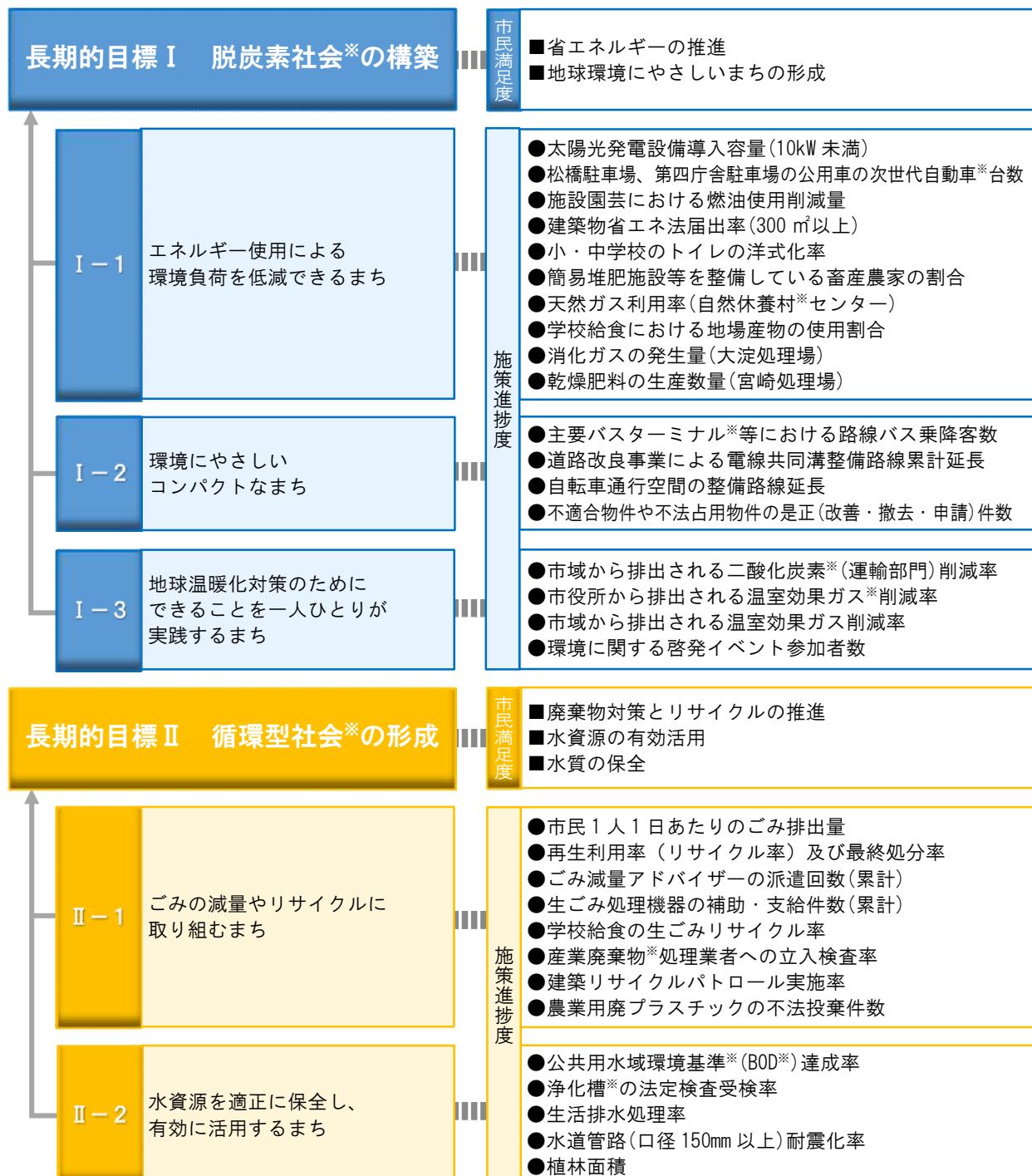
両指標とも、令和2年度、令和4年度、令和6年度の目標値を設定します。

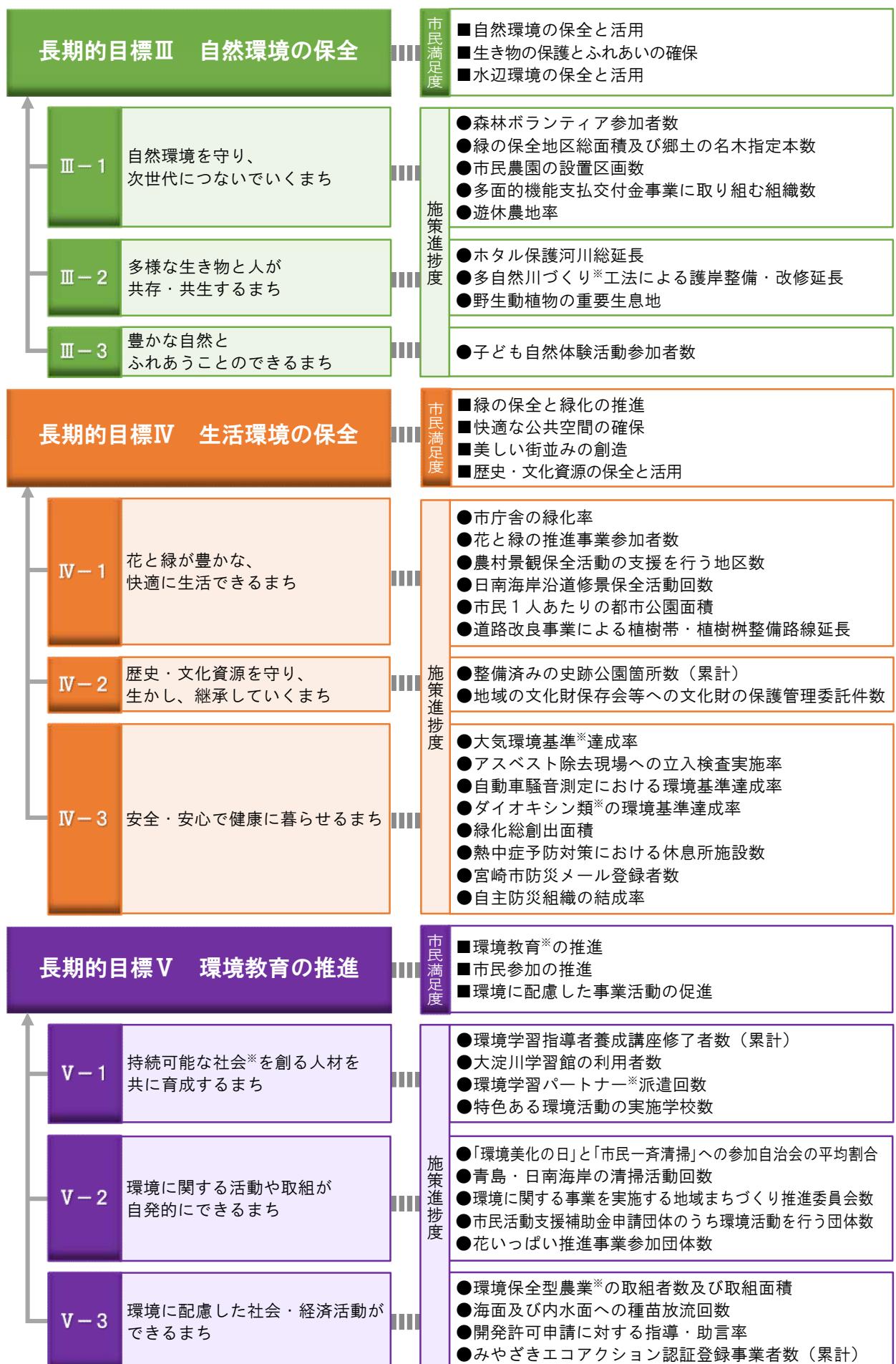
また、施策進捗度については各年度の実績値を集約し、原則として、各年度の目標値と比較することで達成状況を評価します。



### 3 評価指標（一覧）

「長期的目標」及び「取組の方向性」ごとに整理した評価指標（市民満足度、施策進捗度）の一覧です。





## 第4部 目標別の施策展開

### 第1章 長期的目標Ⅰ 脱炭素社会の構築

地球温暖化問題は最も重要な環境問題の一つです。

国は、令和2年10月に、2050年までに温室効果ガス※の排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会※の実現を目指すことを宣言しました。

令和3年5月には、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立し、パリ協定※や2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念が定立されるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進するための計画等が創設されました。

令和3年10月には、「地球温暖化対策計画※」が閣議決定され、2050年カーボンニュートラル宣言の実現に向けて対策・施策が示され、平成25（2013）年度を基準とした令和12（2030）年度の温室効果ガスの排出削減目標はそれまでの26%から46%に引き上げられました。

本市も、令和3年8月30日の市議会9月定例会において、2050年までに二酸化炭素※排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティみやざき」を目指すことを宣言しました。

本章は、市民・事業者・行政の各主体が、温室効果ガスの排出量の抑制等のための総合的かつ計画的な推進により、脱炭素社会を構築することを目的として、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）としても位置付けています。

#### ■地球温暖化対策実行計画（区域施策編）とは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第21条第3項に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が、地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める地方公共団体実行計画です。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、全ての都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市に策定が義務付けられています。

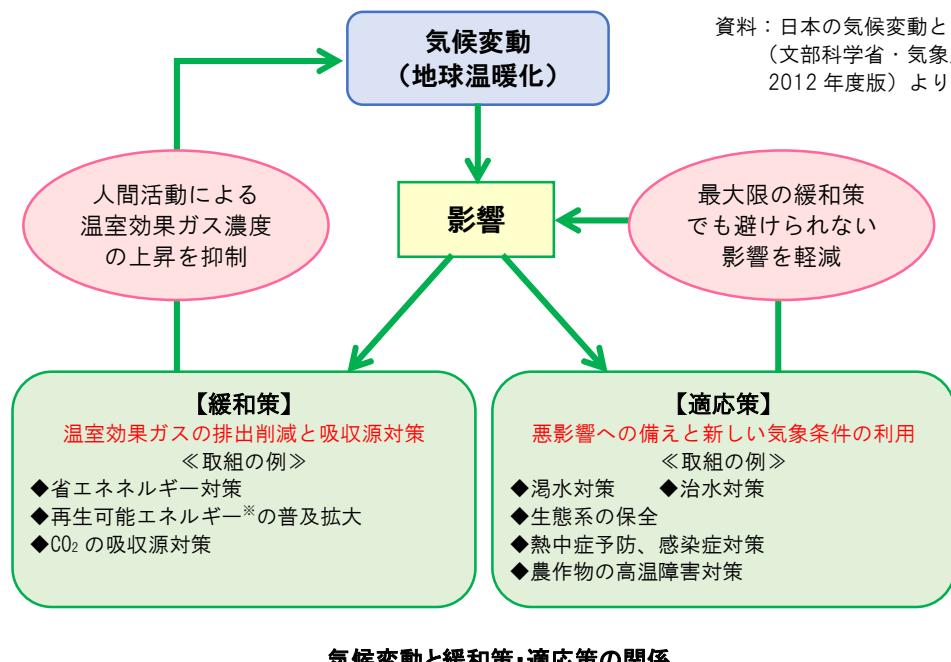
#### ■緩和策と適応策

地球温暖化に伴うさまざまな影響を防ぐための対策は、「緩和策」と「適応策」に大別されます。

緩和策は、原因となる温室効果ガス濃度の上昇を抑えるため、省エネルギーや再生可能エネルギー※導入等による温室効果ガスの排出削減や、森林等の吸収源の増加を行う対策です。

一方、適応策は、気候変動による水資源、食料、生物多様性※等へのさまざまな影響に対して、社会、経済のシステムを再構築することで影響を軽減しようという対策です。

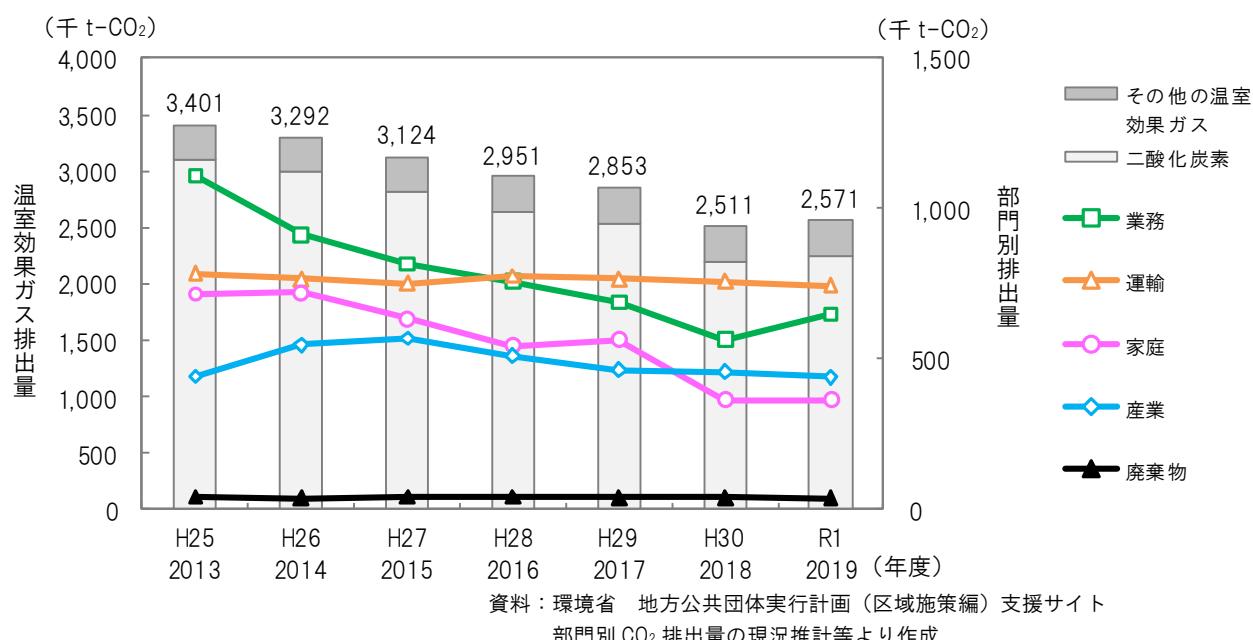
緩和策による温室効果ガスの排出削減の効果が現れるまでには時間を使い、その間も温暖化の影響が広がると考えられるため、緩和策のみではなく、適応策も併せて推進することが重要となります。そのため市民や事業者等に対する啓発を通じて、適応策への理解の浸透を図ります。



気候変動と緩和策・適応策の関係

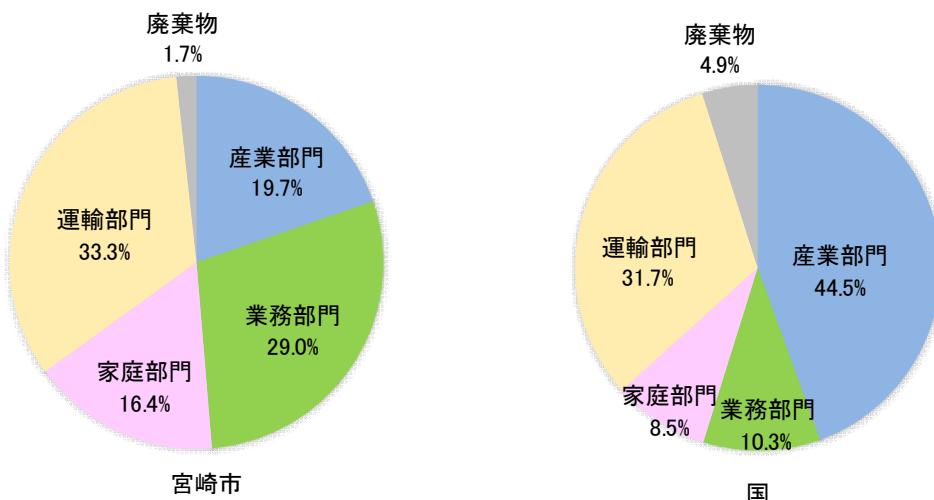
## ■温室効果ガスの排出状況

温室効果ガス<sup>\*</sup>排出量は、基準年である平成 25（2013）年度と比較すると減少傾向にあります。部門別の二酸化炭素<sup>\*</sup>排出量では、平成 25（2013）年度と比較すると、業務部門及び家庭部門で減少し、運輸部門、産業部門、廃棄物部門では、概ね横ばいで推移しています。



本市の温室効果ガス排出量の推移

本市と国の二酸化炭素※排出量の部門別構成比を比較すると、本市は産業部門の割合が少なく、業務部門、家庭部門及び運輸部門の占める割合が高くなっています。



資料：環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）支援サイト  
部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の現況推計（令和元年度）等より作成

### 本市と国の二酸化炭素排出量の部門別構成比の比較

#### ■対象とする温室効果ガス

温対法では、温室効果ガス※として二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類、パーカーフルオロカーボン類、六ふつ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)、三ふつ化窒素 (NF<sub>3</sub>) の 7 種類を定めています。

本計画では、温対法第 2 条第 3 項の 7 種類を対象とします。

#### ■温室効果ガスの削減目標

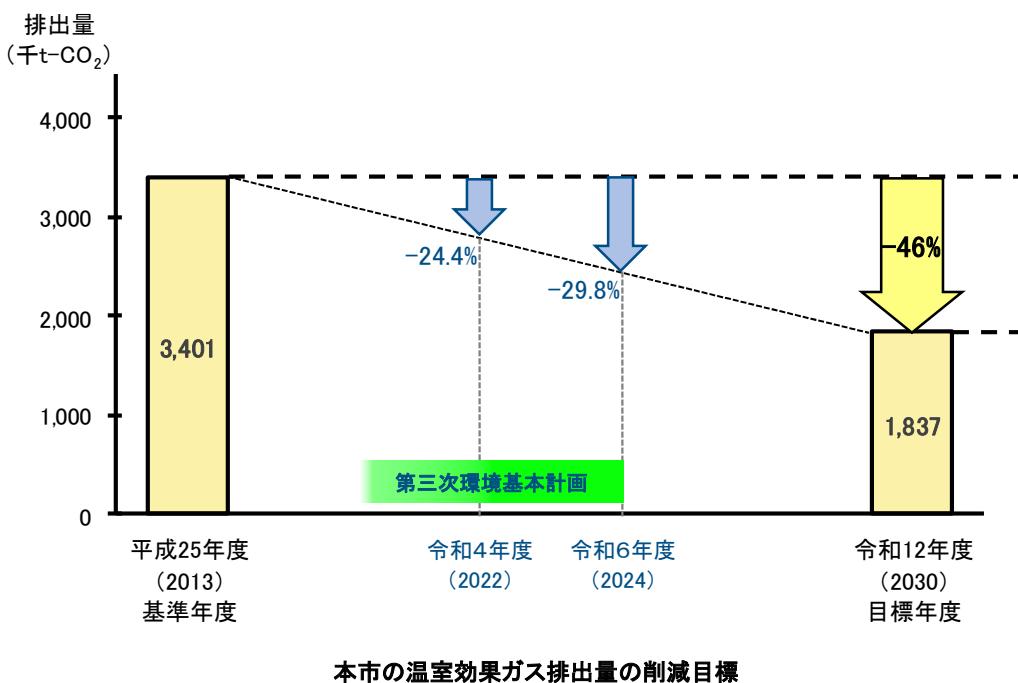
温室効果ガスの削減目標は、令和 3 (2021) 年に国のが「地球温暖化対策計画※」で示された削減目標に即して、令和 12 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比で 46% 削減と設定しました。

令和 12 (2030) 年度の本市における温室効果ガス排出量は、1,837 千 t-CO<sub>2</sub> を目指します。

#### 国・本市における温室効果ガス排出量と削減率

| 区分                               |                               | 平成 25(2013) 年度 | 令和 12(2030) 年度      |
|----------------------------------|-------------------------------|----------------|---------------------|
| 国<br>地球温暖化対策計画<br>(令和 3 年 10 月)  | 排出量<br>(千 t-CO <sub>2</sub> ) | 1,408,000      | 760,000             |
|                                  | 削減率                           | —              | (平成 25 年度比)<br>▲46% |
| 宮崎市<br>第三次計画<br>(令和 5 年 3 月一部改訂) | 排出量<br>(千 t-CO <sub>2</sub> ) | 3,401          | 1,837               |
|                                  | 削減率                           | —              | (平成 25 年度比)<br>▲46% |

注) 令和 12(2030) 年度 国の排出量目標は、吸収源対策、二国間クレジット制度による削減を含む。



### ■地球温暖化対策の国際的な動向

2015年11月から12月までフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定※」は、歴史上初めて全ての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガス※の削減に取り組むことを約束した枠組みです。

パリ協定では、世界共通の長期目標として平均気温の上昇を工業化以前（1850年頃）よりも2℃より十分下回るものに抑えること、1.5℃に抑える努力を継続することなどを目的とし、この目的を達成するよう、世界の排出のピークをできる限り早くするものとし、人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を今世紀後半に達成するために、最新の科学に従って早期の削減を目指すとされています。

また、パリ協定が採択されたCOP21において、1.5℃の温暖化に関する科学的知見の不足が指摘されたことから2018年10月に作成された「IPCC1.5℃特別報告書※」では、以下の内容が示されました。

- 世界の平均気温が2017年時点と比較して約1℃上昇し、現在の度合いで増加し続けると2030年から2052年までの間に気温上昇が1.5℃に達する可能性が高い。
- 現在と1.5℃上昇との間、及び1.5℃と2℃上昇との間には、生じる影響に有意な違いがある。
- 将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界の二酸化炭素※排出量が正味ゼロとなっている。これを達成するには、エネルギー、土地、都市、インフラ（交通と建物を含む。）及び産業システムにおける、急速かつ広範囲に及ぶ移行（トランジション）が必要である。
- 気候変動は、既に世界中の人々、生態系及び生計に影響を与えている。
- 地球温暖化を2℃又はそれ以上ではなく1.5℃に抑制することには、明らかな便益がある。

日本では、これらの世界的な動きを経て、令和2年10月に菅内閣総理大臣（当時）が、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050年カーボンニュートラル」を

目指すことを宣言し、令和3年5月に成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」では、「2050年カーボンニュートラル」を基本理念として法定化されました。

## ■ 「2050年ゼロカーボンシティみやざき」

このように気候変動問題<sup>\*</sup>は、私たち一人ひとり、この星に生きる全ての生き物にとって避けることができない喫緊の課題です。

既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されており、日本においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

令和2年12月に環境省が公表した気候変動影響評価報告書によると、地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予測されています。

また、気候変動は全ての大陸と海洋にわたって、自然及び人間社会に影響を与えており、温室効果ガス<sup>\*</sup>の継続的な排出により、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まると言われています。

こうした気象災害の激甚化に対する危機感の高まりなどを背景に「2050年までの二酸化炭素<sup>\*</sup>排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、令和元年9月時点ではわずか4地方公共団体であったものが、令和4年11月末時点においては804地方公共団体と増加しています。

本市も、令和3年8月30日の市議会9月定例会において、私たちのかけがえのない故郷を未来の子どもたちによりよい姿でつないでいくため、市民や事業者など多様な主体<sup>\*</sup>と連携し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティみやざき」を目指すことを宣言しました。

二酸化炭素排出量の実質ゼロとは、人為的な排出量と、森林などによる吸収量が等しくなることで、再生可能エネルギー<sup>\*</sup>（再エネ）や省エネルギー（省エネ）で二酸化炭素の排出量を削減し、森林などの二酸化炭素吸収作用を保全及び強化する必要があります。



ゼロカーボンのイメージ

「2050年ゼロカーボンシティみやざき」を実現するためには、市の施策や事業だけではなく、市民や事業者が主体的に取り組むことが必要不可欠です。

再エネの取組としては、建物の屋根などに太陽光パネルを設置することや、電気契約を再エネ電気に切り替えることが挙げられます。

省エネの取組としては、節電・節水、省エネ家電の購入、CO<sub>2</sub>排出の少ない交通手段の選択（スマートムーブ）などが挙げられます。

## 第4部 目標別の施策展開

さらに、食品ロス※をなくすことや、環境保全活動に積極的に参加すること、5R※（リフューズ、リデュース、リユース、リペアー、リサイクル）を実践することなども、ゼロカーボンに貢献する取組として挙げられます。



資料：「COOL CHOICE」ウェブサイト（環境省）

### ゼロカーボンアクション 30

また、本市はこの「2050年ゼロカーボンシティみやざき」を市民・事業者に普及啓発するため、シンボルマークとなるキャラクターを作成しました。

キャラクターの名前を子どもたちから公募したところ、「エコみい」という名前に決まりました。

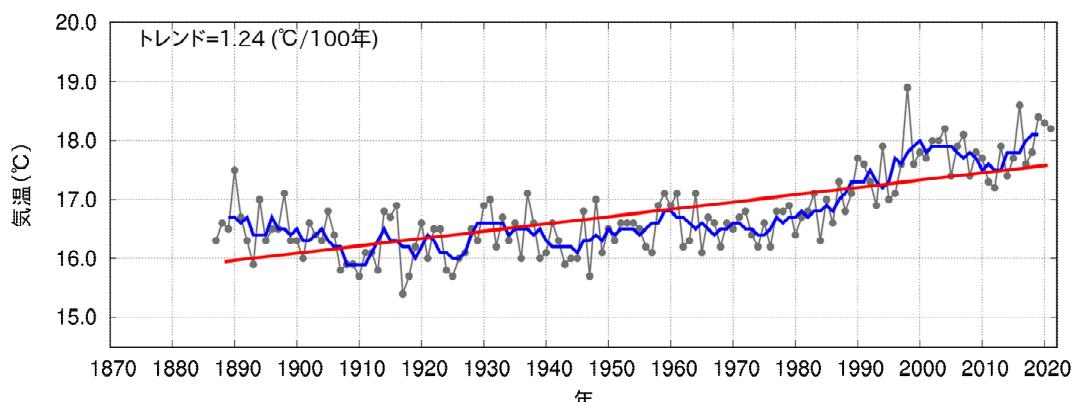
### ■気候変動の状況

本市のこれまでの気候の変化は以下のとおりです。



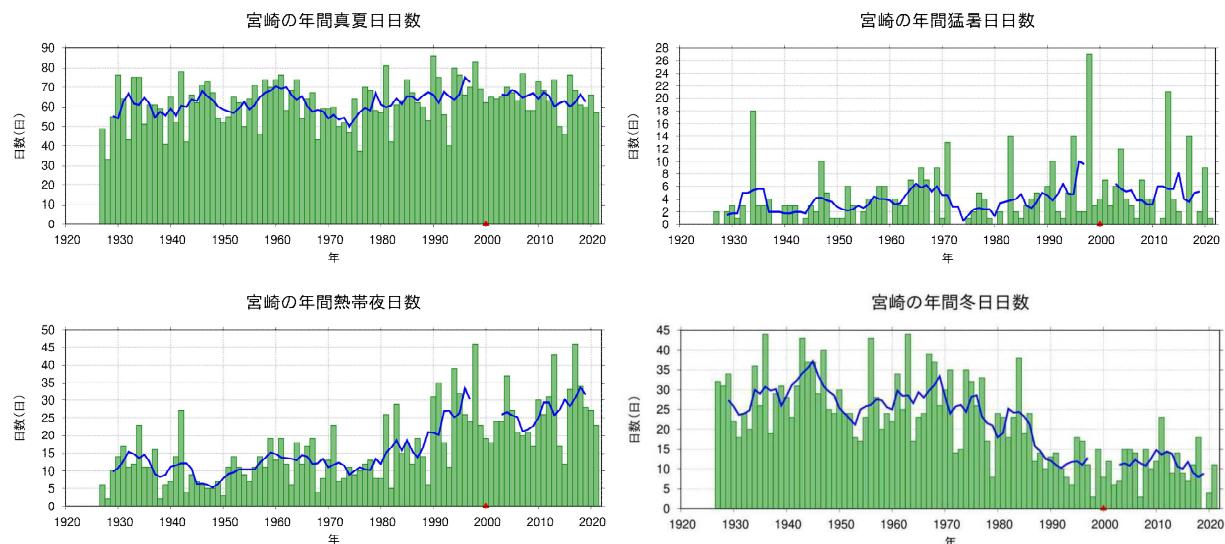
年平均気温は、短期的な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり1.24°Cの割合で上昇しています。

宮崎の年平均気温



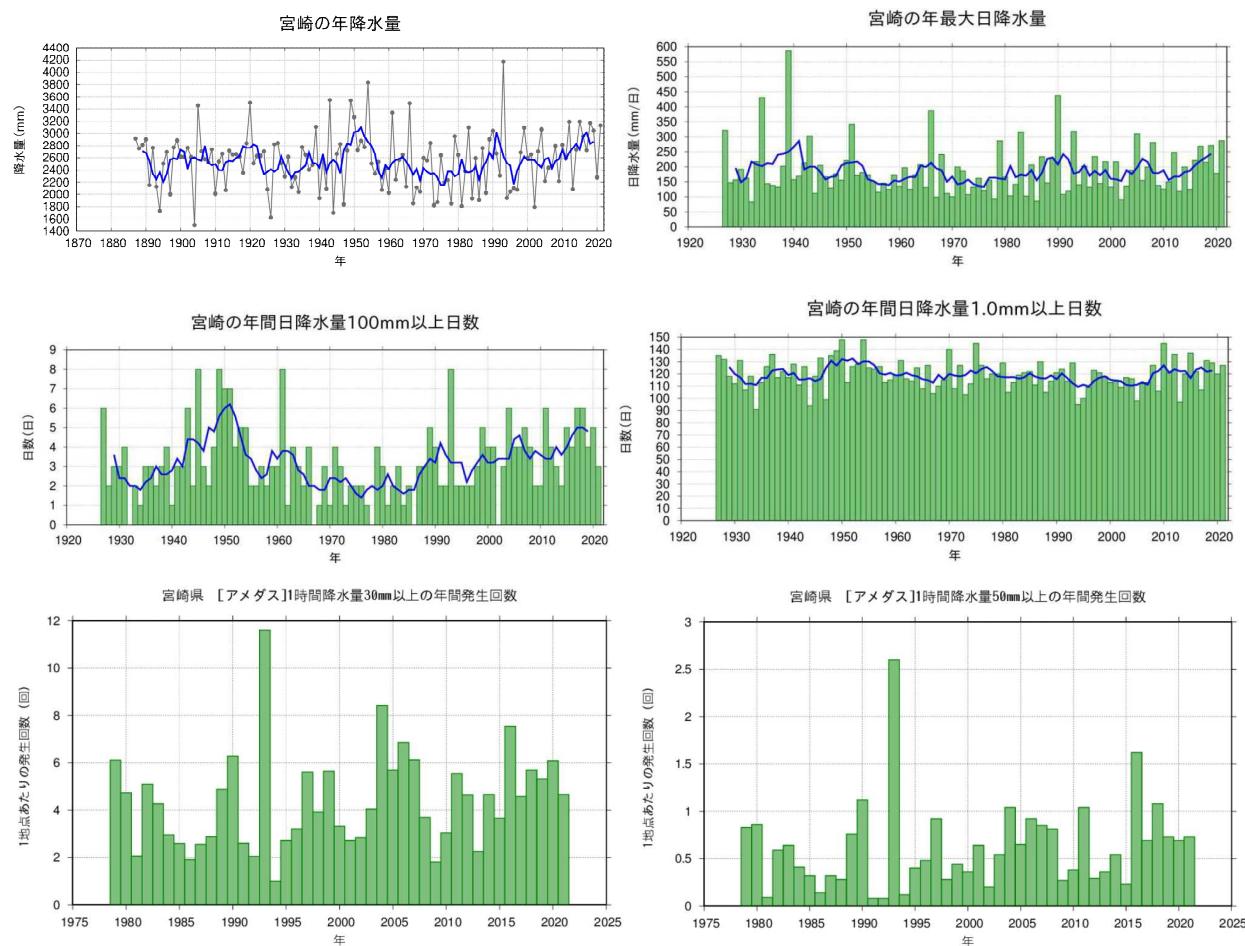
資料：九州・山口県の気候変動監視レポート 2021（福岡管区気象台）

真夏日（日最高気温が30℃以上）、猛暑日（日最高気温が35℃以上）、熱帯夜（日最低気温が25℃以上の日）、冬日（日最低気温が0℃未満の日）のいずれの年間日数も、観測所の移転があったため、長期的変化傾向の統計は除外されています。



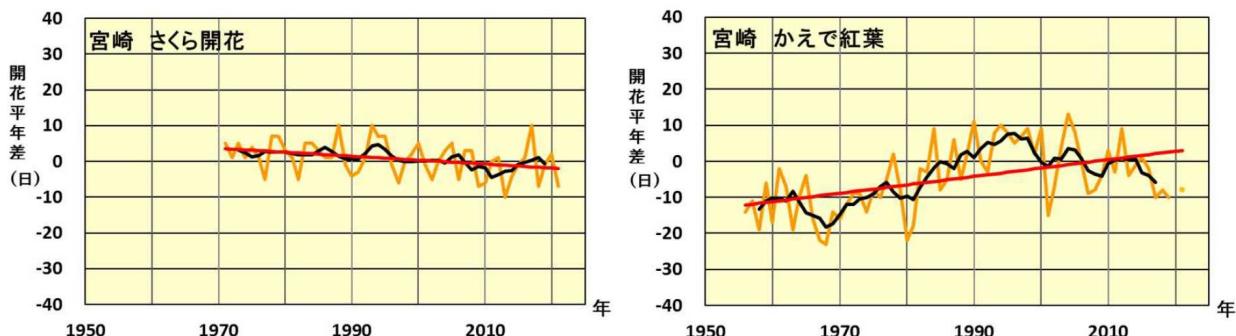
資料：九州・山口県の気候変動監視レポート 2021（福岡管区気象台）

年降水量、年最大日降水量、日降水量100mm以上、同1mm以上の年間日数、短時間強雨（1時間降水量30mm以上、同50mm以上）の年間発生回数は、有意な長期変化傾向は見られません。



資料：九州・山口県の気候変動監視レポート 2021（福岡管区気象台）

植物季節現象は、さくらの開花日が10年あたり1.1日早く、かえでの紅葉日が10年あたり2.3日遅くなっています。



資料：九州・山口県の気候変動監視レポート2021（福岡管区気象台）

また、本市の将来の気候の予測は以下のとおりです。

最も気候変動が進んだ場合（RCP8.5シナリオ※（4°C上昇シナリオ）（以下、同じ。））、21世紀末（2076年～2095年）には20世紀末（1980年～1999年）よりも年平均気温が4.0°C高くなると予測されています。

一方、パリ協定※の目標が達成された場合（RCP2.6シナリオ※（2°C上昇シナリオ））、年平均気温は1.3°C高くなると予測されています。

### ■ 将来予測（21世紀末）



\* 20世紀末（1980-1999年）と  
21世紀末（2076-2095年）の比較

資料：宮崎県の気候変動 「日本の気候変動2020」（文部科学省・気象庁）に基づく地域の観測・予測情報リーフレット（宮崎地方気象台・福岡管区気象台）

最も気候変動が進んだ場合、猛暑日が100年間で年間約28日増加すると予測されています。

また、熱帯夜も約64日増加すると予測されています。

### ■ 将来予測（21世紀末）



\* 20世紀末（1980-1999年）と  
21世紀末（2076-2095年）の比較

資料：宮崎県の気候変動 「日本の気候変動2020」（文部科学省・気象庁）に基づく地域の観測・予測情報リーフレット（宮崎地方気象台・福岡管区気象台）

気温の上昇により、大気中に含むことのできる水蒸気の量が増えることから大雨も増加、雨の降らない日も増加し、雨の降り方が極端になり、災害のリスクが高まると考えられています。最も気候変動が進んだ場合、短時間強雨の回数は約2.0倍になると予測されています。

## ■ 将来予測（21世紀末）

| 4°C上昇シナリオ                       | 2°C上昇シナリオ                       |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 宮崎県の短時間強雨の回数は<br><b>約2.0倍</b> に | 宮崎県の短時間強雨の回数は<br><b>約1.5倍</b> に |

\* 20世紀末（1980-1999年）と  
21世紀末（2076-2095年）の比較

資料：宮崎県の気候変動 「日本の気候変動 2020」（文部科学省・気象庁）に基づく地域の観測・予測情報リーフレット（宮崎地方気象台・福岡管区気象台）

この他、海水温の上昇や、台風の強度の強まりが予測されています。

このような気候変動の進行により、これまで以上に様々な分野で気候変動による影響が生じると考えられます。

本市の地域特性を理解した上で、既存及び将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減することが必要です。

## 長期的目標 I 脱炭素社会<sup>\*</sup>の構築

～再生可能エネルギー<sup>\*</sup>の利用や省エネルギーを推進する地球環境にやさしいまち～

### 取組の方向性 I-1 エネルギー使用による環境負荷を低減できるまち

### 取組の方向性 I-2 環境にやさしいコンパクトなまち

### 取組の方向性 I-3 地球温暖化対策のためにできることを一人ひとりが実践するまち

| No. | 市民満足度          | 基準値                | 目標値                      | 実績値                       | 目標値                       |     |
|-----|----------------|--------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|-----|
|     |                | 平成28年度<br>(2016年度) | 3年後<br>令和2年度<br>(2020年度) | 中間年度<br>令和4年度<br>(2022年度) | 最終年度<br>令和6年度<br>(2024年度) |     |
| 1   | 省エネルギーの推進      | 26%                | 27%                      | 33.0%                     | 28%                       | 33% |
| 2   | 地球環境にやさしいまちの形成 | 20%                | 23%                      | 24.7%                     | 24%                       | 27% |

注) 基準値は、市民アンケート調査にて「とても満足」及び「やや満足」と回答した人の割合の合計値です。

目標値は、市民アンケート調査にて「やや不満」と回答した人の割合の半分が、最終年度に「とても満足」あるいは「やや満足」と回答することを目指して、基準値に加算した値です。

### コラム

#### 自転車安全利用の取組

本市は、気候が温暖で快晴の日が多く、比較的平坦な地形が広がるなど、自転車利用に適した環境を備えています。

また、自転車は「健康」「環境」「お財布」にやさしく、「近い距離なら自動車より移動時間が短い」などさまざまなメリットがあります。

一方で、自転車に関する交通事故も問題となっています。

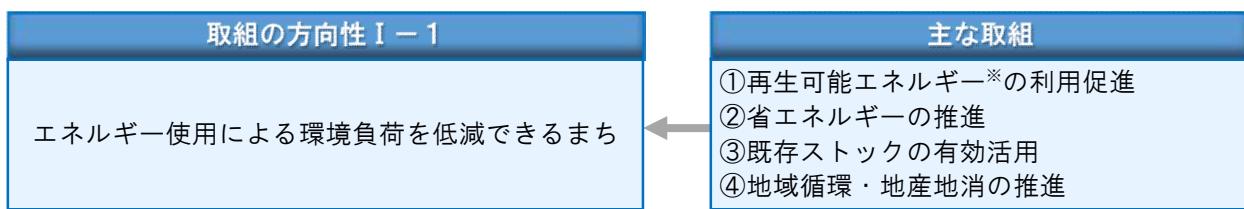
本市では、交通事故のない安全なまちづくりを推進するとともに、自動車から自転車へ転換することによる交通渋滞や環境負荷の低減を図る『誰もが「安全」で「快適」に「楽しく」自転車を利用できるまち』の実現を目指しています。



走る：自転車レーン（普通自転車専用通行帯）



守る・活かす：自転車パラダイス



### ■市の取組

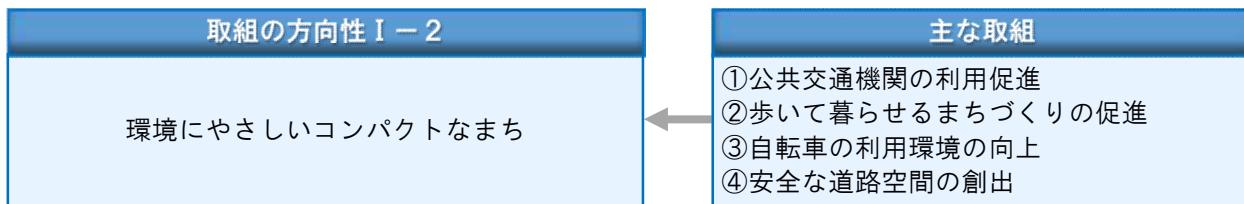
| 施策No. | 取組体系  | 個別施策   | 関係課    |
|-------|-------|--|--------|
| 1     | I-1-① | ・太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの利用に関する市民・事業者意識の啓発を進め、普及促進を図ります。   | 環境政策課  |
| 2     | I-1-② | ・公用車への次世代自動車※の導入に努めます。   | 管財課    |
| 3     |       | ・農業用施設における省エネルギー対策資機材や化石燃料暖房機の代替資材等の導入を推進します。  | 農業振興課  |
| 4     |       | ・住宅の断熱性能向上に繋がる製品等に関する情報を提供し、エネルギー効率の高い居住環境の創出を図ります。また、住宅の省エネルギー性能を表示した住宅性能表示制度について広く市民に周知・広報します。 | 建築行政課  |
| 5     |       | ・小中学校のトイレの洋式化を図ることで、省エネルギーを推進します。  | 学校施設課  |
| 6     | I-1-③ | ・持続可能な、最適な公共施設サービスを提供するため、「総量の最適化」に取り組みます。 注) 施策進捗度なし  | 都市戦略課  |
| 7     | I-1-④ | ・堆肥舎や堆肥生産機械等の整備を進めることで、家畜排せつ物の適正処理を促進するとともに、堆肥の有効利用を促進し、地域環境と調和した畜産経営の確立を図ります。                   | 農業振興課  |
| 8     |       | ・宮崎市自然休養村※センターで温泉とともに噴出する天然ガスの有効活用及び天然ガスの大気放散削減による地球温暖化防止に取り組みます。                                | 森林水産課  |
| 9     |       | ・市内の公立小中学校の給食では、地場産物の活用を促進します。   | 保健給食課  |
| 10    |       | ・下水道資源(下水汚泥・下水処理水・消化ガス)の有効活用を維持します。  | 下水道施設課 |

| 施策No. | 施策進捗度                                | 単位 | 基準値                | 目標値  | 実績値                       | 目標値                       |        |
|-------|--------------------------------------|----|--------------------|--|---------------------------|---------------------------|--------|
|       |                                      |    | 平成28年度<br>(2016年度) | 3年後<br>令和2年度<br>(2020年度)   | 中間年度<br>令和4年度<br>(2022年度) | 最終年度<br>令和6年度<br>(2024年度) |        |
| 1     | 太陽光発電設備導入容量<br>(10kW未満)              | kW | 56,667             | 71,325   | 74,532                    | 80,020                    | 89,775 |
| 2     | 松橋駐車場、第四庁舎駐車場の公用車の次世代自動車台数           | 台  | 2                  | 4  | 4                         | 6                         | 6      |
| 3     | 施設園芸における燃油使用削減量                      | kl | 285                | 250<br><small>注) 平成25年度から平成28年度までの実績の平均値(約250kl)に基づき設定(前年度比)</small> | 172                       | 250                       | 250    |
| 4     | 建築物省エネ法届出率<br>(300m <sup>2</sup> 以上) | %  | 88                 | 90以上   | 93.8                      | 90以上                      | 90以上   |
| 5     | 小・中学校のトイレの洋式化率                       | %  | 33.1               | 37.0   | 38.6                      | 39.0                      | 50.0   |

| 施策No. | 施策進捗度                   | 単位              | 基準値                  | 目標値  | 実績値                       | 目標値                       |           |
|-------|-------------------------|-----------------|----------------------|--|---------------------------|---------------------------|-----------|
|       |                         |                 | 平成28年度<br>(2016年度)   | 3年後<br>令和2年度<br>(2020年度)                                       | 中間年度<br>令和4年度<br>(2022年度) | 最終年度<br>令和6年度<br>(2024年度) |           |
| 7     | 簡易堆肥施設等を整備している畜産農家の割合   | %               | 82.1                 | 84.1   | 88.0                      | 85.1                      | 86.1      |
| 8     | 天然ガス利用率<br>(自然休養村※センター) | %               | 79.7                 | 73.3<br><small>注) 平成24年度から平成28年度までの実績の平均値(73.3%)に基づき設定</small> | 73.8                      | 73.3                      | 73.3      |
| 9     | 学校給食における地場産物の使用割合       | %               | 39.3                 | 43.0   | 37.4                      | 45.0                      | 45.0      |
| 10-1  | 消化ガスの発生量<br>(大淀処理場)     | Nm <sup>3</sup> | 1,617,000<br>(H27基準) | 1,734,000<br><small>注)過去5年間の実績と設備の稼働状況等を踏まえて設定。</small>        | 1,847,709                 | 1,772,000                 | 1,800,000 |
| 10-2  | 乾燥肥料の生産数量<br>(宮崎処理場)    | 袋               | 88,000<br>(H27基準)    | 88,000<br><small>注)過去5年間の実績と設備の稼働状況等を踏まえて設定。</small>           | 72,505                    | 88,000                    | 88,000    |

## ■市民・事業者の取組

| 環境配慮事項 |   |
|--------|---|
| 市民     | <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光などの再生可能エネルギー※の活用を検討します。</li> <li>家の新築・増改築の際には、太陽光発電設備や太陽熱利用機器の導入を検討します。</li> <li>家の新築・増改築の際には、省エネルギー性能の高い住宅（高気密・高断熱、通風性、自然光の有効活用など）の選択に努めます。</li> <li>省エネルギー性能が高い電化製品やエコマーク商品などの環境配慮型製品を使用するよう努めます。</li> <li>家電製品等を購入・買い換える際には、LED※ランプ等省エネルギーラベルを参考に、価格や使用時の電気料金などを考慮して、経済的で省エネルギー性能の高いものを選びます。</li> <li>マイカーを購入・買い換える際には、次世代自動車※（ハイブリッド自動車や電気自動車など）を選ぶよう努めます。</li> </ul>   |
| 事業者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光や風力などの再生可能エネルギーの活用を検討します。</li> <li>熱需要のあるホテルや旅館、病院などでは、積極的に太陽熱利用機器の導入を検討します。</li> <li>エネルギー供給事業者は、エコ・ステーションの整備に努めます。</li> <li>建物の新築・増改築や大規模修繕時には、省エネルギー基準に適合した断熱性・気密性の高い建物構造・工法の採用など、省エネルギーにつながる工夫に努めます。</li> <li>建物の新築・増改築や大規模修繕時には、国などの支援制度等を活用して、再生可能エネルギー設備の導入を検討します。</li> <li>オフィスビルなどでは、ビルオーナーと管理会社、テナントとの連携による省エネルギーの取組について検討します。</li> <li>照明器具を更新する際には、LED照明への取り替えに努めます。</li> <li>省エネルギー性能が高い電化製品やエコマーク商品、リサイクル製品などの環境負荷の少ない製品の積極的な購入・使用に努めます。</li> </ul> |



### ■市の取組

| 施策No. | 取組体系  | 個別施策  | 関係課                             |
|-------|-------|---|---------------------------------|
| 11    | I-2-① | ・交通機関や地域住民と連携し、路線バスの維持・存続やコミュニティバス等の運行など、地域における交通ネットワークの構築にむけて取り組みます。 | 都市戦略課                           |
| 12    | I-2-② | ・電線類の地中化等を推進します。  | 道路維持課<br>市街地整備課                 |
| 13    | I-2-③ | ・自転車通行空間整備を促進するなど、歩行者や自転車利用者が安心して通行できる道路空間の確保に努めます。                   | 都市計画課<br>土木課<br>道路維持課<br>市街地整備課 |
| 14    | I-2-④ | ・不法占用物件等に対する是正指導を徹底し、道路占用の適正化を推進します。                                  | 用地管理課                           |

注)「関係課」が複数ある場合は、最上段を主管課とし、主管課が施策進捗度を管理する。

| 施策No. | 施策進捗度                       | 単位 | 基準値                | 目標値                      | 実績値                       | 目標値                       |       |
|-------|-----------------------------|----|--------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|-------|
|       |                             |    | 平成28年度<br>(2016年度) | 3年後<br>令和2年度<br>(2020年度) | 中間年度<br>令和4年度<br>(2022年度) | 最終年度<br>令和6年度<br>(2024年度) |       |
| 11    | 主要バスターミナル*における路線バス乗降客数      | 千人 | 1,445              | 1,464                    | 1,364                     | 1,469                     | 1,308 |
| 12    | 道路改良事業による電線共同溝整備路線累計延長      | km | 3.99               | 5.25                     | 5.25                      | 5.25                      | 5.25  |
| 13    | 自転車通行空間の整備路線延長              | km | 4.8                | 12.8                     | 22.2                      | 16.8                      | 35.7  |
| 14    | 不適合物件や不法占用物件の是正(改善・撤去・申請)件数 | 件  | 204                | 200                      | 351                       | 175                       | 165   |

### ■市民・事業者の取組

| 環境配慮事項 |   |
|--------|---|
| 市民     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車が車両であることを自覚し、定められた場所への駐輪や、自転車保険の加入、左側通行などの法令を遵守し、積極的な利用に努めます。</li> <li>・毎週水曜日はノーマイカーデー*とし、徒歩・自転車又は電車やバスなどの公共交通機関を利用した通勤・通学等に努めます。</li> <li>・外出する際には、マイカーよりも電車やバスなどの公共交通機関を優先的に利用するよう努めます。</li> </ul> |
| 事業者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対してマイカー通勤の自粛や、ノーマイカーデー（毎週水曜日）への参加、協力を呼びかけます。</li> <li>・交通機関や施設の利便性に配慮して、駐輪場を設置します。</li> <li>・開発事業を行う際には、公園・緑地などの確保や、歩行者・自転車利用者の通行空間の確保に努めます。</li> </ul>   |



### ■市の取組

| 施策No. | 取組体系   | 個別施策  | 関係課   |
|-------|--------|---|-------|
| 15    | I -3-① | ・次世代自動車※の利用に関する市民・事業者意識の啓発を進め、導入促進を図ります。                                      | 環境政策課 |
| 16    |        | ・温室効果ガス※の排出抑制等のための措置に関する計画である「宮崎市地球温暖化対策実行計画」を推進し、市自らが率先して温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。 |       |
| 17    | I -3-② | ・多様な主体※で組織する「宮崎市地球温暖化対策地域協議会」を通じて、日常生活に起因する温室効果ガスを削減・抑制するための具体的な対策を実践します。     | 環境政策課 |
| 18    |        | ・環境にやさしい賢い選択の普及・定着を図ります。  |       |

| 施策No. | 施策進捗度                    | 単位 | 基準値                | 目標値                      | 実績値                       | 目標値                       |               |
|-------|--------------------------|----|--------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------|
|       |                          |    | 平成28年度<br>(2016年度) | 3年後<br>令和2年度<br>(2020年度) | 中間年度<br>令和4年度<br>(2022年度) | 最終年度<br>令和6年度<br>(2024年度) |               |
| 15    | 市域から排出される二酸化炭素※(運輸部門)削減率 | %  | 0<br>(H25年度)       | 8.1<br>(H30値)            | 3.6<br>(H30値)             | 11.4<br>(R2値)             | 18.5<br>(R4値) |
| 16    | 市役所から排出される温室効果ガス削減率      | %  | 0<br>(H25年度)       | 9.2                      | 8.54                      | 15.3                      | 26.9          |
| 17    | 市域から排出される温室効果ガス削減率       | %  | 0<br>(H25年度)       | 7.6<br>(H30値)            | 26.2<br>(H30値)            | 10.7<br>(R2値)             | 24.4<br>(R4値) |
| 18    | 環境に関する啓発イベント参加者数         | 人  | 17,650             | 17,850                   | 31,464                    | 17,950                    | 18,000        |

注) 施策No.15 及び 17については、国の統計データ公表時期の都合上、前々年度の値としています。

### コラム

#### 地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策実行計画は、大きく以下に示す2つの部分から構成されます。

区域施策編とは市域全体の温室効果ガス排出量削減を目的に、事務事業編とは市内の一事業者として、市役所の温室効果ガス排出量の削減を目的に策定する計画です。

| 名 称       | 根拠法律           | 対象範囲                   | 本市の目標値<br>(平成25年度：基準年度)                      |
|-----------|----------------|------------------------|--|
| 区域施策編<br> | 温対法<br>第21条第3項 | 市域全域（産業部門、業務部門、家庭部門等）  | 令和6年度（令和4年度目標）<br>：24.4%削減<br>令和12年度：46.0%削減 |
| 事務事業編<br> | 温対法<br>第21条第1項 | 本市の全ての事務・事業及び全ての組織や施設等 | 令和6年度：26.92%削減<br>令和12年度：50.0%削減             |

注) 本市は、区域施策編及び事務事業編とともに、策定義務があります。

### ■市民・事業者の取組

| 環境配慮事項 |  |
|--------|--|
| 市民     | <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車やオートバイを運転する際には、環境にやさしい運転（エコドライブ）を心がけ、周りに迷惑となる騒音を出さないようにします。</li> <li>自動車を使用する際には、不要なアイドリングや急発進・急停車をしないなど、エコドライブに心がけ、効率的な運転を行います。</li> <li>次世代自動車※（電気自動車やハイブリッド自動車など）を利用するよう努めます。</li> <li>すだれ、カーテン、ツル性植物などをうまく活用して日差しを避け、冷房の効率化に努めます。</li> <li>冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は20℃を目安に設定します。</li> <li>家電製品を使わないときは、エコタップなどを使って主電源を切ったり、コンセントをこまめに抜くなどして、待機電力を減らします。</li> <li>熱損失の大きい窓などの開口部には、断熱サッシや断熱シート、厚手のカーテンなどの使用に努めます。</li> <li>余分なものは買わない、地元食材を選ぶ（地産地消）、作り過ぎないなど、環境負荷の少ない賢い選択をします。</li> </ul> |
| 事業者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>次世代自動車（電気自動車やハイブリッド自動車など）を導入又は利用するよう努め、エコドライブを徹底します。</li> <li>冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は20℃を目安に設定し、職場でクール・ビズ、ウォーム・ビズを積極的に取り入れます。</li> <li>オフィスの照明やOA機器（パソコン、コピー機、プリンターなど）などは不必要なつけ放しをやめ、こまめに電源を切ります。</li> <li>上下3階程度の移動は、エレベーターを使用せずに階段を利用します。</li> <li>従業員へのエコドライブに関する情報提供や体験研修会への参加などを通じて、エコドライブの実践（タイヤの空気圧点検、アイドリングストップ、急発進・急加速の禁止、無駄な荷物を積まないなど）を促します。</li> <li>ノー残業デーの推奨、ICT※を活用したペーパーレス化や多様な働き方の導入など、脱炭素なワークスタイルに努めます。</li> </ul>  |

### コラム

#### COOL CHOICE（クールチョイス）

未来のために、いま選ぼう  
日頃の小さな選択が未来を大きく変えていく



「COOL CHOICE（クールチョイス）」とは、令和12（2030）年度に温室効果ガス※の排出量を平成25（2013）年度比で46%削減するという目標達成のため、脱炭素社会※づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていくという国民運動のことです。

<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>

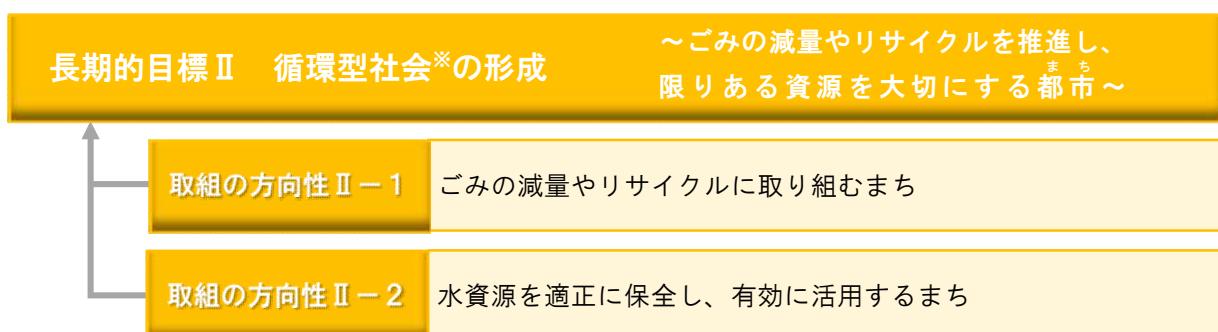
## 第2章 長期的目標Ⅱ 循環型社会の形成

少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来は、社会・経済活動に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

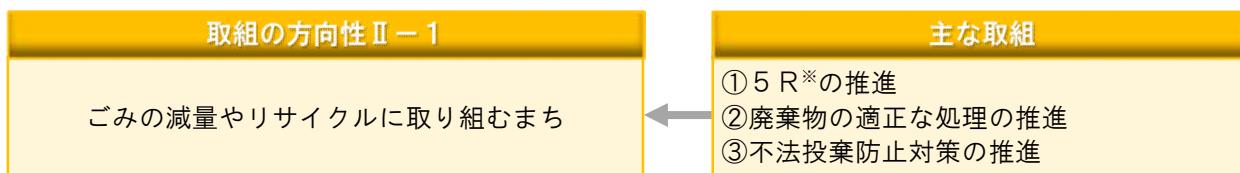
人口減少が進んでいくなかで、今と変わらない暮らしを続けていくためには、私たちの生活や行動パターンを見直し、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から、一刻も早く脱却しなければなりません。

廃棄物の発生抑制と資源の地域循環に加え、天然資源の利用を抑えることで環境負荷を減らすとともに、5R<sup>\*</sup>の取組をより一層進めます。

また、生命の源であり生態系に多大な恩恵を与えてきた「水」が、健全に循環し、そのもたらす恵みを将来にわたり受け続けることができるよう、水資源を守り生かす取組を推進していきます。



| No. | 市民満足度          | 基準値                | 目標値                      | 実績値                       | 目標値                       |     |
|-----|----------------|--------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|-----|
|     |                | 平成28年度<br>(2016年度) | 3年後<br>令和2年度<br>(2020年度) | 中間年度<br>令和4年度<br>(2022年度) | 最終年度<br>令和6年度<br>(2024年度) |     |
| 3   | 廃棄物対策とリサイクルの推進 | 42%                | 44%                      | 34.8%                     | 45%                       | 45% |
| 4   | 水資源の有効活用       | 26%                | 28%                      | 31.6%                     | 29%                       | 32% |
| 5   | 水質の保全          | 39%                | 41%                      | 42.0%                     | 42%                       | 44% |



### ■市の取組

| 施策No. | 取組体系   | 個別施策   | 関係課                     |
|-------|--------|--|-------------------------|
| 19    | II-1-① | ・循環型社会※の形成に向け、廃棄物の排出抑制と再生利用を促進するとともに、廃棄物の適正な処理を推進します。                    | 環境政策課<br>環境業務課          |
| 20    |        | ・エコクリーンプラザみやざきに搬入されたごみを選別・処理し、適正な最終処分を推進します。                             | 環境政策課<br>環境業務課<br>環境指導課 |
| 21    |        | ・5R運動の取組の周知に努め、家庭ごみの減量化、資源化を推進します。                                       | 環境政策課<br>環境業務課          |
| 22    |        | ・家庭から出る生ごみの自家処理を進め、生ごみの減量化と堆肥化による循環型社会を推進します。                            | 環境業務課                   |
| 23    |        | ・学校給食に伴い発生する生ごみの堆肥化等を推進します。  | 保健給食課                   |
| 24    | II-1-② | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき産業廃棄物※処理施設等への立入検査や排出事業者への指導等を実施し、産業廃棄物の適正処理を推進します。  | 環境指導課                   |
| 25    |        | ・建設リサイクル法の規定に基づき、届出等を徹底させるとともに、分別解体の実施状況の確認及び無届工事の監視のためのパトロールを定期的に実施します。 | 建築行政課                   |
| 26    | II-1-③ | ・農業生産に伴い排出される農業用廃プラスチックの適正処理を図ります。                                       | 農業振興課                   |

注)「関係課」が複数ある場合は、最上段を主管課とし、主管課が施策進捗度を管理する。

| 施策No. | 施策進捗度               | 単位 | 基準値                | 目標値  | 実績値                       | 目標値                       |       |
|-------|---------------------|----|--------------------|--|---------------------------|---------------------------|-------|
|       |                     |    | 平成28年度<br>(2016年度) | 3年後<br>令和2年度<br>(2020年度)   | 中間年度<br>令和4年度<br>(2022年度) | 最終年度<br>令和6年度<br>(2024年度) |       |
| 19    | 市民1人1日あたりのごみ排出量     | g  | 970                | 959  | 948                       | 953                       | 948   |
| 20-1  | 再生利用率(リサイクル率)       | %  | 15.8               | 15.6<br><small>注) びんが割れにくい回収方法を検討することで、令和3年度以降に基準値より増加する見込み。</small> | 15.3                      | 16.0                      | 16.4  |
| 20-2  | 最終処分率               | %  | 12.3               | 12.4<br><small>注) びんが割れにくい回収方法を検討することで、令和4年度以降に基準値より減少する見込み。</small> | 12.1                      | 11.9                      | 11.6  |
| 21    | ごみ減量アドバイザーの派遣回数(累計) | 回  | 208                | 680  | 502                       | 1,100                     | 1,540 |
| 22    | 生ごみ処理機器の補助・支給件数(累計) | 件  | 483                | 1,350  | 1,656                     | 2,250                     | 3,600 |
| 23    | 学校給食の生ごみリサイクル率      | %  | 100                | 100  | 100                       | 100                       | 100   |
| 24    | 産業廃棄物処理業者への立入検査率    | %  | 100                | 100  | 100                       | 100                       | 100   |
| 25    | 建築リサイクルパトロール実施率     | %  | 63                 | 60以上   | 62.8                      | 60以上                      | 60以上  |
| 26    | 農業用廃プラスチックの不法投棄件数   | 件  | 0                  | 0  | 0                         | 0                         | 0     |

## ■市民・事業者の取組

| 環境配慮事項 |   |
|--------|---|
| 市民     | <ul style="list-style-type: none"> <li>買い物の際にはマイバッグを持参し、過剰包装を断るなど、ごみを少なくするように努めます。</li> <li>「家庭ごみの正しい出し方」に従って、ごみと資源物は分別し、指定日に指定された場所に出し、ごみ減量及び再資源化に取り組みます。</li> <li>生ごみ処理器などを活用し、生ごみの堆肥化に努めることにより、ごみ減量に取り組みます。</li> <li>廃食用油の回収活動に取り組みます。</li> <li>フリーマーケットや修理店などをを利用して、リユース、リペア、リサイクルに努めます。</li> <li>「環境美化の日」の清掃活動、市民一斉清掃、側溝清掃、海岸清掃などの清掃活動に参加し、ごみのポイ捨てをなくすよう努めます。</li> </ul> |
| 事業者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>エコマーク商品やリサイクル製品などの環境負荷の少ない製品の開発・製造及び積極的な購入・使用を進めます。</li> <li>レジ袋の削減を推進し、ごみを少なくするように努めます。</li> <li>廃棄物について、「事業系ごみの適正処理マニュアル」に基づき適正に処理し、不法投棄を発見した場合には速やかな関係機関への通報に努めます。</li> <li>「事業系ごみ減量研修会」に参加し、事業系一般廃棄物※の減量及び再資源化に取り組みます。</li> <li>原材料は再生資源や廃棄物として処理・処分が容易なものを利用するよう努めます。</li> </ul>  |

## コラム

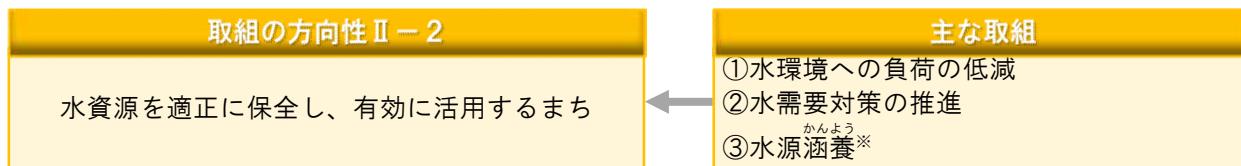
## 5R\*から始めるエコ活動

本市では、誰でもできる、今すぐできる、環境に配慮した行動（エコ活動）『5R（ごあーる）』を推進しています。取組はとても簡単です。まずは、やってみましょう。



注) 市広報みやざき、平成29年6月号より

|     | 推進  | リフューズ<br>REFUSE | リデュース<br>REDUCE | リユース<br>REUSE | リペア<br>REPAIR | リサイクル<br>RECYCLE |
|-----|-----|-----------------|-----------------|---------------|---------------|------------------|
| 国   | 3 R |                 | ○               | ○             |               | ○                |
| 宮崎県 | 4 R | ○               | ○               | ○             |               | ○                |
| 宮崎市 | 5 R | ○               | ○               | ○             | ○             | ○                |



### ■市の取組

| 施策No. | 取組体系   | 個別施策  | 関係課             |
|-------|--------|---|-----------------|
| 27    | II-2-① | ・公共用水域の水質状況を把握するため、定期的に水質測定を行い、事業場への立入検査を実施するとともに、市民・事業者・関係機関が一体となって、河川浄化の取組を推進します。 | 環境指導課<br>環境政策課  |
| 28    |        | ・浄化槽*管理者に対し、保守点検、清掃及び法定検査(水質検査)を行うよう啓発・指導を行い、浄化槽の適正な維持管理を推進します。                     | 環境施設課           |
| 29    |        | ・下水道や農業集落排水への接続及び公設浄化槽の設置を推進し、水洗化率の向上を図ります。   | 給排水設備課<br>環境施設課 |
| 30    | II-2-② | ・水道施設の計画的更新や耐震化を推進し、安全で良質な水を安定的に供給できるライフラインの構築を図ります。                                | 水道整備課           |
| 31    | II-2-③ | ・森林の有する多面的機能を發揮するため、森林所有者、事業者、行政などの多様な主体*が連携して適切な森林施業に取り組みます。                       | 森林水産課           |

注)「関係課」が複数ある場合は、最上段を主管課とし、主管課が施策進捗度を管理する。

| 施策No. | 施策進捗度                   | 単位 | 基準値                | 目標値                      | 実績値                       | 目標値                       |      |
|-------|-------------------------|----|--------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|------|
|       |                         |    | 平成28年度<br>(2016年度) | 3年後<br>令和2年度<br>(2020年度) | 中間年度<br>令和4年度<br>(2022年度) | 最終年度<br>令和6年度<br>(2024年度) |      |
| 27    | 公共用水域環境基準*(BOD*)達成率     | %  | 100                | 100                      | 100                       | 100                       | 100  |
| 28    | 浄化槽の法定検査受検率             | %  | 61.6               | 64.8                     | 65.7                      | 66.4                      | 68.0 |
| 29    | 生活排水処理率                 | %  | 91.8               | 95.2                     | 93.8                      | 96.4                      | 97.1 |
| 30    | 水道管路(口径150mm以上)<br>耐震化率 | %  | 37.3               | 39.7                     | 40.9                      | 41.0                      | 42.9 |
| 31    | 植林面積                    | ha | 123                | 204                      | 130                       | 238                       | 160  |

## ■市民・事業者の取組

| 環境配慮事項 |  |
|--------|--|
| 市民     | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の川を美しくする活動やミズベリング活動、豊かな水源確保のための森林の育成・保全活動への参加に努めます。</li> <li>日常生活での節水に心がけ、お風呂の残り湯や雨水などを活用し、水資源の有効活用に努めます。</li> <li>洗剤は環境への負荷※を考慮して適量を使用します。廃食用油や調理くずは直接排水口に流さないなど、家庭での生活排水対策に取り組みます。</li> <li>家庭菜園などにおいて、肥料や農薬は環境への負荷に配慮した適正な量と方法により使用します。</li> <li>公共下水道などが整備されている地域では水洗化（下水道などへの接続）を推進するとともに、それ以外の地域では浄化槽※を設置し、適正な維持管理を行います。</li> </ul> |
| 事業者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>家畜などの動物を飼育する場合は、動物のふん尿が河川に流出しないよう、処理・保管施設を設置するなど適正に処理します。</li> <li>工場排水については、法・条例に基づき適切な排水処理施設を設置し、その運転管理には十分に注意します。</li> <li>排水処理技術の向上や浄化対策の改善に努めます。</li> <li>敷地は可能な限り未舗装あるいは透水性舗装とし、雨水の地下浸透を図り流出抑制に努めます。</li> <li>水源涵養※のための森林の育成・保全活動に参加、協力します。</li> <li>事業活動における節水や事業所敷地内に雨水貯留槽を設置するなど、水資源の有効活用に努めます。</li> </ul>                         |

## コラム

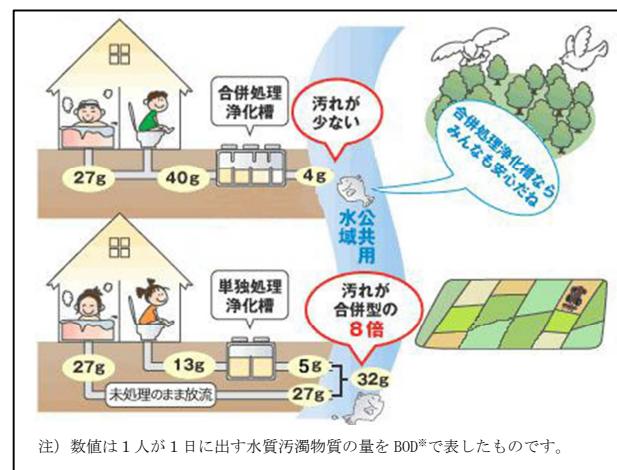
### 浄化槽とは

水は、生活に欠くことのできない貴重な資源ですが、河川などにおける水質汚染の最大の要因が、実は家庭から出ている生活排水です。

#### 浄化槽の種類

浄化槽とは、下水道処理と同じように、微生物の働きによって污水を処理する設備です。

家庭に設置されている浄化槽は、トイレ排水のみを処理する「単独処理浄化槽」と、家庭から排出される全ての排水を処理する「合併処理浄化槽」がありますが、水環境を守るためにも合併処理浄化槽への早期の転換が求められています。



資料：環境省 浄化槽サイトより一部改変

#### 浄化槽の維持管理

下水道と同程度の汚水処理機能をもつ合併処理浄化槽でも、維持管理が不十分だと、本来の機能を発揮できず、放流水質の悪化や悪臭発生の要因となります。

このため、浄化槽管理者（所有者、使用者など）には、定期的な保守点検や清掃の実施に加え、年1回の浄化槽法に規定される法定検査を受検する義務が課せられています。

### 第3章 長期的目標Ⅲ 自然環境の保全

「太陽」や「緑」に象徴される、本市の温暖な気候や豊かな自然は、私たちのかけがえのない財産です。

この財産は、多様な生き物が関わり合う生態系によって支えられており、先人によって今まで大切に守り育まってきたものです。

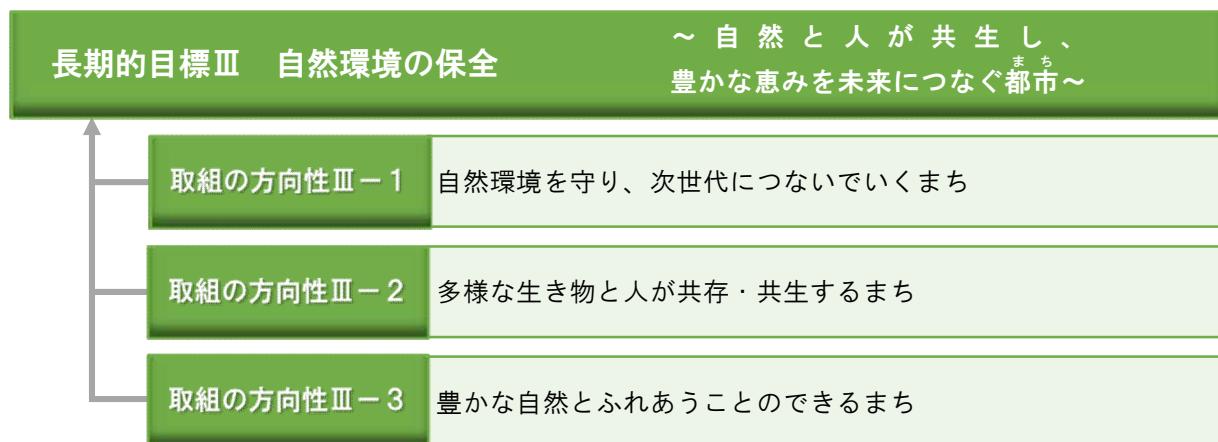
これからもよりよい姿で将来の世代につないでいくためには、恵みを享受するだけではなく、生態系の回復力を損なわないような配慮も必要です。

子どもの頃から動物園などで生き物とふれあったり、自然体験活動などを通じて、環境の保全と生物多様性\*についての理解と関心を深めます。

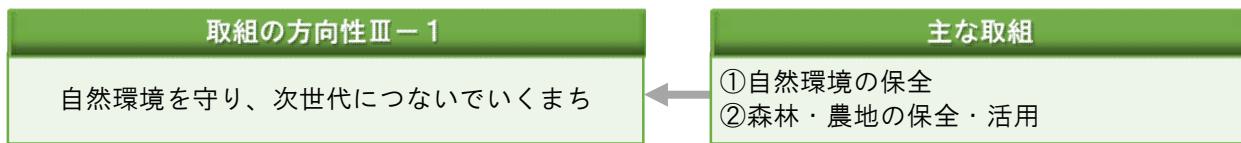
この第3章は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性地域戦略」としても位置付けています。

#### ■生物多様性地域戦略とは

生物多様性地域戦略は、「生物多様性基本法」第13条に基づく基本計画です。同法において、都道府県及び市町村は生物多様性国家戦略を基本として、単独又は共同して定めるよう努めなければならないと規定されています。



| No. | 市民満足度          | 基準値                | 目標値                      | 実績値                       | 目標値                       |     |
|-----|----------------|--------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|-----|
|     |                | 平成28年度<br>(2016年度) | 3年後<br>令和2年度<br>(2020年度) | 中間年度<br>令和4年度<br>(2022年度) | 最終年度<br>令和6年度<br>(2024年度) |     |
| 6   | 自然環境の保全と活用     | 36%                | 37%                      | 30.0%                     | 38%                       | 38% |
| 7   | 生き物の保護とふれあいの確保 | 28%                | 29%                      | 38.2%                     | 30%                       | 39% |
| 8   | 水辺環境の保全と活用     | 41%                | 43%                      | 30.1%                     | 44%                       | 44% |



## ■市の取組

| 施策No. | 取組体系    | 個別施策  | 関係課   |
|-------|---------|---|-------|
| 32    | III-1-① | • 防風・防潮といった公益的機能*を有し、貴重な観光資源でもある海岸松林を守るため、市民・関係団体・行政が協力して海岸松林の保護・育成に取り組みます。 | 森林水産課 |
| 33    |         | • 良好的な自然環境や景観を形成している緑地の保全並びに樹木の保全を図ります。                                     | 景観課   |
| 34    | III-1-② | • 農業委員会やJAなどと連携し、市民農園制度の適切な運用に努めます。   | 農政企画課 |
| 35    |         | • 農道や水路の草刈りや泥上げ、景観形成のための植栽など、土地改良施設の適切な維持管理及び農村環境の保全活動を推進します。               | 農村整備課 |
| 36    |         | • 遊休農地の解消と発生の未然防止に努めます。   | 農業委員会 |

| 施策No. | 施策進捗度                               | 単位 | 基準値                | 目標値                      | 実績値                       | 目標値                       |      |
|-------|-------------------------------------|----|--------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|------|
|       |                                     |    | 平成28年度<br>(2016年度) | 3年後<br>令和2年度<br>(2020年度) | 中間年度<br>令和4年度<br>(2022年度) | 最終年度<br>令和6年度<br>(2024年度) |      |
| 32    | 森林ボランティア参加者数                        | 人  | 950                | 1,000                    | 678                       | 1,000                     | 600  |
| 33-1  | 緑の保全地区総面積                           | ha | 34.9               | 34.9                     | 34.9                      | 35.4                      | 34.9 |
| 33-2  | 郷土の名木指定本数                           | 本  | 165                | 168                      | 146                       | 170                       | 145  |
| 34    | 市民農園の設置区画数                          | 区画 | 406                | 406                      | 364                       | 406                       | 406  |
| 35    | 多面的機能支払交付金事業 <sup>注)</sup> に取り組む組織数 | 地区 | 92                 | 90                       | 99                        | 90                        | 90   |
| 36    | 遊休農地率                               | %  | 2.6                | 1.0                      | 3.1                       | 1.0                       | —    |

注) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために地域の共同活動を支援する事業。

### ■市民・事業者の取組

| 環境配慮事項 |  |
|--------|--|
| 市民     | <ul style="list-style-type: none"> <li>「郷土の名木」などの樹木、緑の保全地区や残された里山を大切にし、保存・管理に協力します。</li> <li>森林の働きや水辺の機能に関心をもち、里山や河川などの維持管理や保護活動（イベント）への参加に努めます。</li> <li>森林や緑地の維持管理活動、緑化活動などに積極的に参加します。</li> <li>家の新築や建て替え時には、県産材の使用を検討します。</li> <li>干潟・砂浜・防潮林などの自然環境保護に努めます。また、里浜としての干潟や海辺を、憩い・癒しの場として活用します。</li> </ul>  |
| 事業者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境に影響を及ぼすことが予想される事業を行う際には、法律や県条例に基づき環境影響評価※を行うなど、動植物やその生息・生育環境を保護・保全するための適切な措置を講じます。</li> <li>開発事業を行う際には、周辺環境を考慮し、自然環境の保全に係わる適切な措置を講じます。</li> <li>事業活動がまちの緑や名木等に影響を及ぼさないように配慮し、保存や管理に協力します。</li> <li>森林の育成、適正管理と木材の需要拡大により、森林環境の保全と木材資源の利用推進に努めます。</li> <li>環境に配慮し、化学肥料・農薬の使用を抑えた農業の推進に努めます。</li> <li>里山や河川などの維持管理や保護活動（イベント）への参加に努めます。</li> <li>地域の森林や緑地の維持管理活動、緑化活動に積極的に参加、協力します。</li> <li>間伐材、端材などを利用した商品の開発や購入を進めます。</li> </ul> |

### コラム

#### 宮崎市フェニックス自然動物園

県内唯一の動物園である『宮崎市フェニックス自然動物園』は、国内で初めて野生動物の混合飼育を始めるとともに、国内でも希少なマサイキリンの繁殖に向けて取り組むなど、希少動物の保護・繁殖を通じて、生物多様性※の確保を図っています。また、動物とのふれあいを通じて、動物や自然に対する知識と愛護意識を深めるとともに、環境学習と憩いの場を提供しています。



マサイキリン



## ■市の取組

| 施策No. | 取組体系  | 個別施策  | 関係課   |
|-------|-------|---|-------|
| 37    | Ⅲ-2-① | ・ホタルが生息する地域をモデル地区及び保存地区とし、豊かな水辺環境づくりを支援します。                                     | 環境政策課 |
| 38    |       | ・自然環境に配慮した多自然川づくり※への取組を進めます。  | 土木課   |
| 39    | Ⅲ-2-② | ・国や県と一体となって、重要な野生動植物とその生息・生育地の保護を図ります。  | 環境政策課 |
| 40    |       | ・県内唯一の動物園である宮崎市フェニックス自然動物園を、いのちのつながりや大切さを伝え、生き物とふれあい体感する場として活用を図ります。 注) 施策進捗度なし | 公園緑地課 |

| 施策No. | 施策進捗度                 | 単位 | 基準値   | 目標値                      | 実績値                       | 目標値                       |       |
|-------|-----------------------|----|---|--------------------------|---------------------------|---------------------------|-------|
|       |                       |    | 平成28年度<br>(2016年度)  | 3年後<br>令和2年度<br>(2020年度) | 中間年度<br>令和4年度<br>(2022年度) | 最終年度<br>令和6年度<br>(2024年度) |       |
| 37    | ホタル保護河川総延長            | m  | 5,770<br>(H29年度)<br>注) 1団体がH28年度で活動休止し、河川総延長が約1,000m減のため。 | 5,770                    | 5,255                     | 5,770                     | 5,770 |
| 38    | 多自然川づくり工法による護岸整備・改修延長 | m  | 3,300   | 3,700                    | 4,029                     | 3,800                     | 4,200 |
| 39    | 野生動植物の重要生息地           | 箇所 | 2   | 3                        | 2                         | 3                         | 3     |

## ■市民・事業者の取組

| 環境配慮事項 |  |
|--------|--|
| 市民     | <ul style="list-style-type: none"> <li>生態系や野生生物との共生について学び、理解を深め、身近な地域の自然や生き物を大切にします。</li> <li>本市における野生生物等の重要生息地の保護・保全に努めます。</li> <li>地域に生息・生育する在来種を不必要に捕獲しないようにし、絶滅危惧種（レッドデータブック※掲載種）や在来種の保護に協力します。</li> <li>外来種※や国内の他地域から持ち込んだ野生生物を野外に放出しません。また、在来種の生態系を脅かすおそれのある外来種の駆除活動に協力します。</li> <li>水辺という公共空間を活用しながら地域の魅力を引きだすミズベリング活動に、積極的に参加します。</li> </ul> |
| 事業者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>生き物を販売する際には、購入者に対して十分な説明を行い、特定外来生物の販売、飼養、輸入、取引は行いません。</li> <li>水辺という公共空間を活用しながら地域の魅力を引きだすミズベリング活動に、積極的に参加、協力します。</li> </ul>   |



### ■市の取組

| 施策No. | 取組体系    | 個別施策   | 関係課            |
|-------|---------|--|----------------|
| 41    | III-3-① | ・子どもたちの「生きる力」を育むため、気軽に参加できる自然体験や自然レクリエーションの場を設けます。 | 環境政策課<br>生涯学習課 |

注)「関係課」が複数ある場合は、最上段を主管課とし、主管課が施策進捗度を管理する。

| 施策No. | 施策進捗度         | 単位 | 基準値                | 目標値                      | 実績値                       | 目標値                       |
|-------|---------------|----|--------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|
|       |               |    | 平成28年度<br>(2016年度) | 3年後<br>令和2年度<br>(2020年度) | 中間年度<br>令和4年度<br>(2022年度) | 最終年度<br>令和6年度<br>(2024年度) |
| 41    | 子ども自然体験活動参加者数 | 人  | 1,085              | 1,130                    | 392                       | 1,130                     |

### ■市民・事業者の取組

| 環境配慮事項 |  |
|--------|--|
| 市民     | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域にある小河川敷や創出された親水空間を自然とのふれあいの場として活用します。</li> <li>レクリエーションやミズベリング活動などへの参加や教育文化施設などの利用を通じて、自然について学び、ふれあう機会をつくります。</li> <li>自然とのふれあいを大切にし、ハイキングやキャンプなどのレジャー活動においても自然環境に影響を与えないようにします。</li> </ul> |
| 事業者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然とふれあうことのできる場や機会を提供するよう努めます。</li> </ul>  |

### コラム

#### 親と子のふれあい事業「砂の造形コンクール」

本市では、子ども達の協調性や創造性を育むため、子ども会と協力し、毎年、自然に親しみながら創作活動を行う砂の造形コンクールを開催しています。



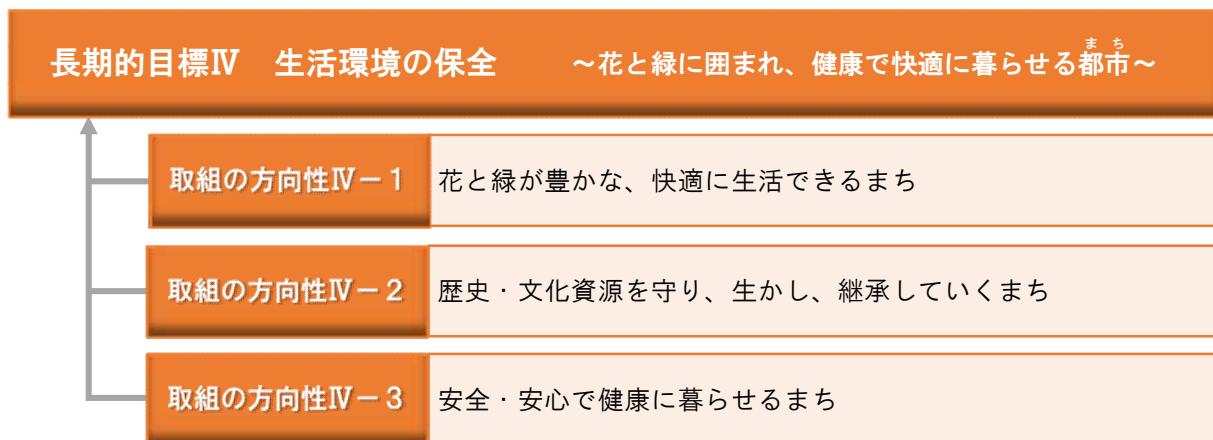
## 第4章 長期的目標IV 生活環境の保全

本市は温暖な気候に恵まれ、一年を通して四季折々の美しい花と緑や、宮崎らしい南国情緒漂う魅力的な景観を楽しむことができます。

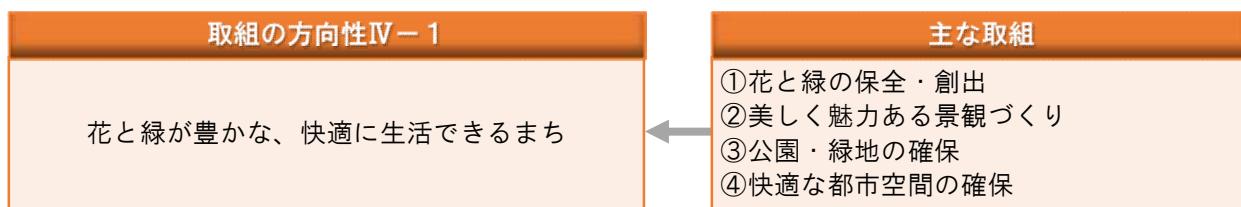
それに加えて、神話にまつわる史跡や生目古墳群をはじめとする歴史・伝統文化・食などの個性豊かで魅力的な地域資源が、数多く残されています。

これらの地域資源を大切に守り、生かしながら、将来の世代によりよい姿で継承していきます。

また、気候変動による気温の上昇や地震や豪雨などの自然災害への備えをより一層充実させ、都市化が進んだことによるヒートアイランド※現象への対策に有効な、緑の保全と創出や暑熱環境への適応を行い、安全・安心で健康に暮らせる快適なまちづくりを進めます。



| No. | 市民満足度         | 基準値                | 目標値                      | 実績値                       | 目標値                       |     |
|-----|---------------|--------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|-----|
|     |               | 平成28年度<br>(2016年度) | 3年後<br>令和2年度<br>(2020年度) | 中間年度<br>令和4年度<br>(2022年度) | 最終年度<br>令和6年度<br>(2024年度) |     |
| 9   | 緑の保全と緑化の推進    | 48%                | 49%                      | 54.5%                     | 50%                       | 55% |
| 10  | 快適な公共空間の確保    | 40%                | 43%                      | 18.5%                     | 44%                       | 44% |
| 11  | 美しい街並みの創造     | 42%                | 44%                      | 54.2%                     | 45%                       | 55% |
| 12  | 歴史・文化資源の保全と活用 | 36%                | 37%                      | 38.0%                     | 38%                       | 39% |



### ■市の取組

| 施策No. | 取組体系   | 個別施策  | 関係課           |
|-------|--------|---|---------------|
| 42    | IV-1-① | ・市庁舎及びその周辺の緑化を推進します。                        | 管財課           |
| 43    |        | ・市民・事業者等の花のまちづくりに対する意識と知識の向上を図るための取組を進めます。  | 景観課           |
| 44    | IV-1-② | ・モデル的農村景観の掘り起こしを行ながら、地域住民と一緒に保全活動に取り組みます。   | 農政企画課         |
| 45    |        | ・多様な主体※と連携し、日南海岸沿道を美しく保ちます。                 | 観光戦略課<br>景観課  |
| 46    | IV-1-③ | ・公園利用者のニーズや地域の特性を生かし、公園や緑地等の整備を進めます。        | 公園緑地課         |
| 47    | IV-1-④ | ・維持管理に配慮した効果的な緑化を推進するなど、周辺環境に配慮した街路整備を進めます。 | 市街地整備課<br>土木課 |

注)「関係課」が複数ある場合は、最上段を主管課とし、主管課が施策進捗度を管理する。

| 施策No. | 施策進捗度                  | 単位                | 基準値   | 目標値                      | 実績値                       | 目標値                       |       |
|-------|------------------------|-------------------|---|--------------------------|---------------------------|---------------------------|-------|
|       |                        |                   | 平成28年度<br>(2016年度)                                    | 3年後<br>令和2年度<br>(2020年度) | 中間年度<br>令和4年度<br>(2022年度) | 最終年度<br>令和6年度<br>(2024年度) |       |
| 42    | 市庁舎の緑化率                | %                 | 20<br>(H29年度)<br><small>注)外装改修工事の開始年度を基準値とする。</small> | 20                       | 20                        | 20                        | 20    |
| 43    | 花と緑の推進事業参加者数           | 人                 | 1,260   | 1,290                    | 313                       | 1,310                     | 1,320 |
| 44    | 農村景観保全活動の支援を行う地区数      | 地区                | 2   | 2                        | 2                         | 2                         | 2     |
| 45    | 日南海岸沿道修景保全活動回数         | 回                 | 5   | 5                        | 1                         | 5                         | 4     |
| 46    | 市民1人あたりの都市公園面積         | m <sup>2</sup> /人 | 22.89   | 23.41                    | 23.50                     | 23.49                     | 23.51 |
| 47    | 道路改良事業による植樹帯・植樹枠整備路線延長 | km                | 72.21   | 74.17                    | 73.75                     | 74.17                     | 74.43 |

## ■市民・事業者の取組

| 環境配慮事項 |   |
|--------|---|
| 市民     | <ul style="list-style-type: none"> <li>自宅でできる緑化に取り組み、植栽にあたっては地域の特性に合った樹種を選ぶようにします。</li> <li>自宅でできる花の植栽と緑化（庭やベランダでの植栽、生垣の設置、壁面緑化・屋上緑化、家庭菜園など）を進めます。</li> <li>花のまちづくり活動に参加し、「緑の募金※」に協力します。</li> <li>オープンガーデンに取り組み、市民交流を図ります。</li> <li>屋根の色や塀の材質、形状、色等については、周辺景観との調和に配慮します。</li> <li>緑地、公園、河川など、住民参加で行う身近な景観の保全・管理活動に参加します。</li> <li>公園の樹木や街路樹を大切にし、清掃美化活動に参加、協力します。</li> <li>ペットを飼育する際には、他人の迷惑にならないように責任をもち、特に、ふんについては必ず飼い主が始末をします。</li> <li>福祉のまちづくりについて理解を深め、点字ブロックやスロープには物を置かないなど、高齢者や障がい者などが安全で円滑に利用できるようにします。</li> </ul> |
| 事業者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内や建物の壁面・屋上や生垣などの緑化に努め、地域の特性に合った樹種の選定に努めます。</li> <li>花のまちづくり活動に参加し、「緑の募金」に協力します。</li> <li>建築物や工作物・屋外広告物・看板を設置する際には、色彩や大きさなどの形態が周囲の景観と調和するように配慮します。</li> <li>公園の樹木や街路樹を大切にし、清掃美化活動に参加、協力します。</li> <li>事業者が所有又は管理する施設は、高齢者、障がい者などが安全で円滑に利用できるよう配慮します。</li> </ul>  |

## コラム

## オータム・フラワー・ウィーク（秋の花の週間）

本市では、「太陽と緑と大地のガーデンシティみやざき」をテーマに花と緑のまちづくりを進めています。

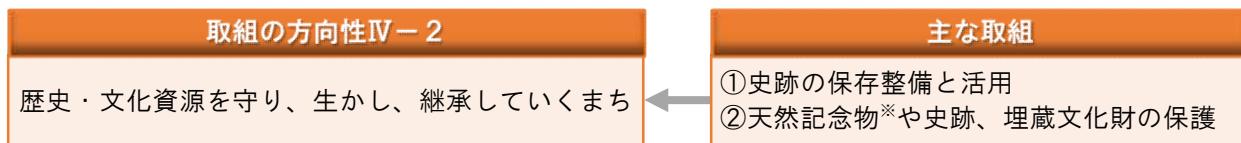
温暖な気候に恵まれ、一年を通して花を楽しめる本市の特徴を活かし、花と緑に関する各種イベントを中心市街地において開催しています。



## 植栽ボランティア

県都の顔である橋通を市民・事業者・行政が協働で、花の植栽を行う「植栽ボランティア」の活動が行われています。





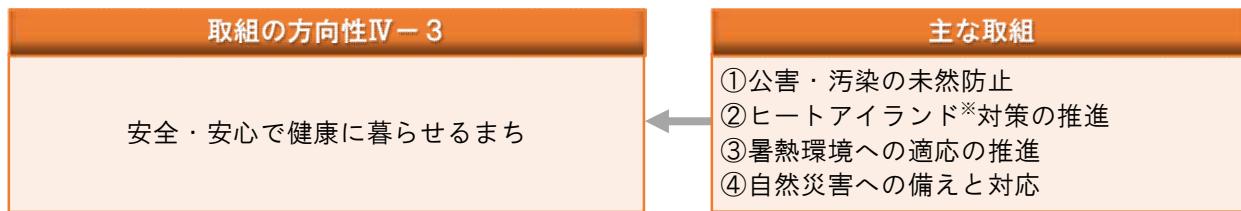
### ■市の取組

| 施策No. | 取組体系   | 個別施策   | 関係課  |
|-------|--------|--|------|
| 48    | IV-2-① | ・生目古墳群、蓮ヶ池横穴群、穆佐城跡、佐土原城跡、本野原遺跡を、歴史と自然が融合した史跡公園として整備し、市民の憩いの場、学習の場として活用します。 | 文化財課 |
| 49    | IV-2-② | ・史跡や天然記念物などの文化財を適切に保護・管理するとともに、歴史・文化資源の情報の発信や活用を進めます。                      | 文化財課 |

| 施策No. | 施策進捗度                    | 単位 | 基準値                | 目標値                      | 実績値                       | 目標値                       |
|-------|--------------------------|----|--------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|
|       |                          |    | 平成28年度<br>(2016年度) | 3年後<br>令和2年度<br>(2020年度) | 中間年度<br>令和4年度<br>(2022年度) | 最終年度<br>令和6年度<br>(2024年度) |
| 48    | 整備済みの史跡公園箇所数<br>(累計)     | 箇所 | 2                  | 2                        | 2                         | 2                         |
| 49    | 地域の文化財保存会等への文化財の保護管理委託件数 | 件  | 34                 | 34                       | 53                        | 34                        |

### ■市民・事業者の取組

| 環境配慮事項 |   |
|--------|---|
| 市民     | ・本市の指定文化財※をはじめ、古来から引き継がれた自然・文化・歴史についての講習会等に参加し、見て触れて体感する活動を通じて、保存や継承活動への参加に努めます。                            |
| 事業者    | ・地域の歴史・文化資源の保存活動に参加、協力します。<br>・伝統文化の後継者育成に協力します。<br>・開発事業を行う際には埋蔵文化財調査を行い、建設工事を行う際には歴史的建造物に影響を及ぼさないよう配慮します。 |



### ■市の取組

| 施策No. | 取組体系   | 個別施策   | 関係課          |
|-------|--------|--|--------------|
| 50    | IV-3-① | ・大気汚染防止法、悪臭防止法や宮崎市公害防止条例など、それぞれの基準を超過しないよう未然防止に努めます。                             | 環境指導課        |
| 51    |        | ・特定粉じん排出等作業現場における立入検査を実施します。   | 環境指導課        |
| 52    |        | ・市民の快適な住環境を保全するため、騒音の状況把握に努めます。  | 環境指導課        |
| 53    |        | ・ダイオキシン類※対策特別措置法に基づき、大気、河川、地下水、土壤の汚染状況を把握するため、定期的に環境測定を行います。また、対象施設への立入検査を実施します。 | 環境指導課        |
| 54    | IV-3-② | ・公園や街路等の公共空間への緑化を行うとともに、一定規模の建築行為等における緑化の届出を義務付け、助成を行うことで、都市緑化の推進を図ります。          | 景観課          |
| 55    | IV-3-③ | ・関係機関と連携して、熱中症の予防や対処法に係る情報提供及び注意喚起を行い、地球温暖化に適応したライフスタイルを推進します。                   | 健康支援課        |
| 56    | IV-3-④ | ・地震や津波、台風などの初動時に迅速に対応し、被害を最小限に抑えるため、情報基盤の充実強化を図ります。                              | 危機管理課        |
| 57    |        | ・地域の災害に対する「自助」、「共助」の体制を強化するとともに、市民の防災意識の向上を図るため、自主防災組織の結成促進を図ります。                | 地域安全課<br>警防課 |

注)「関係課」が複数ある場合は、最上段を主管課とし、主管課が施策進捗度を管理する。

| 施策No. | 施策進捗度              | 単位 | 基準値                | 目標値                      | 実績値                       | 目標値                       |        |
|-------|--------------------|----|--------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|--------|
|       |                    |    | 平成28年度<br>(2016年度) | 3年後<br>令和2年度<br>(2020年度) | 中間年度<br>令和4年度<br>(2022年度) | 最終年度<br>令和6年度<br>(2024年度) |        |
| 50    | 大気環境基準※達成率         | %  | 91.2               | 91.2                     | 88.2                      | 91.2                      | 91.2   |
| 51    | アスベスト除去現場への立入検査実施率 | %  | 100                | 100                      | 100                       | 100                       | 100    |
| 52    | 自動車騒音測定における環境基準達成率 | %  | 87.5               | 87.5                     | 100                       | 87.5                      | 87.5   |
| 53    | ダイオキシン類の環境基準達成率    | %  | 100                | 100                      | 100                       | 100                       | 100    |
| 54    | 緑化総創出面積            | ha | 5.1                | 17.1                     | 19.3                      | 25.1                      | 34.5   |
| 55    | 熱中症予防対策における休息所施設数  | 箇所 | 128                | 140                      | 141                       | 146                       | 152    |
| 56    | 宮崎市防災メール登録件数       | 件  | —                  | —                        | —                         | 21,000                    | 23,000 |
| 57    | 自主防災組織の結成率         | %  | 84.8               | 86.5                     | 87.5                      | 87.5                      | 88.5   |

## ■市民・事業者の取組

| 環境配慮事項 |  |
|--------|--|
| 市民     | <ul style="list-style-type: none"> <li>エアコンは、扇風機との併用、直射日光の遮蔽などにより効率よく使用し、衣類は通気性、保温性の高い素材を選択するなど、環境配慮及び暑さ・寒さに対する工夫の両立に努めます。</li> <li>自然災害に対する備えとして、市で配布しているハザードマップ※の確認、防災訓練への参加などに努めます。</li> </ul>  |
| 事業者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>工事を行う際には、低騒音型の工事機械の使用や工事時間帯の制限など、周辺の影響に配慮した騒音対策を講じます。</li> <li>関係法令を遵守し、有害物質の発生抑制、適正処分、適正管理を行います。</li> <li>エアコンは、扇風機との併用、直射日光の遮蔽などにより効率よく使用し、衣類は通気性、保温性の高い素材を選択するなど、環境配慮及び暑さ・寒さに対する工夫の両立に努めます。</li> <li>自然災害に備え、BCP（事業継続計画）の策定、建物の耐震化、避難経路の確認、備蓄品の確保、防災訓練の実施などに努めます。</li> </ul> |

## コラム

### 自然災害への備え

地震、台風、豪雨、津波や火山の噴火などの自然災害を防ぐのは難しいことですが、日頃の備えによって被害を最小限に留めることは可能です。

防災の基本は「自助」です。

ハザードマップや避難訓練などで避難経路や避難場所を確認し、家庭では家具の固定や食料・飲料などの備蓄、家族の安否確認方法を共有しておきましょう。

また、自助には限界もあります。「共助」として、自治会や町内会などの組織単位で、助け合える体制を構築しておく必要があります。

本市では、「公助」の一つとして、50箇所の備蓄倉庫などに災害時緊急物資を備蓄するとともに、市内236施設を災害時避難施設、市内182箇所のグラウンドや公園などを一時避難場所に指定しています。

また、沿岸部等162箇所に防災行政無線のスピーカーを設置しています。



小学生の避難訓練



津波ハザードマップ



避難場所



避難所

## 第5章 長期的目標V 環境教育の推進

豊かな自然を保全しつつ、環境への負荷※の少ない社会経済の持続的発展を実現するには、市に関わる全ての人たちが、環境に対して関心をもち、日常生活と結びつけ、自発的に「できること」をあらゆる場で「実践する」ことが非常に大切です。

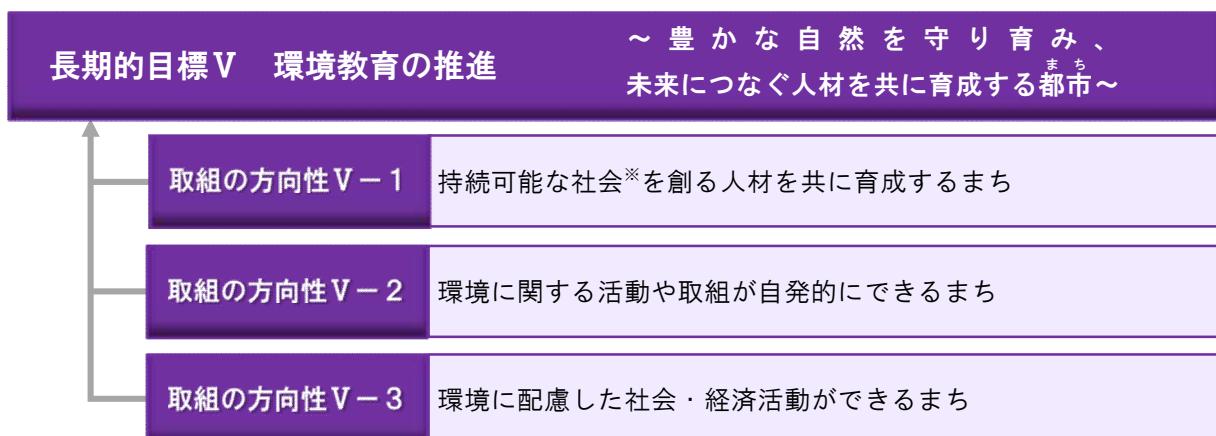
一人ひとりが環境への影響を考えた行動や賢い選択を行えるように、多様な主体※と連携して学習や体験の機会を支援するとともに、自発的な活動を推進し、将来世代の人材育成につなげていきます。

また、みやざきエコアクション認証登録事業者が、信頼と評価を得て選ばれる事業者となり、そのことで環境配慮意欲がより一層高まるような好循環を目指します。

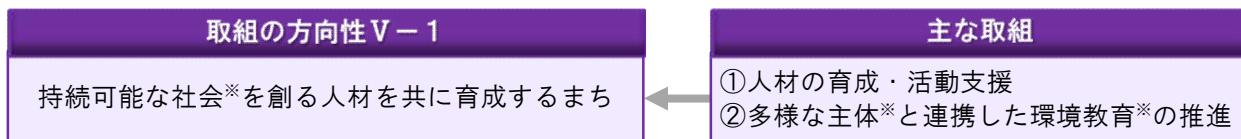
この第5章は、環境保全の意欲の増進や環境教育※、協働取組の推進に関する基本的な計画である「環境教育行動計画」としても位置付けています。

### ■環境教育行動計画とは

環境教育行動計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に基づく行動計画です。同法において、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じた行動計画を作成するよう努めるものと規定されています。



| No. | 市民満足度          | 基準値                | 目標値                      | 実績値                       | 目標値                       |     |
|-----|----------------|--------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|-----|
|     |                | 平成28年度<br>(2016年度) | 3年後<br>令和2年度<br>(2020年度) | 中間年度<br>令和4年度<br>(2022年度) | 最終年度<br>令和6年度<br>(2024年度) |     |
| 13  | 環境教育の推進        | 26%                | 28%                      | 38.3%                     | 29%                       | 39% |
| 14  | 市民参加の推進        | 23%                | 25%                      | 35.4%                     | 26%                       | 36% |
| 15  | 環境に配慮した事業活動の促進 | 22%                | 24%                      | 22.1%                     | 25%                       | 25% |



### ■市の取組

| 施策No. | 取組体系  | 個別施策   | 関係課            |
|-------|-------|--|----------------|
| 58    | V-1-① | ・環境学習指導者養成講座を開催し、地域の環境活動を推進する人材を養成します。             | 環境政策課          |
| 59    |       | ・大淀川学習館を適切に管理運営し、環境学習企画展や各種講座を実施します。               |                |
| 60    | V-1-② | ・地域住民や市民団体、事業者等との連携を図り、気軽に参加できる環境学習の機会の拡充や支援を行います。 | 環境政策課          |
| 61    |       | ・小中学校における環境教育を推進します。                               | 学校教育課<br>環境政策課 |

注)「関係課」が複数ある場合は、最上段を主管課とし、主管課が施策進捗度を管理する。

| 施策No. | 施策進捗度                                     | 単位 | 基準値                | 目標値  | 実績値                       | 目標値                       |
|-------|---|----|--------------------|--|---------------------------|---------------------------|
|       |   |    | 平成28年度<br>(2016年度) | 3年後<br>令和2年度<br>(2020年度)                   | 中間年度<br>令和4年度<br>(2022年度) | 最終年度<br>令和6年度<br>(2024年度) |
| 58    | 環境学習指導者養成講座修了者数(累計)                       | 人  | 201                | 261  | 251                       | 306                       |
| 59    | 大淀川学習館の利用者数                               | 人  | 183,485            | 185,000                                    | 52,759                    | 185,000                   |
| 60    | 環境学習パートナー※派遣回数                            | 回  | 20                 | 32   | 30                        | 34                        |
| 61    | 教育活動全体を通して、学校の実態に応じた特色ある環境に関する活動を行っている学校数 | 校  | 73                 | 72<br><small>注) 小学校1校がR1年度に閉校したため。</small> | 72                        | 72                        |

### ■市民・事業者の取組

| 環境配慮事項 |   |
|--------|---|
| 市民     | <ul style="list-style-type: none"> <li>身近な環境問題に関する勉強会、環境関連施設の見学会、自然体験活動など、環境学習への積極的な参加に努めます。</li> <li>環境学習の講座などで学んだスキルを、家庭や地域における活動に具体的に生かすように努めます。</li> <li>環境学習指導者養成講座や、リーダーの養成プログラムなどに参加し、地域の環境活動に貢献できるように努めます。</li> </ul> |
| 事業者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>職場研修などを通じて、従業員の公害防止や環境配慮の意識向上を図ります。</li> <li>環境に関する専門的知識を有する人材を講師として派遣するなど、地域や学校で行われる環境教育を支援します。</li> <li>環境に関するイベントや学習会などに積極的に参加、協力し、従業員にもその内容を広く周知します。</li> </ul>                    |



### ■市の取組

| 施策No. | 取組体系  | 個別施策  | 関係課                |
|-------|-------|---|--------------------|
| 62    | V-2-① | ・市民参加により、日頃清掃の行き届かない公共の場所などの清掃を実施し、地域環境の美化を推進します。 | 環境業務課<br>地域コミュニティ課 |
| 63    |       | ・多様な主体※が参加する、青島・日南海岸清掃活動を支援します。                   | 青島地域センター<br>観光戦略課  |
| 64    | V-2-② | ・環境に関する地域活動の取組を推進します。                             | 地域コミュニティ課          |
| 65    |       | ・環境改善や環境保全に取り組む市民・市民活動団体の活動に対し、市との協働も含め支援します。     | 文化・市民活動課           |
| 66    |       | ・地域における自主的な花のまちづくりを推進するために、市民団体等の支援・育成を行います。      | 景観課                |

注)「関係課」が複数ある場合は、最上段を主管課とし、主管課が施策進捗度を管理する。

| 施策No. | 施策進捗度                         | 単位 | 基準値                | 目標値                      | 実績値                       | 目標値                       |      |
|-------|-------------------------------|----|--------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|------|
|       |                               |    | 平成28年度<br>(2016年度) | 3年後<br>令和2年度<br>(2020年度) | 中間年度<br>令和4年度<br>(2022年度) | 最終年度<br>令和6年度<br>(2024年度) |      |
| 62    | 「環境美化の日」と「市民一斉清掃」への参加自治会の平均割合 | %  | 72.73              | 75.0                     | 72.5                      | 75.0                      | 75.0 |
| 63    | 青島・日南海岸の清掃活動回数                | 回  | 313                | 310                      | 390                       | 310                       | 350  |
| 64    | 環境に関する事業を実施する地域まちづくり推進委員会数    | 団体 | 27                 | 27                       | 27                        | 27                        | 27   |
| 65    | 市民活動支援補助金申請団体のうち環境活動を行う団体数    | 団体 | 1                  | 1                        | 0                         | 1                         | 1    |
| 66    | 花いっぱい推進事業参加団体数                | 団体 | 573                | 576                      | 474                       | 578                       | 515  |

### コラム

#### 清掃活動

本市では、環境月間（6月1日～6月30日）にちなみ、6月第1日曜日は宮崎市による「環境美化の日」、11月第2日曜日は自治会連合会による「市民一斉清掃」として、市内各地での清掃活動に取り組んでいます。

引き続き、関係機関と連携し、地域の環境美化を推進していきます。



## ■市民・事業者の取組

| 環境配慮事項 |  |
|--------|--|
| 市民     | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川や海岸、地域における草刈りや清掃活動に参加します。</li> <li>食品ロス※の削減、冷蔵庫の設定温度の調節、不要な照明は消すなど、環境に配慮した生活を実践します。</li> <li>環境に関するイベントや学習会などに参加し、地球温暖化対策に関する取組など、地域での広報活動に努めます。</li> </ul>   |
| 事業者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川や海岸、地域における草刈りや清掃などの環境保全活動に参加、協力します。</li> <li>環境への取組を紹介した講演会や施設見学会などを積極的に開催します。</li> <li>緑地、公園、河川など、住民参加で行う身近な景観の保全・管理活動への参加、協力に努めます。</li> <li>関係機関や市民団体などと連携し、環境学習会、自然体験学習会などの活動に参加、協力します。</li> </ul> |

## コラム

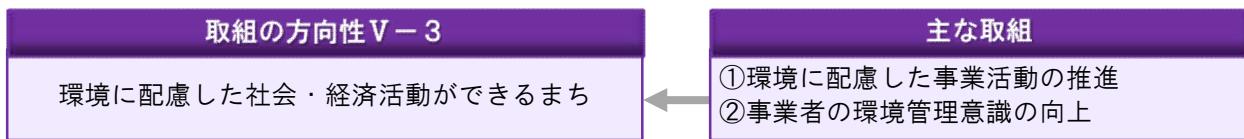
### 「買い物ゲーム」で5R※を学習

本市では、市立小学校4年生を対象に、買い物ゲームを通じて「5R」を学ぶ体験学習を実施しています。

この買い物ゲームは、普段の買い物を疑似体験しながら、暮らしの中のごみを減らすために必要な行動を考え、身に付けることを目的とした環境学習の一環です。



注) 市広報みやざき、平成29年6月号より



### ■市の取組

| 施策No. | 取組体系  | 個別施策   | 関係課   |
|-------|-------|--|-------|
| 67    | V-3-① | ・環境保全型農業※等の取組を支援し、環境への負担軽減、保全効果の高い営農活動を推進します。  | 農業振興課 |
| 68    |       | ・稚魚・稚貝の放流により、水産資源の保護・増殖を図ります。  | 森林水産課 |
| 69    |       | ・地区計画、宮崎市開発指導要綱、市街化調整区域内の立地に関する審査基準、宮崎市開発審査会付議基準などに基づき、開発行為や建築行為に対する適切な指導・助言を行います。   | 開発審査課 |
| 70    |       | ・開発行為事前指導申出において、関係部局との調整及び宮崎市開発指導要綱に基づき、開発区域の地形及び地質の状況に応じて、雨水の流出抑制に加え、地下水涵養 <sup>かんよう</sup> 、河川低水流量の保全等のための地下浸透施設の設置指導を進めます。 | 開発審査課 |
| 71    | V-3-② | ・市独自の事業者版環境マネジメントシステム※の普及を図り、事業者の自主的な環境保全活動を促進します。   | 環境政策課 |

| 施策No.    | 施策進捗度                   | 単位  | 基準値                | 目標値                      | 実績値                       | 目標値                       |        |
|----------|-------------------------|-----|--------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|--------|
|          |                         |     | 平成28年度<br>(2016年度) | 3年後<br>令和2年度<br>(2020年度) | 中間年度<br>令和4年度<br>(2022年度) | 最終年度<br>令和6年度<br>(2024年度) |        |
| 67-1     | 環境保全型農業の取組者数            | 人   | 79                 | 79                       | 58                        | 79                        | 59     |
| 67-2     | 環境保全型農業の取組面積            | a   | 15,311             | 15,311                   | 15,483                    | 15,311                    | 15,311 |
| 68       | 海面及び内水面への種苗放流回数         | 回   | 11                 | 10                       | 11                        | 10                        | 10     |
| 69<br>70 | 開発許可申請に対する指導・助言率        | %   | 100                | 100                      | 100                       | 100                       | 100    |
| 71       | みやざきエコアクション認証登録事業者数(累計) | 事業者 | 180                | 200                      | 204                       | 210                       | 220    |

### コラム

#### 地域まちづくり推進委員会

本市には、27の地域まちづくり推進委員会があり、地域の課題解決のためにさまざまな活動を行っています。活動内容は、防犯・防災、環境美化、文化伝承など、多岐にわたっています。



新別府川リコリス<sup>注)</sup>植栽事業(東大宮地域)  
注) ヒガンバナ科の植物



山崎川自然体験学習(本郷地域)

## ■市民・事業者の取組

| 環境配慮事項 |  |
|--------|--|
| 市民     | <ul style="list-style-type: none"> <li>みやざきエコアクション（市独自の事業所版環境マネジメントシステム※）などに取り組む事業者を評価し、提供する商品やサービスを選択します。</li> <li>環境家計簿※などを活用して、電気・水道・ガスなどの使用量及び料金を把握し、温室効果ガス※排出削減につながる省エネルギー・省資源行動に取り組みます。</li> <li>地球温暖化対策や5R※、地域清掃などの環境活動に取り組む事業者への理解・関心をもつようにします。</li> </ul>                           |
| 事業者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>水産資源の保護と増殖、陸域との連携により、豊かな河川や海域の保全に努めます。</li> <li>輸送効率や作業性を高めるために、積載効率の高い車両の利用、共同輸配送の利用、鉄道・海運を利用したモーダルシフト※を進めます。</li> <li>みやざきエコアクション（市独自の事業所版環境マネジメントシステム）などに取り組み、自主的・主体的に環境保全活動を実践します。</li> <li>環境報告書※などにより、環境保全に関する取組状況などを積極的に公開するよう努めます。</li> </ul> |

## コラム

### 宮崎市環境ミニフェア

本市では、環境の日キャンペーンとして、広く市民に環境問題への意識を喚起することを目的として、『宮崎市環境ミニフェア』を開催しています。

このミニフェアでは、環境に関するパネルの展示、エコ工作、リサイクル学習、エコグッズ配布、河川浄化啓発、着ぐるみキャラクターによる啓発などを行っています。

本市のごみ減量とリサイクル運動のシンボルキャラクター「リサイクルマン」、マイバッグ利用推進イメージキャラクター「エコガルー」も活躍しています。



宮崎市環境ミニフェア



リサイクルマンとエコガルー

また、河川浄化イメージキャラクターの「カワット」や、2050年ゼロカーボンシティみやざき普及啓発キャラクター「エコみい」による啓発活動も行っています。



カワット



エコみい



## 第5部 計画の総合的推進

### 第1章 計画の推進体制

目指す環境像の実現に向け、第三次計画を総合的かつ計画的に推進していくためには、市民・事業者・行政の各主体が、それぞれの役割のもと協力・連携して取り組んでいくことが重要です。

#### 第1節 計画推進の主体と役割

| 主体  | 各主体の役割  |
|-----|---|
| 市民  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に伴う環境への負荷※を少なくするよう努めます。</li> <li>・市が実施する環境の保全に関する施策に協力します。</li> </ul>               |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動を行うときは、環境への負荷を少なくするなど環境の保全に努めます。</li> <li>・市が実施する環境の保全に関する施策に協力します。</li> </ul>      |
| 行政  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定及び実施します。</li> <li>・市の業務を行ううえで、率先して環境への負荷を少なくするよう努めます。</li> </ul> |

#### 第2節 推進体制

##### 1 環境審議会

計画の推進状況を点検・確認するうえでは、第三者の視点からみた客観性が求められます。

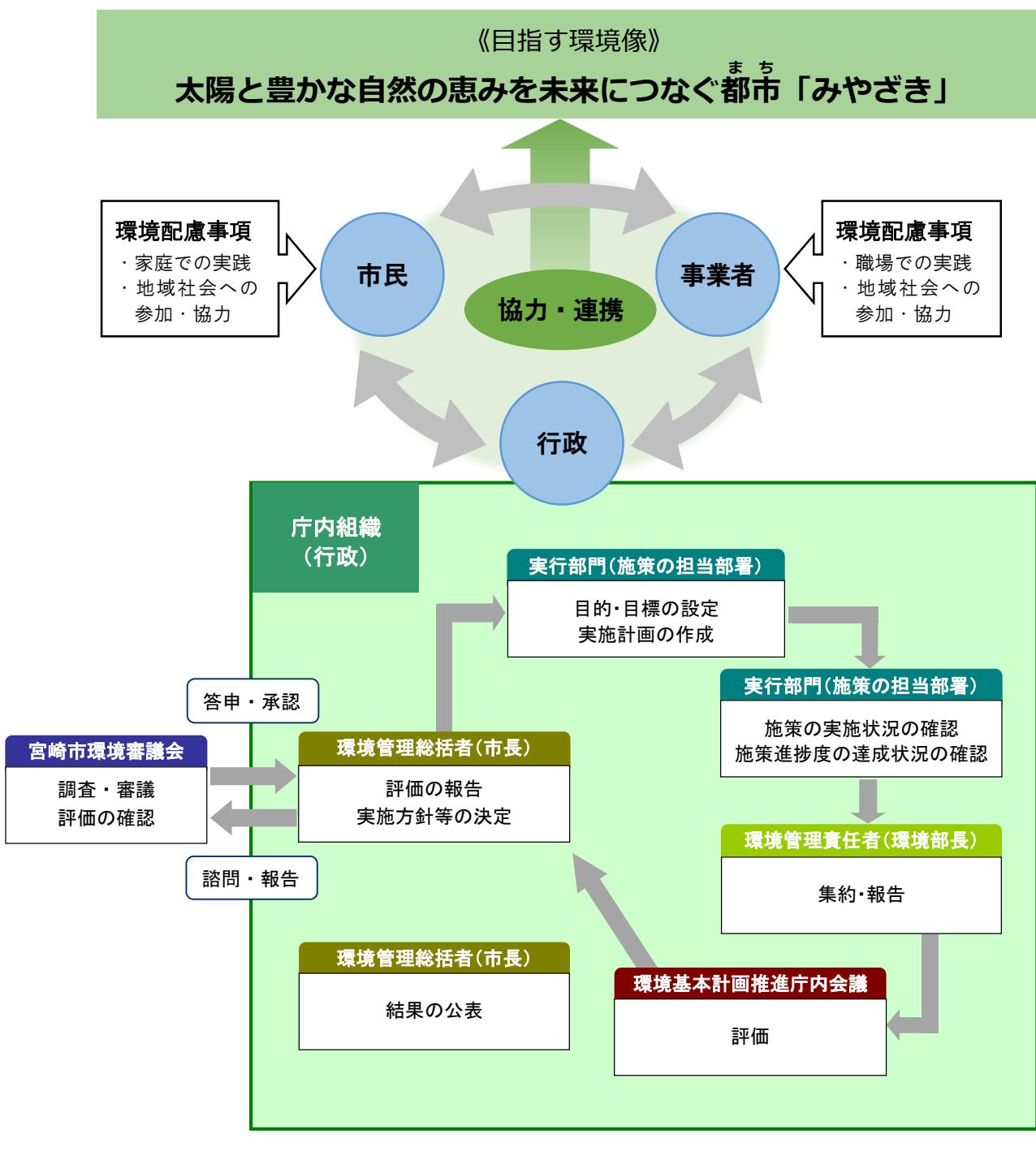
そのため、市長は、環境基本条例第22条に基づき設置する環境審議会に対して、評価指標の達成状況について報告を行うとともに、承認を受けた後、結果を公表します。

また、環境審議会は、計画の実効性を確保するため必要な提言を行うとともに、市長から諮問があった場合には、計画の見直し等について調査・審議及び答申を行います。

##### 2 庁内組織

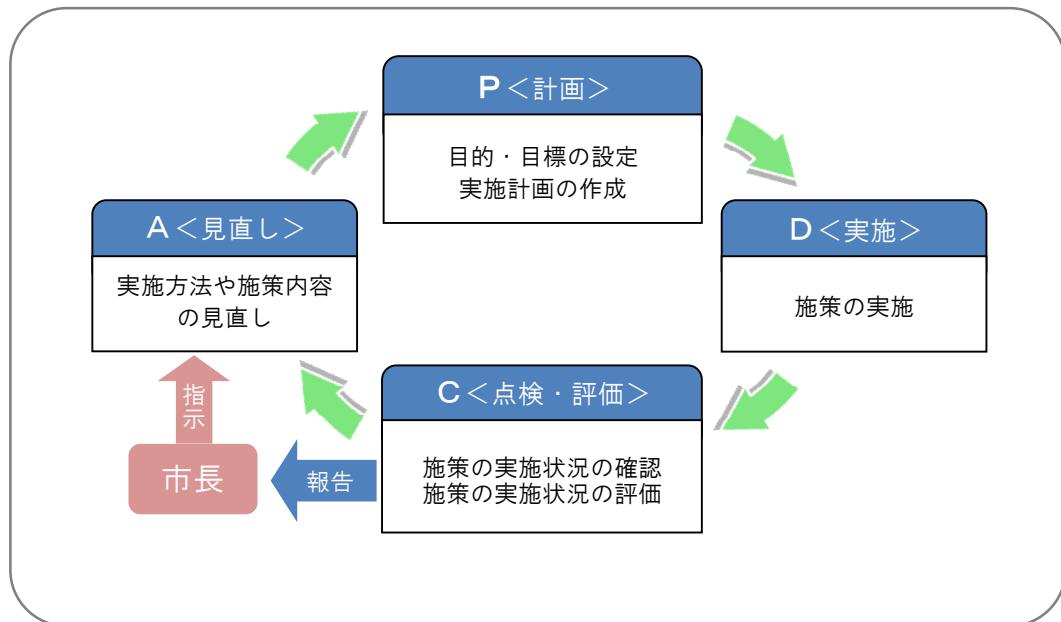
計画に掲げる施策を着実かつ効果的に推進していくためには、各部局が連携して取り組むとともに、施策の実施状況や達成状況などを点検・評価するための横断的な枠組みが必要です。

このため、各部局から構成される環境基本計画推進庁内会議を設置し、総合的かつ横断的な視点のもとに施策を推進していきます。



## 第2章 計画の進行管理

第三次計画における施策の実効性を高めていくため、「計画 (Plan)」「実施 (Do)」「点検・評価 (Check)」「見直し (Action)」のサイクル (PDCA サイクル\*) における一連の流れを繰り返しながら、継続的に環境の改善を図っていきます。



計画の進行管理

また、施策の実施状況や評価結果などについては、ホームページなどを通じて公表します。  
なお、施策の実施状況については、次の基準により評価を行います。

### 施策進捗度に係る評価基準と評価区分

| 施策進捗度の種類           | 達成状況   | 評価基準と評価区分   |
|--------------------|--|---|
| 「数量の増加」を目標とする施策進捗度 | $\frac{\text{実績値} - \text{基準値}}{\text{目標値} - \text{基準値}} \times 100 = \text{目標達成率(%)}$ | 目標達成率が100%以上：◎(達成)<br>目標達成率が 80%以上：○(概ね達成)<br>目標達成率が 80%未満：△(未達成) |
| 「数量の減少」を目標とする施策進捗度 | $\frac{\text{基準値} - \text{実績値}}{\text{基準値} - \text{目標値}} \times 100 = \text{目標達成率(%)}$ | 目標達成率が100%以上：◎(達成)<br>目標達成率が 80%以上：○(概ね達成)<br>目標達成率が 80%未満：△(未達成) |
| 「現状維持」を目標とする施策進捗度  | $\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 = \text{目標達成率(%)}$                           | 目標達成率が100%以上：◎(達成)<br>目標達成率が100%未満：△(未達成)                         |



## **資料編**

## 1 計画策定（一部改訂）の経緯

令和3年度

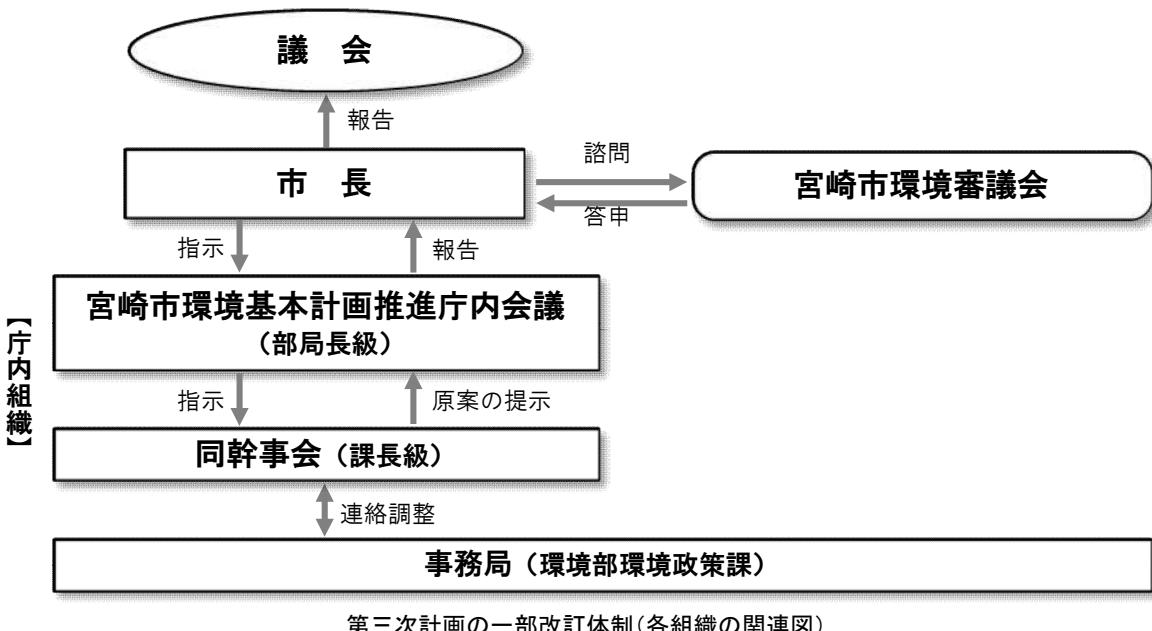
| 実施日           | 策定会議      | 主な議事 |
|---------------|-----------|------|
| 4月9日～<br>5月7日 | 市民アンケート調査 |      |

令和4年度

| 実施日              | 策定会議                       | 主な議事      |
|------------------|----------------------------|-----------|
| 6月6日～<br>6月30日   | 事業者アンケート調査                 |           |
| 12月9日～<br>12月23日 | 第1回<br>宮崎市環境基本計画推進庁内会議 幹事会 | ・一部改訂計画素案 |
| 1月25日            | 第1回 宮崎市環境基本計画推進庁内会議        | ・一部改訂計画原案 |
| 2月22日            | 第1回 宮崎市環境審議会               | ・一部改訂計画原案 |
| 2月27日            | 宮崎市環境審議会による答申              |           |

## 2 計画策定（一部改訂）の体制

第三次計画の一部改訂にあたり、府内組織だけではなく、学識経験者や各種団体の代表などで構成する「宮崎市環境審議会」での審議を行うなどして作業を進めました。



### (1) 宮崎市環境基本計画推進庁内会議

|      | 委員（部局長級）   |  | 幹事（課長級）      |
|------|------------|--|--------------|
| 委員長  | 副市長（環境部担当） |  | 企画政策課長       |
| 副委員長 | 上下水道局長     |  | 総務法制課長       |
|      | 企画財政部長     |  | 危機管理課長       |
|      | 総務部長       |  | 地域コミュニティ課長   |
|      | 危機管理部長     |  | 代表幹事 環境政策課長  |
|      | 地域振興部長     |  | 保健医療課長       |
|      | 環境部長       |  | 農政企画課長       |
|      | 健康管理部長     |  | 観光戦略課長       |
|      | 農政部長       |  | 土木課長         |
|      | 観光商工部長     |  | 都市計画課長       |
|      | 建設部長       |  | 教育委員会企画総務課長  |
|      | 都市整備部長     |  | 上下水道局管理部総務課長 |
|      | 教育局長       |  | 農業委員会事務局次長   |
|      | 農業委員会事務局長  |  |              |

## (2) 宮崎市環境審議会

環境基本条例第22条に基づき、環境の保全に関する基本的な事項を調査審議するために設置する組織で、学識経験者や関係行政機関の職員、その他市長が適当と認めた者で構成されています。

環境基本条例第8条で、環境基本計画を策定並びに変更する際には、環境審議会の意見を聴かなければならぬと規定されていることから、市長からの諮問を受け、審議・答申を行いました。

| 氏名     | 所属               | 氏名    | 所属                   |
|--------|------------------|-------|----------------------|
| 桐木 純子  | 宮崎商工会議所女性会理事     | 西村 佳代 | NPO法人アジア砒素ネットワーク理事   |
| 久保 通子  | 清武町婦人連絡協議会連絡員    | 早瀬 盟子 | NPO法人大淀川流域ネットワーク事務局員 |
| 酒井 剛   | 宮崎大学工学部教授        | 原田 隆典 | 宮崎大学名誉教授             |
| 高島 弘行  | 宮崎文化振興協会理事長      | 平岡 直樹 | 南九州大学環境園芸学部教授        |
| 長倉 佐知子 | 宮崎県環境森林部次長       | 宮路 康久 | NPO法人みやざきエコの会副理事長    |
| 中島 忠   | 宮崎河川国道事務所副所長     | 横山 健二 | 宮崎市自治会連合会副会長         |
| 西 邦雄   | NPO法人宮崎野生動物研究会幹事 |       |                      |

(令和5年2月現在、五十音順、敬称略)

### 第三次宮崎市環境基本計画の一部改訂に係る諮問・答申

|   |
|---|
| 宮環政第347号  |
| 令和5年2月22日   |
| 宮崎市環境審議会<br>会長 原田 隆典 殿                                      |
| 宮崎市長 清山 知憲  |
| 第三次宮崎市環境基本計画の一部改訂について（諮問）                                   |
| このことについて、宮崎市環境基本条例第8条第3項及び第5項の規定により、<br>下記について貴審議会の意見を求めます。 |
| 記   |
| 第三次宮崎市環境基本計画の一部改訂について                                       |

|  |
|--|
| 宮環審第1号   |
| 令和5年2月27日  |
| 宮崎市長 清山 知憲 殿   |
| 宮崎市環境審議会<br>会長 原田 隆典   |
| 第三次宮崎市環境基本計画の一部改訂について（答申）  |
| 令和5年2月22日付け宮環政第347号で諮問のありましたこのことについて、本審議会で審議を行った結果、作成された第三次宮崎市環境基本計画【一部改訂計画】の内容は妥当なものであり、異議のないものと認めます。 |

### 3 個別施策(一覧)

| 施策No. | 長期的目標               | 取組体系   | 個別施策   | 関係課                             |
|-------|---------------------|--------|--|---------------------------------|
| 1     | 長期的目標I<br>脱炭素社会※の構築 | I-1-①  | ・太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー※の利用に関する市民・事業者意識の啓発を進め、普及促進を図ります。  | 環境政策課                           |
| 2     |                     |        | ・公用車への次世代自動車※の導入に努めます。   | 管財課                             |
| 3     |                     | I-1-②  | ・農業用施設における省エネルギー対策資機材や化石燃料暖房機の代替資材等の導入を推進します。  | 農業振興課                           |
| 4     |                     |        | ・住宅の断熱性能向上に繋がる製品等に関する情報を提供し、エネルギー効率の高い居住環境の創出を図ります。また、住宅の省エネルギー性能を表示した住宅性能表示制度について広く市民に周知・広報します。 | 建築行政課                           |
| 5     |                     |        | ・小中学校のトイレの洋式化を図ることで、省エネルギーを推進します。  | 学校施設課                           |
| 6     |                     | I-1-③  | ・持続可能な、最適な公共施設サービスを提供するため、「総量の最適化」に取り組みます。 注) 施策進捗度なし  | 都市戦略課                           |
| 7     |                     | I-1-④  | ・堆肥舎や堆肥生産機械等の整備を進めることで、家畜排せつ物の適正処理を促進するとともに、堆肥の有効利用を促進し、地域環境と調和した畜産経営の確立を図ります。                   | 農業振興課                           |
| 8     |                     |        | ・宮崎市自然休養村※センターで温泉とともに噴出する天然ガスの有効活用及び天然ガスの大気放散削減による地球温暖化防止に取り組みます。                                | 森林水産課                           |
| 9     |                     |        | ・市内の公立小中学校の給食では、地場産物の活用を促進します。   | 保健給食課                           |
| 10    |                     |        | ・下水道資源(下水汚泥・下水処理水・消化ガス)の有効活用を維持します。  | 下水道施設課                          |
| 11    |                     | I-2-①  | ・交通機関や地域住民と連携し、路線バスの維持・存続やコミュニティバス等の運行など、地域における交通ネットワークの構築にむけて取り組みます。                            | 都市戦略課                           |
| 12    |                     | I-2-②  | ・電線類の地中化等を推進します。   | 道路維持課<br>市街地整備課                 |
| 13    |                     | I-2-③  | ・自転車通行空間整備を促進するなど、歩行者や自転車利用者が安心して通行できる道路空間の確保に努めます。  | 都市計画課<br>土木課<br>道路維持課<br>市街地整備課 |
| 14    |                     | I-2-④  | ・不法占用物件等に対する是正指導を徹底し、道路占用の適正化を推進します。   | 用地管理課                           |
| 15    |                     | I-3-①  | ・次世代自動車の利用に関する市民・事業者意識の啓発を進め、導入促進を図ります。  | 環境政策課                           |
| 16    |                     |        | ・温室効果ガス※の排出抑制等のための措置に関する計画である「宮崎市地球温暖化対策実行計画」を推進し、市自らが率先して温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。                    | 環境政策課                           |
| 17    |                     | I-3-②  | ・多様な主体※で組織する「宮崎市地球温暖化対策地域協議会」を通じて、日常生活に起因する温室効果ガスを削減・抑制するための具体的な対策を実践します。                        | 環境政策課                           |
| 18    |                     |        | ・環境にやさしい賢い選択の普及・定着を図ります。   | 環境政策課                           |
| 19    | 循環型社会の形成<br>長期的目標II | II-1-① | ・循環型社会※の形成に向け、廃棄物の排出抑制と再生利用を促進するとともに、廃棄物の適正な処理を推進します。  | 環境政策課<br>環境業務課                  |
| 20    |                     |        | ・エコクリーンプラザみやざきに搬入されたごみを選別・処理し、適正な最終処分を推進します。   | 環境政策課<br>環境業務課<br>環境指導課         |
| 21    |                     |        | ・5R※運動の取組の周知に努め、家庭ごみの減量化、資源化を推進します。  | 環境政策課<br>環境業務課                  |
| 22    |                     |        | ・家庭から出る生ごみの自家処理を進め、生ごみの減量化と堆肥化による循環型社会を推進します。  | 環境業務課                           |
| 23    |                     |        | ・学校給食に伴い発生する生ごみの堆肥化等を推進します。  | 保健給食課                           |

| 施策No. | 長期的目標               | 取組体系    | 個別施策   | 関係課             |
|-------|---------------------|---------|--|-----------------|
| 24    | 長期的目標Ⅱ<br>循環型社会※の形成 | II-1-②  | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき産業廃棄物※処理施設等への立入検査や排出事業者への指導等を実施し、産業廃棄物の適正処理を推進します。            | 環境指導課           |
| 25    |                     |         | ・建設リサイクル法の規定に基づき、届出等を徹底させるとともに、分別解体の実施状況の確認及び無届工事の監視のためのパトロールを定期的に実施します。           | 建築行政課           |
| 26    |                     | II-1-③  | ・農業生産に伴い排出される農業用廃プラスチックの適正処理を図ります。   | 農業振興課           |
| 27    |                     | II-2-①  | ・公共水域の水質状況を把握するため、定期的に水質測定を行い、事業場への立入検査を実施するとともに、市民・事業者・関係機関が一体となって、河川浄化の取組を推進します。 | 環境指導課<br>環境政策課  |
| 28    |                     |         | ・浄化槽※管理者に対し、保守点検、清掃及び法定検査(水質検査)を行うよう啓発・指導を行い、浄化槽の適正な維持管理を推進します。                    | 環境施設課           |
| 29    |                     |         | ・下水道や農業集落排水への接続及び公設浄化槽の設置を推進し、水洗化率の向上を図ります。  | 給排水設備課<br>環境施設課 |
| 30    |                     | II-2-②  | ・水道施設の計画的更新や耐震化を推進し、安全で良質な水を安定的に供給できるライフラインの構築を図ります。                               | 水道整備課           |
| 31    |                     | II-2-③  | ・森林の有する多面的機能を發揮するため、森林所有者、事業者、行政などの多様な主体※が連携して適切な森林施業に取り組みます。                      | 森林水産課           |
| 32    | 長期的目標Ⅲ<br>自然環境の保全   | III-1-① | ・防風・防潮といった公益的機能※を有し、貴重な観光資源でもある海岸松林を守るため、市民・関係団体・行政が協力して海岸松林の保護・育成に取り組みます。         | 森林水産課           |
| 33    |                     |         | ・良好な自然環境や景観を形成している緑地の保全並びに樹木の保全を図ります。  | 景観課             |
| 34    |                     | III-1-② | ・農業委員会やJAなどと連携し、市民農園制度の適切な運用に努めます。   | 農政企画課           |
| 35    |                     |         | ・農道や水路の草刈りや泥上げ、景観形成のための植栽など、土地改良施設の適切な維持管理及び農村環境の保全活動を推進します。                       | 農村整備課           |
| 36    |                     |         | ・遊休農地の解消と発生の未然防止に努めます。   | 農業委員会           |
| 37    |                     | III-2-① | ・ホタルが生息する地域をモデル地区及び保存地区とし、豊かな水辺環境づくりを支援します。  | 環境政策課           |
| 38    |                     |         | ・自然環境に配慮した多自然川づくり※への取組を進めます。   | 土木課             |
| 39    |                     | III-2-② | ・国や県と一体となって、重要な野生動植物とその生息・生育地の保護を図ります。   | 環境政策課           |
| 40    |                     |         | ・県内唯一の動物園である宮崎市フェニックス自然動物園を、いのちのつながりや大切さを伝え、生き物とふれあい体感する場として活用を図ります。 注) 施策進捗度なし    | 公園緑地課           |
| 41    |                     | III-3-① | ・子どもたちの「生きる力」を育むため、気軽に参加できる自然体験や自然レクリエーションの場を設けます。                                 | 環境政策課<br>生涯学習課  |
| 42    | 長期的目標Ⅳ<br>生活環境の保全   | IV-1-①  | ・市庁舎及びその周辺の緑化を推進します。   | 管財課             |
| 43    |                     |         | ・市民・事業者等の花のまちづくりに対する意識と知識の向上を図るための取組を進めます。   | 景観課             |
| 44    |                     | IV-1-②  | ・モデル的農村景観の掘り起こしを行いながら、地域住民と一緒にした保全活動に取り組みます。                                       | 農政企画課           |
| 45    |                     |         | ・多様な主体と連携し、日南海岸沿道を美しく保ちます。   | 観光戦略課<br>景観課    |
| 46    |                     | IV-1-③  | ・公園利用者のニーズや地域の特性を生かし、公園や緑地等の整備を進めます。   | 公園緑地課           |
| 47    |                     | IV-1-④  | ・維持管理に配慮した効果的な緑化を推進するなど、周辺環境に配慮した街路整備を進めます。  | 市街地整備課<br>土木課   |

| 施策No. | 長期的目標              | 取組体系   | 個別施策  | 関係課                |
|-------|--------------------|--------|---|--------------------|
| 48    | 長期的目標IV<br>生活環境の保全 | IV-2-① | ・生目古墳群、蓮ヶ池横穴群、穆佐城跡、佐土原城跡、本野原遺跡を、歴史と自然が融合した史跡公園として整備し、市民の憩いの場、学習の場として活用します。                                  | 文化財課               |
| 49    |                    | IV-2-② | ・史跡や天然記念物※などの文化財を適切に保護・管理するとともに、歴史・文化資源の情報の発信や活用を進めます。  | 文化財課               |
| 50    |                    | IV-3-① | ・大気汚染防止法、悪臭防止法や宮崎市公害防止条例など、それぞれの基準を超過しないよう未然防止に努めます。  | 環境指導課              |
| 51    |                    |        | ・特定粉じん排出等作業現場における立入検査を実施します。  | 環境指導課              |
| 52    |                    |        | ・市民の快適な住環境を保全するため、騒音の状況把握に努めます。   | 環境指導課              |
| 53    |                    |        | ・ダイオキシン類※対策特別措置法に基づき、大気、河川、地下水、土壤の汚染状況を把握するため、定期的に環境測定を行います。また、対象施設への立入検査を実施します。                            | 環境指導課              |
| 54    |                    | IV-3-② | ・公園や街路等の公共空間への緑化を行うとともに、一定規模の建築行為等における緑化の届出を義務付け、助成を行うことで、都市緑化の推進を図ります。                                     | 景観課                |
| 55    |                    | IV-3-③ | ・関係機関と連携して、熱中症の予防や対処法に係る情報提供及び注意喚起を行い、地球温暖化に適応したライフスタイルを推進します。  | 健康支援課              |
| 56    |                    | IV-3-④ | ・地震や津波、台風などの初動時に迅速に対応し、被害を最小限に抑えるため、情報基盤の充実強化を図ります。   | 危機管理課              |
| 57    |                    |        | ・地域の災害に対する「自助」、「共助」の体制を強化するとともに、市民の防災意識の向上を図るために、自主防災組織の結成促進を図ります。  | 地域安全課<br>警防課       |
| 58    | 長期的目標V<br>環境教育の推進  | V-1-①  | ・環境学習指導者養成講座を開催し、地域の環境活動を推進する人材を養成します。  | 環境政策課              |
| 59    |                    |        | ・大淀川学習館を適切に管理運営し、環境学習企画展や各種講座を実施します。  | 生涯学習課              |
| 60    |                    | V-1-②  | ・地域住民や市民団体、事業者等との連携を図り、気軽に参加できる環境学習の機会の拡充や支援を行います。  | 環境政策課              |
| 61    |                    |        | ・小中学校における環境教育※を推進します。   | 学校教育課<br>環境政策課     |
| 62    |                    | V-2-①  | ・市民参加により、日頃清掃の行き届かない公共の場所などの清掃を実施し、地域環境の美化を推進します。   | 環境業務課<br>地域コミュニティ課 |
| 63    |                    |        | ・多様な主体※が参加する、青島・日南海岸清掃活動を支援します。   | 青島地域センター<br>観光戦略課  |
| 64    |                    | V-2-②  | ・環境に関する地域活動の取組を推進します。   | 地域コミュニティ課          |
| 65    |                    |        | ・環境改善や環境保全に取り組む市民・市民活動団体の活動に対し、市との協働も含め支援します。   | 文化・市民活動課           |
| 66    |                    |        | ・地域における自主的な花のまちづくりを推進するために、市民団体等の支援・育成を行います。  | 景観課                |
| 67    |                    | V-3-①  | ・環境保全型農業※等の取組を支援し、環境への負担軽減、保全効果の高い営農活動を推進します。   | 農業振興課              |
| 68    |                    |        | ・稚魚・稚貝の放流により、水産資源の保護・増殖を図ります。   | 森林水産課              |
| 69    |                    |        | ・地区計画、宮崎市開発指導要綱、市街化調整区域内の立地に関する審査基準、宮崎市開発審査会付議基準などに基づき、開発行為や建築行為に対する適切な指導・助言を行います。                          | 開発審査課              |
| 70    |                    |        | ・開発行為事前指導申出において、関係部局との調整及び宮崎市開発指導要綱に基づき、開発区域の地形及び地質の状況に応じて、雨水の流出抑制に加え、地下水涵養、河川低水流量の保全等のための地下浸透施設の設置指導を進めます。 | 開発審査課              |
| 71    |                    | V-3-②  | ・市独自の事業者版環境マネジメントシステム※の普及を図り、事業者の自主的な環境保全活動を促進します。  | 環境政策課              |

## 4 評価指標（一覧）

### (1) 市民満足度

| No. | 長期的目標           | 市民満足度          | 基準値           | 目標値                 | 実績値   | 目標値                  |                      |
|-----|-----------------|----------------|---------------|---------------------|-------|----------------------|----------------------|
|     |                 |                | H28<br>(2016) | 3年後<br>R2<br>(2020) |       | 中間年度<br>R4<br>(2022) | 最終年度<br>R6<br>(2024) |
| 1   | I<br>脱炭素社会※の構築  | 省エネルギーの推進      | 26%           | 27%                 | 33.0% | 28%                  | 30%                  |
| 2   |                 | 地球環境にやさしいまちの形成 | 20%           | 23%                 | 24.7% | 24%                  | 27%                  |
| 3   | II<br>循環型社会※の形成 | 廃棄物対策とリサイクルの推進 | 42%           | 44%                 | 34.8% | 45%                  | 45%                  |
| 4   |                 | 水資源の有効活用       | 26%           | 28%                 | 31.6% | 29%                  | 31%                  |
| 5   |                 | 水質の保全          | 39%           | 41%                 | 42.0% | 42%                  | 44%                  |
| 6   | III<br>自然環境の保全  | 自然環境の保全と活用     | 36%           | 37%                 | 30.0% | 38%                  | 38%                  |
| 7   |                 | 生き物の保護とふれあいの確保 | 28%           | 29%                 | 38.2% | 30%                  | 32%                  |
| 8   |                 | 水辺環境の保全と活用     | 41%           | 43%                 | 30.1% | 44%                  | 44%                  |
| 9   | IV<br>生活環境の保全   | 緑の保全と緑化の推進     | 48%           | 49%                 | 54.5% | 50%                  | 52%                  |
| 10  |                 | 快適な公共空間の確保     | 40%           | 43%                 | 18.5% | 44%                  | 44%                  |
| 11  |                 | 美しい街並みの創造      | 42%           | 44%                 | 54.2% | 45%                  | 48%                  |
| 12  |                 | 歴史・文化資源の保全と活用  | 36%           | 37%                 | 38.0% | 38%                  | 39%                  |
| 13  | V<br>環境教育の推進    | 環境教育※の推進       | 26%           | 28%                 | 38.3% | 29%                  | 31%                  |
| 14  |                 | 市民参加の推進        | 23%           | 25%                 | 35.4% | 26%                  | 28%                  |
| 15  |                 | 環境に配慮した事業活動の促進 | 22%           | 24%                 | 22.1% | 25%                  | 25%                  |

## (2) 施策進捗度

| 施策No. | 長期的目標                | 取組の方向性 | 施策進捗度                                 | 単位                         | 基準値                  | 目標値                  | 実績値            | 目標値                   |                       |
|-------|----------------------|--------|---------------------------------------|----------------------------|----------------------|----------------------|----------------|-----------------------|-----------------------|
|       |                      |        |                                       |                            | H28<br>(2016)        | 3年後<br>R 2<br>(2020) |                | 中間年度<br>R 4<br>(2022) | 最終年度<br>R 6<br>(2024) |
| 1     | 長期的目標I<br>脱炭素社会※の構築  | I - 1  | 太陽光発電設備導入容量<br>(10kW未満)               | kW                         | 56,667               | 71,325               | 74,532         | 80,020                | 89,775                |
| 2     |                      |        | 松橋駐車場、第四庁舎駐車場の公用車の次世代自動車※台数           | 台                          | 2                    | 4                    | 4              | 6                     | 6                     |
| 3     |                      |        | 施設園芸における燃油使用削減量                       | kl                         | 285                  | 250                  | 172            | 250                   | 250                   |
| 4     |                      |        | 建築物省エネ法届出率<br>(300 m <sup>2</sup> 以上) | %                          | 88                   | 90以上                 | 93.8           | 90以上                  | 90以上                  |
| 5     |                      |        | 小・中学校のトイレの洋式化率                        | %                          | 33.1                 | 37.0                 | 38.6           | 39.0                  | 50.0                  |
| 7     |                      |        | 簡易堆肥施設等を整備している畜産農家の割合                 | %                          | 82.1                 | 84.1                 | 88.0           | 85.1                  | 86.1                  |
| 8     |                      |        | 天然ガス利用率<br>(自然休養村※センター)               | %                          | 79.7                 | 73.3                 | 73.8           | 73.3                  | 73.3                  |
| 9     |                      |        | 学校給食における地場産物の使用割合                     | %                          | 39.3                 | 43.0                 | 37.4           | 45.0                  | 45.0                  |
| 10-1  |                      |        | 消化ガスの発生量<br>(大淀処理場)                   | Nm <sup>3</sup><br>(H27基準) | 1,617,000<br>(H27基準) | 1,734,000            | 1,847,709      | 1,772,000             | 1,800,000             |
| 10-2  |                      |        | 乾燥肥料の生産数量<br>(宮崎処理場)                  | 袋                          | 88,000<br>(H27基準)    | 88,000               | 72,505         | 88,000                | 88,000                |
| 11    | I - 2                |        | 主要バスターミナル※における路線バス乗降客数                | 千人                         | 1,445                | 1,464                | 1,364          | 1,469                 | 1,308                 |
| 12    |                      |        | 道路改良事業による電線共同溝整備路線累計延長                | km                         | 3.99                 | 5.25                 | 5.25           | 5.25                  | 5.25                  |
| 13    |                      |        | 自転車通行空間の整備路線延長                        | km                         | 4.8                  | 12.8                 | 22.2           | 16.8                  | 35.7                  |
| 14    |                      |        | 不適合物件や不法占用物件のは正(改善・撤去・申請)件数           | 件                          | 204                  | 200                  | 351            | 175                   | 165                   |
| 15    | I - 3                |        | 市域から排出される二酸化炭素※<br>(運輸部門)削減率          | %                          | 0<br>(H25年度)         | 8.1<br>(H30値)        | 3.6<br>(H30値)  | 11.4<br>(R2値)         | 18.5<br>(R4値)         |
| 16    |                      |        | 市役所から排出される温室効果ガス※削減率                  | %                          | 0<br>(H25年度)         | 9.2                  | 8.54           | 15.3                  | 26.9                  |
| 17    |                      |        | 市域から排出される温室効果ガス削減率                    | %                          | 0<br>(H25年度)         | 7.6<br>(H30値)        | 26.2<br>(H30値) | 10.7<br>(R2値)         | 24.4<br>(R4値)         |
| 18    |                      |        | 環境に関する啓発イベント参加者数                      | 人                          | 17,650               | 17,850               | 31,464         | 17,950                | 18,000                |
| 19    | 長期的目標II<br>循環型社会※の形成 | II - 1 | 市民1人1日あたりのごみ排出量                       | g                          | 970                  | 959                  | 948            | 953                   | 948                   |
| 20-1  |                      |        | 再生利用率(リサイクル率)                         | %                          | 15.8                 | 15.6                 | 15.3           | 16.0                  | 16.4                  |
| 20-2  |                      |        | 最終処分率                                 | %                          | 12.3                 | 12.4                 | 12.1           | 11.9                  | 11.6                  |
| 21    |                      |        | ごみ減量アドバイザーの派遣回数(累計)                   | 回                          | 208                  | 680                  | 520            | 1,100                 | 1,540                 |
| 22    |                      |        | 生ごみ処理機器の補助・支給件数(累計)                   | 件                          | 483                  | 1,350                | 1,656          | 2,250                 | 3,600                 |
| 23    |                      |        | 学校給食の生ごみリサイクル率                        | %                          | 100                  | 100                  | 100            | 100                   | 100                   |
| 24    |                      |        | 産業廃棄物※処理業者への立入検査率                     | %                          | 100                  | 100                  | 100            | 100                   | 100                   |
| 25    |                      |        | 建築リサイクルパトロール実施率                       | %                          | 63                   | 60以上                 | 62.8           | 60以上                  | 60以上                  |
| 26    |                      |        | 農業用廃プラスチックの不法投棄件数                     | 件                          | 0                    | 0                    | 0              | 0                     | 0                     |

| 施策No. | 長期的目標                   | 取組の方向性 | 施策進捗度                        | 単位                | 基準値              | 目標値                  | 実績値   | 目標値                   |                       |
|-------|-------------------------|--------|------------------------------|-------------------|------------------|----------------------|-------|-----------------------|-----------------------|
|       |                         |        |                              |                   | H28<br>(2016)    | 3年後<br>R 2<br>(2020) |       | 中間年度<br>R 4<br>(2022) | 最終年度<br>R 6<br>(2024) |
| 27    | 循環型社会※の形成<br><br>長期的目標Ⅱ | II-2   | 公共用水域環境基準※(BOD※)<br>達成率      | %                 | 100              | 100                  | 100   | 100                   | 100                   |
| 28    |                         |        | 浄化槽※の法定検査受検率                 | %                 | 61.6             | 64.8                 | 65.7  | 66.4                  | 68.0                  |
| 29    |                         |        | 生活排水処理率                      | %                 | 91.8             | 95.2                 | 93.8  | 96.4                  | 97.1                  |
| 30    |                         |        | 水道管路(口径150mm以上)<br>耐震化率      | %                 | 37.3             | 39.7                 | 40.9  | 41.0                  | 42.9                  |
| 31    |                         |        | 植林面積                         | ha                | 123              | 204                  | 130   | 238                   | 160                   |
| 32    | 長期的目標Ⅲ<br><br>自然環境の保全   | III-1  | 森林ボランティア参加者数                 | 人                 | 950              | 1,000                | 678   | 1,000                 | 600                   |
| 33-1  |                         |        | 緑の保全地区総面積                    | ha                | 34.9             | 34.9                 | 34.9  | 35.4                  | 34.9                  |
| 33-2  |                         |        | 郷土の名木指定本数                    | 本                 | 165              | 168                  | 146   | 170                   | 145                   |
| 34    |                         |        | 市民農園の設置区画数                   | 区画                | 406              | 406                  | 364   | 406                   | 406                   |
| 35    |                         |        | 多面的機能支払交付金事業に<br>取り組む組織数     | 地区                | 92               | 90                   | 99    | 90                    | 90                    |
| 36    |                         |        | 遊休農地率                        | %                 | 2.6              | 1.0                  | 3.1   | 1.0                   | —                     |
| 37    |                         | III-2  | ホタル保護河川総延長                   | m                 | 5,770<br>(H29年度) | 5,770                | 5,255 | 5,770                 | 5,770                 |
| 38    |                         |        | 多自然川づくり※工法による<br>護岸整備・改修延長   | m                 | 3,300            | 3,700                | 4,029 | 3,800                 | 4,200                 |
| 39    |                         |        | 野生動植物の重要な生息地                 | 箇所                | 2                | 3                    | 2     | 3                     | 3                     |
| 41    |                         | III-3  | 子ども自然体験活動参加者数                | 人                 | 1,085            | 1,130                | 392   | 1,130                 | 1,130                 |
| 42    | 長期的目標Ⅳ<br><br>生活環境の保全   | IV-1   | 市庁舎の緑化率                      | %                 | 20               | 20                   | 20    | 20                    | 20                    |
| 43    |                         |        | 花と緑の推進事業参加者数                 | 人                 | 1,260            | 1,290                | 313   | 1,310                 | 1,320                 |
| 44    |                         |        | 農村景観保全活動の支援を行う<br>地区数        | 地区                | 2                | 2                    | 2     | 2                     | 2                     |
| 45    |                         |        | 日南海岸沿道修景保全活動回数               | 回                 | 5                | 5                    | 1     | 5                     | 4                     |
| 46    |                         |        | 市民1人あたりの都市公園面積               | m <sup>2</sup> /人 | 22.89            | 23.41                | 23.50 | 23.49                 | 23.48                 |
| 47    |                         |        | 道路改良事業による植樹帯・<br>植樹樹整備路線延長   | km                | 72.21            | 74.17                | 73.75 | 74.17                 | 74.43                 |
| 48    |                         | IV-2   | 整備済みの史跡公園箇所数<br>(累計)         | 箇所                | 2                | 2                    | 2     | 2                     | 2                     |
| 49    |                         |        | 地域の文化財保存会等への文化<br>財の保護管理委託件数 | 件                 | 34               | 34                   | 53    | 34                    | 34                    |

| 施策No. | 長期的目標              | 取組の方向性 | 施策進捗度                                     | 単位  | 基準値           | 目標値                  | 実績値                   | 目標値                   |         |
|-------|--------------------|--------|---|-----|---------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|---------|
|       |                    |        |   |     | H28<br>(2016) | 3年後<br>R 2<br>(2020) | 中間年度<br>R 4<br>(2022) | 最終年度<br>R 6<br>(2024) |         |
| 50    | 長期的目標IV<br>生活環境の保全 | IV-3   | 大気環境基準※達成率                                | %   | 91.2          | 91.2                 | 88.2                  | 91.2                  | 91.2    |
| 51    |                    |        | アスベスト除去現場への立入検査実施率                        | %   | 100           | 100                  | 100                   | 100                   | 100     |
| 52    |                    |        | 自動車騒音測定における環境基準達成率                        | %   | 87.5          | 87.5                 | 100                   | 87.5                  | 87.5    |
| 53    |                    |        | ダイオキシン類※の環境基準達成率                          | %   | 100           | 100                  | 100                   | 100                   | 100     |
| 54    |                    |        | 緑化総創出面積                                   | ha  | 5.1           | 17.1                 | 19.3                  | 25.1                  | 34.5    |
| 55    |                    |        | 熱中症予防対策における休憩所施設数                         | 箇所  | 128           | 140                  | 141                   | 146                   | 152     |
| 56    |                    |        | 宮崎市防災メール登録件数                              | 件   | —             | —                    | —                     | 21,000                | 23,000  |
| 57    |                    |        | 自主防災組織の結成率                                | %   | 84.8          | 86.5                 | 87.5                  | 87.5                  | 88.5    |
| 58    | 長期的目標V<br>環境教育※の推進 | V-1    | 環境学習指導者養成講座修了者数(累計)                       | 人   | 201           | 261                  | 251                   | 291                   | 306     |
| 59    |                    |        | 大淀川学習館の利用者数                               | 人   | 183,485       | 185,000              | 52,759                | 185,000               | 185,000 |
| 60    |                    |        | 環境学習パートナー※派遣回数                            | 回   | 20            | 32                   | 30                    | 33                    | 34      |
| 61    |                    |        | 教育活動全体を通して、学校の実態に応じた特色ある環境に関する活動を行っている学校数 | 校   | 73            | 72                   | 72                    | 72                    | 72      |
| 62    |                    | V-2    | 「環境美化の日」と「市民一斉清掃」への参加自治会の平均割合             | %   | 72.73         | 75.0                 | 72.5                  | 75.0                  | 75.0    |
| 63    |                    |        | 青島・日南海岸の清掃活動回数                            | 回   | 313           | 310                  | 390                   | 310                   | 350     |
| 64    |                    |        | 環境に関する事業を実施する地域まちづくり推進委員会数                | 団体  | 27            | 27                   | 27                    | 27                    | 27      |
| 65    |                    |        | 市民活動支援補助金申請団体のうち環境活動を行う団体数                | 団体  | 1             | 1                    | 0                     | 1                     | 1       |
| 66    |                    |        | 花いっぱい推進事業参加団体数                            | 団体  | 573           | 576                  | 474                   | 578                   | 515     |
| 67-1  |                    | V-3    | 環境保全型農業※の取組者数                             | 人   | 79            | 79                   | 58                    | 79                    | 59      |
| 67-2  |                    |        | 環境保全型農業の取組面積                              | a   | 15,311        | 15,311               | 15,483                | 15,311                | 15,311  |
| 68    |                    |        | 海面及び内水面への種苗放流回数                           | 回   | 11            | 10                   | 11                    | 10                    | 10      |
| 69    |                    |        | 開発許可申請に対する指導・助言率                          | %   | 100           | 100                  | 100                   | 100                   | 100     |
| 70    |                    |        | みやざきエコアクション認証登録事業者数(累計)                   | 事業者 | 180           | 200                  | 204                   | 210                   | 220     |
| 71    |                    |        |   |     |               |                      |                       |                       |         |

## 5 市民・事業者の環境配慮事項（一覧）

### （1）市民の環境配慮事項

| No. | 長期的目標                | 取組の方向性 | 環境配慮事項（市民）  |
|-----|----------------------|--------|---|
| 1   | 長期的目標I<br>脱炭素社会※の構築  | I-1    | <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光などの再生可能エネルギー※の活用を検討します。</li> </ul>  |
| 2   |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>家の新築・増改築の際には、太陽光発電設備や太陽熱利用機器の導入を検討します。</li> </ul>  |
| 3   |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>家の新築・増改築の際には、省エネルギー性能の高い住宅（高気密・高断熱、通風性、自然光の有効活用など）の選択に努めます。</li> </ul>                         |
| 4   |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギー性能が高い電化製品やエコマーク商品などの環境配慮型製品を使用するよう努めます。</li> </ul>                                       |
| 5   |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>家電製品等を購入・買い換える際には、LED※ランプ等省エネルギー・ラベルを参考に、価格や使用時の電気料金などを考慮して、経済的で省エネルギー性能の高いものを選びます。</li> </ul> |
| 6   |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>マイカーを購入・買い換える際には、次世代自動車※（ハイブリッド自動車や電気自動車など）を選ぶよう努めます。</li> </ul>                               |
| 7   |                      | I-2    | <ul style="list-style-type: none"> <li>自転車が車両であることを自覚し、定められた場所への駐輪や、自転車保険の加入、左側通行などの法令を遵守し、積極的な利用に努めます。</li> </ul>                    |
| 8   |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>毎週水曜日はノーマイカーデー※とし、徒歩・自転車又は電車やバスなどの公共交通機関を利用した通勤・通学等に努めます。</li> </ul>                           |
| 9   |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>外出する際には、マイカーよりも電車やバスなどの公共交通機関を優先的に利用するよう努めます。</li> </ul>                                       |
| 10  |                      | I-3    | <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車やオートバイを運転する際は、環境にやさしい運転（エコドライブ）を心がけ、周りに迷惑となる騒音を出さないようにします。</li> </ul>                       |
| 11  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車を使用する際には、不要なアイドリングや急発進・急停車をしないなど、エコドライブに心がけ、効率的な運転を行います。</li> </ul>                         |
| 12  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>次世代自動車（電気自動車やハイブリッド自動車など）を利用するよう努めます。</li> </ul>   |
| 13  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>すだれ、カーテン、ツル性植物などをうまく活用して日差しを避け、冷房の効率化に努めます。</li> </ul>   |
| 14  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は20℃を目安に設定します。</li> </ul>   |
| 15  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>家電製品を使わないときは、エコタップなどを使って主電源を切ったり、コンセントをこまめに抜くなどして、待機電力を減らします。</li> </ul>                       |
| 16  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>熱損失の大きい窓などの開口部には、断熱サッシや断熱シート、厚手のカーテンなどの使用に努めます。</li> </ul>                                     |
| 17  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>余分なものは買わない、地元食材を選ぶ（地産地消）、作り過ぎないなど、環境負荷の少ない賢い選択をします。</li> </ul>                                 |
| 18  | 長期的目標II<br>循環型社会※の形成 | II-1   | <ul style="list-style-type: none"> <li>買い物の際にはマイバッグを持参し、過剰包装を断るなど、ごみを少なくするよう努めます。</li> </ul>  |
| 19  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>「家庭ごみの正しい出し方」に従って、ごみと資源物は分別し、指定日に指定された場所に出し、ごみ減量及び再資源化に取り組みます。</li> </ul>                      |
| 20  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみ処理器などを活用し、生ごみの堆肥化に努めることにより、ごみ減量に取り組みます。</li> </ul>  |
| 21  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>廃食用油の回収活動に取り組みます。</li> </ul>   |
| 22  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>フリーマーケットや修理店などをを利用して、リユース、リペア、リサイクルに努めます。</li> </ul>   |
| 23  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>「環境美化の日」の清掃活動、市民一斉清掃、側溝清掃、海岸清掃などの清掃活動に参加し、ごみのポイ捨てをなくすよう努めます。</li> </ul>                        |
| 24  |                      | II-2   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の川を美しくする活動やミズベリング活動、豊かな水源確保のための森林の育成・保全活動への参加に努めます。</li> </ul>                               |

| No. | 長期的目標                | 取組の方向性 | 環境配慮事項（市民）  |
|-----|----------------------|--------|---|
| 25  | 循環型社会※の形成<br>長期的目標II | II-2   | <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活での節水に心がけ、お風呂の残り湯や雨水などを活用し、水資源の有効活用に努めます。</li> </ul>                                    |
| 26  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>洗剤は環境への負荷※を考慮して適量を使用します。廃食用油や調理くずは直接排水口に流さないなど、家庭での生活排水対策に取り組みます。</li> </ul>               |
| 27  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭菜園などにおいて、肥料や農薬は環境への負荷に配慮した適正な量と方法により使用します。</li> </ul>                                    |
| 28  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道などが整備されている地域では水洗化（下水道などへの接続）を推進するとともに、それ以外の地域では浄化槽※を設置し、適正な維持管理を行います。</li> </ul>      |
| 29  | 長期的目標III<br>自然環境の保全  | III-1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「郷土の名木」などの樹木、緑の保全地区や残された里山を大切にし、保存・管理に協力します。</li> </ul>                                    |
| 30  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>森林の働きや水辺の機能に关心を持ち、里山や河川などの維持管理や保護活動（イベント）への参加に努めます。</li> </ul>                             |
| 31  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>森林や緑地の維持管理活動、緑化活動などに積極的に参加します。</li> </ul>  |
| 32  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>家の新築や建て替え時には、県産材の使用を検討します。</li> </ul>  |
| 33  |                      | III-2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>干潟・砂浜・防潮林などの自然環境保護に努めます。また、里浜としての干潟や海辺を、憩い・癒しの場として活用します。</li> </ul>                        |
| 34  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>生態系や野生生物との共生について学び、理解を深め、身近な地域の自然や生き物を大切にします。</li> </ul>                                   |
| 35  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>本市における野生生物等の重要生息地の保護・保全に努めます。</li> </ul>   |
| 36  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域に生息・生育する在来種を不必要に捕獲しないようにし、絶滅危惧種（レッドデータブック※掲載種）や在来種の保護に協力します。</li> </ul>                  |
| 37  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>外来種※や国内の他地域から持ち込んだ野生生物を野外に放出しません。また、在来種の生態系を脅かすおそれのある外来種の駆除活動に協力します。</li> </ul>            |
| 38  |                      | III-3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>水辺という公共空間を活用しながら地域の魅力を引きだすミズベリング活動に、積極的に参加します。</li> </ul>                                  |
| 39  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域にある小河川敷や創出された親水空間を自然とのふれあいの場として活用します。</li> </ul>   |
| 40  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>レクリエーションやミズベリング活動などへの参加や教育文化施設などの利用を通じて、自然について学び、ふれあう機会をつくります。</li> </ul>                  |
| 41  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然とのふれあいを大切にし、ハイキングやキャンプなどのレジャー活動においても自然環境に影響を与えないようにします。</li> </ul>                       |
| 42  | 長期的目標IV<br>生活環境の保全   | IV-1   | <ul style="list-style-type: none"> <li>自宅でできる緑化に取り組み、植栽にあたっては地域の特性に合った樹種を選ぶようにします。</li> </ul>                                     |
| 43  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>自宅でできる花の植栽と緑化（庭やベランダでの植栽、生垣の設置、壁面緑化・屋上緑化、家庭菜園など）を進めます。</li> </ul>                          |
| 44  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>花のまちづくり活動に参加し、「緑の募金※」に協力します。</li> </ul>  |
| 45  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>オープンガーデンに取り組み、市民交流を図ります。</li> </ul>  |
| 46  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>屋根の色や塀の材質、形状、色等については、周辺景観との調和に配慮します。</li> </ul>  |
| 47  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>緑地、公園、河川など、住民参加で行う身近な景観の保全・管理活動に参加します。</li> </ul>  |
| 48  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>公園の樹木や街路樹を大切にし、清掃美化活動に参加、協力します。</li> </ul>   |
| 49  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>ペットを飼育する際には、他人の迷惑にならないように責任をもち、特に、ふんについては必ず飼い主が始末をします。</li> </ul>                          |
| 50  |                      |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉のまちづくりについて理解を深め、点字ブロックやスロープには物を置かないなど、高齢者や障がい者などが安全で円滑に利用できるようにします。</li> </ul>           |
| 51  |                      | IV-2   | <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の指定文化財※をはじめ、古来から引き継がれた自然・文化・歴史についての講習会等に参加し、見て触れて体感する活動を通じて、保存や継承活動への参加に努めます。</li> </ul> |

| No. | 長期的目標              | 取組の方向性 | 環境配慮事項（市民）  |
|-----|--------------------|--------|---|
| 53  | 長期的目標IV<br>生活環境の保全 | IV-3   | <ul style="list-style-type: none"> <li>エアコンは、扇風機との併用、直射日光の遮蔽などにより効率よく使用し、衣類は通気性、保温性の高い素材を選択するなど、環境配慮及び暑さ・寒さに対する工夫の両立に努めます。</li> </ul> |
| 54  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害に対する備えとして、市で配布しているハザードマップ※の確認、防災訓練への参加などに努めます。</li> </ul>                                  |
| 54  | 長期的目標V<br>環境教育※の推進 | V-1    | <ul style="list-style-type: none"> <li>身近な環境問題に関する勉強会、環境関連施設の見学会、自然体験活動など、環境学習への積極的な参加に努めます。</li> </ul>                               |
| 55  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境学習の講座などで学んだスキルを、家庭や地域における活動に具体的に生かすように努めます。</li> </ul>                                       |
| 56  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境学習指導者養成講座や、リーダーの養成プログラムなどに参加し、地域の環境活動に貢献できるように努めます。</li> </ul>                               |
| 57  |                    | V-2    | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川や海岸、地域における草刈りや清掃活動に参加します。</li> </ul>   |
| 58  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>食品ロス※の削減、冷蔵庫の設定温度の調節、不要な照明は消すなど、環境に配慮した生活を実践します。</li> </ul>                                    |
| 59  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境に関するイベントや学習会などに参加し、地球温暖化対策に関する取組など、地域での広報活動に努めます。</li> </ul>                                 |
| 60  |                    | V-3    | <ul style="list-style-type: none"> <li>みやざきエコアクション（市独自の事業所版環境マネジメントシステム※）などに取り組む事業者を評価し、提供する商品やサービスを選択します。</li> </ul>                 |
| 61  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境家計簿※などを活用して、電気・水道・ガスなどの使用量及び料金を把握し、温室効果ガス※排出削減につながる省エネルギー・省資源行動に取り組みます。</li> </ul>           |
| 62  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策や5R※、地域清掃などの環境活動に取り組む事業者への理解・関心をもつようになります。</li> </ul>                                   |

## (2) 事業者の環境配慮事項

| No. | 長期的目標               | 取組の方向性 | 環境配慮事項（事業者）  |
|-----|---------------------|--------|--|
| 1   | 長期的目標I<br>脱炭素社会※の構築 | I-1    | <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光や風力などの再生可能エネルギー※の活用を検討します。</li> </ul>  |
| 2   |                     |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>熱需要のあるホテルや旅館、病院などでは、積極的に太陽熱利用機器の導入を検討します。</li> </ul>                                  |
| 3   |                     |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー供給事業者は、エコ・ステーションの整備に努めます。</li> </ul>   |
| 4   |                     |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>建物の新築・増改築や大規模修繕時には、省エネルギー基準に適合した断熱性・気密性の高い建物構造・工法の採用など、省エネルギーにつながる工夫に努めます。</li> </ul> |
| 5   |                     |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>建物の新築・増改築や大規模修繕時には、国などの支援制度等を活用して、再生可能エネルギー設備の導入を検討します。</li> </ul>                    |
| 6   |                     |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>オフィスビルなどでは、ビルオーナーと管理会社、テナントとの連携による省エネルギーの取組について検討します。</li> </ul>                      |
| 7   |                     |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>照明器具を更新する際には、LED※照明への取り替えに努めます。</li> </ul>  |
| 8   |                     |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギー性能が高い電化製品やエコマーク商品、リサイクル製品などの環境負荷の少ない製品の積極的な購入・使用に努めます。</li> </ul>               |
| 9   |                     |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員に対してマイカー通勤の自粛や、ノーマイカーデー※（毎週水曜日）への参加、協力を呼びかけます。</li> </ul>                          |
| 10  |                     | I-2    | <ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関や施設の利便性に配慮して、駐輪場を設置します。</li> </ul>  |
| 11  |                     |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>開発事業を行う際には、公園・緑地などの確保や、歩行者・自転車利用者の通行空間の確保に努めます。</li> </ul>                            |
| 12  |                     | I-3    | <ul style="list-style-type: none"> <li>次世代自動車※（電気自動車やハイブリッド自動車など）を導入又は利用するよう努め、エコドライブを徹底します。</li> </ul>                      |
| 13  |                     |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は20℃を目安に設定し、職場でクール・ビズ、ウォーム・ビズを積極的に取り入れます。</li> </ul>                 |

| No. | 長期的目標                | 取組の方向性              | 環境配慮事項（事業者）   |
|-----|----------------------|---------------------|---|
| 14  | 脱炭素社会※の構築<br>長期的目標I  | I - 3               | <ul style="list-style-type: none"> <li>オフィスの照明やOA機器（パソコン、コピー機、プリンターなど）などは不必要的つけ放しをやめ、こまめに電源を切ります。</li> </ul>  |
| 15  |                      |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>上下3階程度の移動は、エレベーターを使用せずに階段を利用します。</li> </ul>  |
| 16  |                      |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>従業員へのエコドライブに関する情報提供や体験研修会への参加などを通じて、エコドライブの実践（タイヤの空気圧点検、アイドリングストップ、急発進・急加速の禁止、無駄な荷物を積まないなど）を促します。</li> </ul> |
| 17  |                      |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>ノー残業デーの推奨、ICT※を活用したペーパーレス化や多様な働き方の導入など、脱炭素なワークスタイルに努めます。</li> </ul>  |
| 18  | 長期的目標II<br>循環型社会※の形成 | II - 1              | <ul style="list-style-type: none"> <li>エコマーク商品やリサイクル製品などの環境負荷の少ない製品の開発・製造及び積極的な購入・使用を進めます。</li> </ul>   |
| 19  |                      |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>レジ袋の削減を推進し、ごみを少なくするように努めます。</li> </ul>   |
| 20  |                      |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物について、「事業系ごみの適正処理マニュアル」に基づき適正に処理し、不法投棄を発見した場合には速やかな関係機関への通報に努めます。</li> </ul>                               |
| 21  |                      |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>「事業所ごみ減量研修会」に参加し、事業系一般廃棄物※の減量及び再資源化に取り組みます。</li> </ul>   |
| 22  |                      |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>原材料は再生資源や廃棄物として処理・処分が容易なものを利用するよう努めます。</li> </ul>  |
| 23  |                      | II - 2              | <ul style="list-style-type: none"> <li>家畜などの動物を飼育する場合は、動物のふん尿が河川に流出しないよう、処理・保管施設を設置するなど適正に処理します。</li> </ul>   |
| 24  |                      |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>工場排水については、法・条例に基づき適切な排水処理施設を設置し、その運転管理には十分に注意します。</li> </ul>   |
| 25  |                      |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>排水処理技術の向上や浄化対策の改善に努めます。</li> </ul>   |
| 26  |                      |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地は可能な限り未舗装あるいは透水性舗装とし、雨水の地下浸透を図り流出抑制に努めます。</li> </ul>   |
| 27  |                      |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>水源涵養※のための森林の育成・保全活動に参加、協力します。</li> </ul>   |
| 28  |                      |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動における節水や事業所敷地内に雨水貯留槽を設置するなど、水資源の有効活用に努めます。</li> </ul>   |
| 29  |                      | 長期的目標III<br>自然環境の保全 | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境に影響を及ぼすことが予想される事業を行う際には、法律や県条例に基づき環境影響評価※を行うなど、動植物やその生息・生育環境を保護・保全するための適切な措置を講じます。</li> </ul>              |
| 30  |                      |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>開発事業を行う際には、周辺環境を考慮し、自然環境の保全に係わる適切な措置を講じます。</li> </ul>  |
| 31  |                      |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動がまちの緑や名木等に影響を及ぼさないように配慮し、保存や管理に協力します。</li> </ul>   |
| 32  |                      |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>森林の育成、適正管理と木材の需要拡大により、森林環境の保全と木材資源の利用推進に努めます。</li> </ul>   |
| 33  |                      |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境に配慮し、化学肥料・農薬の使用を抑えた農業の推進に努めます。</li> </ul>  |
| 34  |                      |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>里山や河川などの維持管理や保護活動（イベント）への参加に努めます。</li> </ul>   |
| 35  |                      |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の森林や緑地の維持管理活動、緑化活動に積極的に参加、協力します。</li> </ul>  |
| 36  |                      |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>間伐材、端材などを利用した商品の開発や購入を進めます。</li> </ul>   |
| 37  |                      | III - 2             | <ul style="list-style-type: none"> <li>生き物を販売する際には、購入者に対して十分な説明を行い、特定外来生物の販売、飼養、輸入、取引は行いません。</li> </ul>   |
| 38  |                      |                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>水辺という公共空間を活用しながら地域の魅力を引きだすミズベリング活動に、積極的に参加、協力します。</li> </ul>   |
| 39  |                      | III - 3             | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然とふれあうことのできる場や機会を提供するよう努めます。</li> </ul>   |

| No. | 長期的目標              | 取組の方向性 | 環境配慮事項（事業者）   |
|-----|--------------------|--------|---|
| 40  | 長期的目標IV<br>生活環境の保全 | IV-1   | <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内や建物の壁面・屋上や生垣などの緑化に努め、地域の特性に合った樹種の選定に努めます。</li> </ul>  |
| 41  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>花のまちづくり活動に参加し、「緑の募金※」に協力します。</li> </ul>  |
| 42  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物や工作物・屋外広告物・看板を設置する際には、色彩や大きさなどの形態が周囲の景観と調和するように配慮します。</li> </ul>                            |
| 43  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>公園の樹木や街路樹を大切にし、清掃美化活動に参加、協力します。</li> </ul>   |
| 44  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が所有又は管理する施設は、高齢者、障がい者などが安全で円滑に利用できるよう配慮します。</li> </ul>                                      |
| 45  |                    | IV-2   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の歴史・文化資源の保存活動に参加、協力します。</li> </ul>   |
| 46  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>伝統文化の後継者育成に協力します。</li> </ul>   |
| 47  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>開発事業を行う際には埋蔵文化財調査を行い、建設工事を行う際には歴史的建造物に影響を及ぼさないよう配慮します。</li> </ul>                              |
| 48  |                    | IV-3   | <ul style="list-style-type: none"> <li>工事を行う際には、低騒音型の工事機械の使用や工事時間帯の制限など、周辺の影響に配慮した騒音対策を講じます。</li> </ul>                               |
| 49  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令を遵守し、有害物質の発生抑制、適正処分、適正管理を行います。</li> </ul>  |
| 50  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>エアコンは、扇風機との併用、直射日光の遮蔽などにより効率よく使用し、衣類は通気性、保温性の高い素材を選択するなど、環境配慮及び暑さ・寒さに対する工夫の両立に努めます。</li> </ul> |
| 51  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然災害に備え、BCP（事業継続計画）の策定、建物の耐震化、避難経路の確認、備蓄品の確保、防災訓練の実施などに努めます。</li> </ul>                        |
| 52  | 長期的目標V<br>環境教育の推進  | V-1    | <ul style="list-style-type: none"> <li>職場研修などを通じて、従業員の公害防止や環境配慮の意識向上を図ります。</li> </ul>   |
| 53  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境に関する専門的知識を有する人材を講師として派遣するなど、地域や学校で行われる環境教育※を支援します。</li> </ul>                                |
| 54  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境に関するイベントや学習会などに積極的に参加、協力し、従業員にもその内容を広く周知します。</li> </ul>                                      |
| 55  |                    | V-2    | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川や海岸、地域における草刈りや清掃などの環境保全活動に参加、協力します。</li> </ul>   |
| 56  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境への取組を紹介した講演会や施設見学会などを積極的に開催します。</li> </ul>   |
| 57  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>緑地、公園、河川など、住民参加で行う身近な景観の保全・管理活動への参加、協力に努めます。</li> </ul>  |
| 58  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関や市民団体などと連携し、環境学習会、自然体験学習会などの活動に参加、協力します。</li> </ul>  |
| 59  |                    | V-3    | <ul style="list-style-type: none"> <li>水産資源の保護と増殖、陸域との連携により、豊かな河川や海域の保全に努めます。</li> </ul>  |
| 60  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>輸送効率や作業性を高めるために、積載効率の高い車両の利用、共同輸配送の利用、鉄道・海運を利用したモーダルシフト※を進めます。</li> </ul>                      |
| 61  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>みやざきエコアクション（市独自の事業所版環境マネジメントシステム※）などに取り組み、自主的・主体的に環境保全活動を実践します。</li> </ul>                     |
| 62  |                    |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境報告書※などにより、環境保全に関する取組状況などを積極的に公開するよう努めます。</li> </ul>  |

## 6 用語解説

### 〈数字・アルファベット〉

#### 5R（ごあーる）【P. 13、22、25、34、44、45、46、63、65、72、81】

リフューズ (Refuse ごみになるような物は受け取らない)、リデュース (Reduce ごみをなるべく出さないようにする)、リユース (Reuse ものを繰り返し大切に使う)、リペア (Repair ものを修繕して長く使う)、リサイクル (Recycle きちんと分別して資源化し再利用する) の5つの頭文字をとったもの。

#### BOD (Biochemical Oxygen Demand) (生物化学的酸素要求量) 【P. 27、47、48、77】

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の汚濁を測る代表的な指標。単位は一般的に mg/l で表し、この数値が高くなるほど水質が汚濁していることを意味する。

#### ICT (Information and Communication Technology) 【P. 43、82】

コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。

#### IPCC1.5°C特別報告書【P. 32】

2018年10月8日、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) により、パリ協定の「1.5°C目標」に関して発表された報告書。この報告書では、パリ協定の長期目標の中で言及されている「1.5°C」について、産業革命以前の世界の平均気温から 1.5°C 上昇した場合の影響と、1.5°C で温暖化を止めるためにはどれくらい対策が必要なのかなどについてとりまとめられており、世界平均気温については、産業革命前と比べて 2017 年の時点で約 1.0°C 上昇したと推定され、現在のペースで気温上昇が続けば、2030 年から 2052 年の間に 1.5°C に達する可能性が高いとされている。

#### LED (Light - Emitting Diode) (発光ダイオード) 【P. 20、21、40、79、81】

発光ダイオードは電気を光に変える作用を持っており、電子エネルギーを直接光に変えるため、小型で電気の消費量も少ないという特徴がある。

#### PDCA サイクル【P. 68】

組織が環境方針及び環境負荷を削減する目的・目標を定め、その実現のための計画 (Plan) を立て、それを具体的に実施 (Do) する。その結果を点検 (Check) し、さらに次のステップを目指して見直し (Action) を行うこと。

#### RCP2.6 シナリオ【P. 36】

IPCC 第5次評価報告書で用いられたもので、21世紀末 (2081-2100 年) の世界平均気温が、工業化以前 (1850 年頃) と比べて 0.9~2.3°C 上昇する可能性があるもの。

#### RCP8.5 シナリオ【P. 36】

IPCC 第5次評価報告書で用いられたもので、21世紀末 (2081-2100 年) の世界平均気温が、工業化以前 (1850 年頃) と比べて 3.2~5.4°C 上昇する可能性があるもの。

### SDGs (Sustainable Development Goals) (持続可能な開発目標) 【P. 2】

平成 27 (2015) 年の国連サミットで、先進国を含む国際社会全体の「持続可能な開発目標」として採択されたもので、令和 12 (2030) 年を期限に「目標」「ターゲット」「指標」が設定され、貧困をはじめ、保健や教育、ジェンダー、持続可能な都市などの地方公共団体と関連のあるものが含まれている。

## 〈ア行〉

### 一般廃棄物 【P. 46、82】

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス及びレストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活によって生じた「生活系ごみ」に分類される。

### 温室効果ガス 【P. 1、2、3、6、7、27、29、30、31、32、33、42、43、65、72、76、81】

赤外線を吸収する能力をもち、大気中に存在すると気温の上昇をもたらす気体。二酸化炭素、メタンなど 7 種類の物質が指定されている。人間の社会活動により、大気中の濃度が増大しており、地球温暖化や気候変動・異常気象が引き起こされている。

## 〈力行〉

### 外来種 【P. 52、80】

国外や国内の他地域から人為的に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。特に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)で指定された種は、飼養、栽培、保管、運搬及び輸入といった取扱いが規制される。

### 環境影響評価 (環境アセメント) 【P. 51、82】

開発行為が環境に与える影響の程度と範囲、その防止策、代替案の比較検討を含む総合的な事前評価並びにその再評価をいう。国では、環境影響評価法などに基づいて道路・港湾・公有水面の埋立などの公共事業の実施について、環境影響評価を行っている。

### 環境学習パートナー 【P. 13、28、61、78】

環境に関する分野で活動する有識者や市民団体、環境保全対策を推進する企業や事務所など、市に登録している者のこと。

### 環境家計簿 【P. 9、65、81】

日常的な生活行動と環境との関わりをチェックし、より環境への負荷がかからない暮らし方に改善していくことをめざした家計簿のこと。

### 環境基準 【P. 27、28、47、58、77、78】

環境基本法第 16 条は、「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」を環境基準としている。環境基準は行政上の目標値であり、直接に工場などを規制するための規制基準とは異なる。

**環境教育 【P. 1、5、9、10、13、14、17、22、23、24、25、28、60、61、74、75、78、81、83】**

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと。

**環境への負荷 【P. 48、60、66、80】**

人の日常生活や事業活動が環境に与える負担のことで、「環境基本法」では「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義されている。

**環境報告書 【P. 65、83】**

事業者が、自らの事業活動における環境配慮の方針や目標、環境マネジメントの内容、環境負荷の低減に向けた取組実績などについて取りまとめ、一般に公表するもの。

**環境保全型農業 【P. 13、28、64、74、78】**

農業のもつ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

**環境マネジメントシステム 【P. 64、65、74、81、83】**

企業や団体などの組織が、経営や運営の中で、環境保全に関する取組を進めるにあたり、方針や目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいくための計画や体制・手続きなどの仕組みのこと。

**気候変動問題 【P. 4、33】**

産業革命以降の人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加や森林破壊など的人為的な要因により、気温の上昇や大雨の頻度増加、海面上昇などが起き、私たちの健康や暮らしに悪影響が及ぼされること。

**グリーン購入 【P. 23】**

市場に供給される製品・サービスの中から、環境への負荷が少ないものを優先的に選択すること。消費者が実践することにより、供給する側（企業など）へ環境負荷を低減する製品の開発や生産を促すことになる。

**公益的機能 【P. 50、73】**

森林・農地の有するさまざまな機能のうち、環境保全機能（生物多様性保全、水質浄化、二酸化炭素吸收・固定などの機能）、水源涵養機能（水を蓄える機能）、土砂崩壊防止機能、保健文化機能（保健・休養の場の提供、芸術・宗教等の育みの場などとしての機能）のこと。

**〈サ行〉****再生可能エネルギー 【P. 1、2、3、7、8、9、13、15、20、22、23、24、25、29、30、33、38、39、40、72、79、81】**

自然界に存在し、枯渇せず永続的に利用可能なエネルギーで、太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などを指す。

### 産業廃棄物 【P. 17、27、45、73、76】

廃棄物は、発生源によってごみ、し尿などの一般廃棄物と産業廃棄物とに区分される。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物であり、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなどの20種類を指す。産業廃棄物は、事業所が自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないように適正に処理する義務がある。

### 次世代自動車 【P. 20、27、39、40、42、43、72、76、79、81】

窒素酸化物 (NOx) や粒子状物質 (PM) などの大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。

### 自然休養村 【P. 27、39、40、72、76】

さまざまな公的観光レクリエーション施設の一つで、農山漁村の優れた自然環境を保全するとともに、その地域にふさわしい観光農林漁業を行うことによって、都市生活者には農山漁村の自然と農林漁業に親しみと安らぎを得てもらい、農林漁業者には経済的な地位を向上してもらおうと農林水産省が昭和46年から事業を進め、都道府県が地区を指定している。

### 持続可能な社会 【P. 3、5、25、28、60、61】

地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のこと。

### 指定文化財 【P. 57、80】

歴史・芸術・学術的に重要なものとして、文化財保護法に基づき文部科学大臣が指定する文化財及び条例に基づき地方公共団体が指定する文化財。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物のうち重要なものを指定し、保存と活用が図られている。

### 主要バスターミナル 【P. 27、41、76】

宮崎駅、宮交シティ、宮崎空港の3箇所のこと。

### 循環型社会 【P. 1、3、13、22、23、24、27、44、45、72、73、75、76、77、79、80、82】

廃棄物などの発生を抑制するとともに、廃棄物などのうち、有益なものは資源として活用するなど、適切に廃棄物を処理することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

### 浄化槽 【P. 13、27、47、48、73、77、80】

し尿などを微生物の作用による腐敗又は酸化分解などの方法によって処理し、公共用水域などに放流するための設備又は施設。し尿のみを処理する設備又は施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活排水（厨房排水、洗濯排水など）と一緒に処理する設備又は施設を合併処理浄化槽という。

**食品ロス【P. 8、9、34、63、81】**

食品廃棄物のうち、食べられるのに捨てられてしまうもののこと。家庭における食品ロスには、食べられる部分まで過剰に除去して捨ててしまうもの、消費期限・賞味期限切れによりそのまま捨ててしまうもの、食べ残して捨ててしまうものなどがある。また、事業者における食品ロスには、製造業者・卸売業者から小売店への納品期限切れや、小売店における販売期限切れなどの理由により廃棄される食品をはじめ、レストランなどの飲食店における食べ残しなどがある。

**水源涵養【P. 25、47、48、82】**

降雨を地表や地中に一時的に蓄え、地下に浸透させることで、河川等に流入する量を調節し、下流における水資源の保全や洪水の緩和等を行う自然の働きのこと。

**生物多様性【P. 1、5、22、25、29、49、51、52】**

生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性、種間の多様性（種の多様性）及び種内の多様性（遺伝子の多様性）の3つのレベルで多様性があるとしている。

**ゼロカーボン・ドライブ【P. 2】**

太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力（再エネ電力）と電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）を活用した、走行時のCO<sub>2</sub>排出量がゼロのドライブのこと。

**〈タ行〉****ダイオキシン類【P. 28、58、74、78】**

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。これらの物質は炭素、酸素、水素、塩素を含むものが燃焼する過程などで意図せずに生成される。

**多自然川づくり【P. 13、28、52、73、77】**

河川が本来有している生物の生息環境や多様な景観を保全・創出し、治水・利水機能と環境機能を両立させた河川管理を行うこと。

**多様な主体【P. 3、25、33、42、47、55、60、61、62、72、73、74】**

市民、事業者（企業など）、行政、NPO等の民間団体、学校など地域のさまざまな関係者のことを指し、「多様な主体による協働」、「多様な主体による連携」として使われる。

**脱炭素社会【P. 1、2、3、19、20、22、23、24、27、29、38、43、72、75、76、79、81、82】**

地球温暖化の要因となる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）をはじめとした温室効果ガスの「排出量実質ゼロ」を目指す社会のこと。「排出量実質ゼロ」とは、温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸收量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

### 地域循環共生圏【P. 2】

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

### 地域脱炭素ロードマップ【P. 2】

地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示すもの。

### 地球温暖化対策計画【P. 2、29、31】

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条第1項及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」（平成27年12月22日地球温暖化対策推進本部決定）に基づき策定された国の計画。

### 地球温暖化対策推進本部【P. 2】

気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された京都議定書の着実な実施に向け、地球温暖化防止に係る具体的かつ実効ある対策を総合的に推進するため、平成9年12月19日、閣議決定により内閣に設置された後、平成17年2月16日、京都議定書の発効に伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正法が施行され、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための機関として、法律に基づく本部として改めて内閣に設置されたもの。

### 天然記念物【P. 13、25、57、74】

学術上価値の高い動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む）、植物（自生地を含む）、地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）などで、「文化財保護法」に基づき文部科学大臣が指定するもの及び地方公共団体が条例に基づき指定するもの。天然記念物のうち、特に重要なものは「特別天然記念物」に指定される。

## 〈ナ行〉

### 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)【P. 4、6、19、22、27、29、30、31、32、33、42、76】

石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する気体。産業革命後、化石燃料の燃焼が急増したことや吸収源である森林が減少したことなどにより、大気中の濃度が高まったことが、地球温暖化の最大の原因といわれている。

### ノーマイカーデー【P. 41、79、81】

一定の日や曜日を定めて自動車の利用を自粛すること。宮崎市では、市職員に対し、毎週水曜日をノーマイカーデーとして定め、公共交通機関や自転車又は徒歩通勤に努めるよう取り組んでいる。

## 〈ハ行〉

### ハザードマップ【P. 59、81】

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらに避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されたもの。

**パリ協定【P. 2、29、32、36】**

国連気候変動枠組条約に加盟する 196 か国・地域すべてが参加する初めての温暖化対策の国際的ルールのこと。

**ヒートアイランド【P. 13、25、54、58】**

都市でのエネルギー消費の増大や緑地の減少により、都市部の気温が上昇し、郊外に比べて高くなること。

**フロン【P. 6】**

フルオロカーボン（炭素とフッ素の化合物）のことを一般的にフロンと言う。そのうち、CFC（クロロフルオロカーボン）と HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）がオゾン層破壊物質である。また、HFC（ハイドロフルオロカーボン）のことを一般に「代替フロン」と言う。HFC は塩素をもたないためオゾン層を破壊しない。しかし、代替フロンは二酸化炭素の数百倍から数万倍の温室効果があり、地球温暖化の原因になるとして問題となっている。

**〈マ行〉****緑の募金【P. 15、56、80、83】**

緑の多面的な機能や重要性について理解を深め、緑豊かな生活環境を保護・創出することを目的とした募金運動で、年 2 回（2 月～5 月、9 月～10 月）行われている。寄せられた募金は、緑化の推進、森林整備などに使用される。

**モーダルシフト【P. 65、83】**

トラックによる幹線貨物輸送を、大量輸送が可能な海運や鉄道に転換すること。

**〈ラ行〉****レッドデータブック（Red Data Book）【P. 52、80】**

絶滅のおそれのある野生生物の種について、それらの絶滅の危険度、生息状況等をとりまとめたもの。

**第三次宮崎市環境基本計画  
【一部改訂計画】**

宮崎市環境部 環境政策課

〒880-8505

宮崎市橋通西一丁目1番1号

TEL (0985) 21-1761

FAX (0985) 22-0405